

児童福祉法等の一部を改正する法律 の施行に向けた検討状況

令和6年1月25日
自治体向け説明会

こども家庭庁

改正法の施行に向けた検討状況（目次）

- 概要・スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- こども家庭センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 一時保護施設の設備・運営基準案等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 親子再統合支援事業（親子関係再構築支援）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
- こどもの権利擁護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40
- こども家庭福祉の認定資格（こども家庭ソーシャルワーカー）・・・・・・・・・・ 47
- 一時保護時の司法審査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63
- 地域子育て相談機関・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 74
- 家庭支援事業・・ 80
- 里親支援センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 109
- 児童自立生活援助事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 120
- 社会的養護自立支援拠点事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 125
- 妊産婦等生活援助事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 135
- 在宅指導措置委託・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 140
- 都道府県社会的養育推進計画について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 142

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の概要

改正の趣旨

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

改正の概要

1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充【児童福祉法、母子保健法】

- ①市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うこども家庭センター（※）の設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機関の整備に努める。こども家庭センターは、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）を作成する。
※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。
- ②訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用勧奨・措置を実施する。
- ③児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行う。

2. 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上【児童福祉法】

- ①一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。
- ②困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。

3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化【児童福祉法】

- ①児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。
- ②障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。

4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備【児童福祉法】

児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。

5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入【児童福祉法】

児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合等を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。

6. 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上【児童福祉法】

児童虐待を受けた児童の保護等の専門的な対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。
※当該規定に基づいて、子ども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入する。
※認定資格の取得状況等を勘案するとともに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後2年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

7. 児童をわいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求める仕組み（日本版DBS）の導入に先駆けた取組強化）等【児童福祉法】

児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、児童福祉施設等の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項に児童の安全の確保を加えるなど所要の改正を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、5は公布後3年以内で政令で定める日、7の一部は公布後3月を経過した日、令和5年4月1日又は公布後2年以内で政令で定める日）

施行に向けた準備（実施要綱等に盛り込むべき事項、スケジュール）

施行	改正事項	政省令、告示、通知等に反映する必要のある論点	R4	R5			R6	R7	
				春～夏	秋	冬～春	夏～秋		
R6.4	こども家庭センターサポートプラン	人員配置基準、運営要領、サポートプランの記載事項・作成対象者 等	調査研究事業等	こども家庭審議会関係部会における議論	児相長会議・自治体説明会（運用イメージの提示）	府令公布	通知等発出	施行	第3期子ども子育て支援計画
	地域子育て相談機関	担い手・区域、情報発信・提供、子育て世帯とつながる工夫、関係機関との連携 等							
	家庭支援事業	支援対象者、事業内容、費用負担 等							
	こどもの権利擁護	意見聴取等措置・意見表明等支援事業の実施方法・体制等							
	親子再統合支援事業	事業内容、外部機関との協働方法 等							
	一時保護所基準	居室・人員等の基準、第三者評価の受審 等							
	自立支援	事業内容、対象者、実施場所、人員等の基準、届出事項 等							
	里親支援センター	事業内容、人員等の基準、第三者評価の受審、実施場所 等							
	妊産婦等生活援助事業	届出事項、対象者、実施場所 等							
	認定資格	研修課程、試験の頻度 等	検討会とりまとめ (研修加付等)			認定機関の発足			
R7.6	司法審査	一時保護の要件、一時保護状の請求手続 等		実務者作業チーム	府令改正・マニュアル検討	マニュアル案とりまとめ	確定・公表	マニ ュアル	施行（令和7年6月1日）

※ 令和6年4月に向け、令和4・5年度は、令和3年度補正予算(安心こども基金)等を活用し先行的な取組を実施。

こども家庭センター

こども家庭センターガイドラインの構成は以下を予定

第1章

第1節 はじめに

1. こども家庭センター創設の背景・目的
2. 本ガイドラインの位置付け

第2節 「こども家庭センター」の役割と業務

1. 「こども家庭センター」の役割
2. 「こども家庭センター」の業務の概要
3. 関係機関との連携について

第3節 業務実施のための環境整備

1. 「こども家庭センター」としての要件
2. 職員の確保
3. 人材育成等
4. 施設形態
5. 「こども家庭センター」における情報の取扱い

第4節 母子保健機能と児童福祉機能による一体的支援の実施

1. 一体支援の業務
2. サポートプランの作成、評価、更新
3. 「こども家庭センター」が一体的支援の効果的な実施のために取り組むべき事項

第2章

母子保健機能の業務を記載

(子育て世代包括支援センターガイドラインを改正)

※令和5年9月13日付け事務連絡「こども家庭センター業務ガイドライン（暫定版）のうち母子保健部分の送付について」

第3章

児童福祉機能の業務を記載

(市町村子ども家庭支援指針（ガイドライン）を改正)

ガイドライン案（第1章）のポイント①

「こども家庭センター」は、従来の「子育て世代包括支援センター」と「市区町村子ども家庭総合支援拠点」が有してきた機能を引き続き活かしながらも、**一体的な組織として子育て家庭に対する相談支援を実施することにより、母子保健・児童福祉の両機能の連携・協働を深め、子育てに困難を抱える家庭に対して、切れ目なく、漏れなく対応することを目指している。**また、「**家庭支援事業**」をはじめとする**地域資源を有機的に組み合わせ**た具体的な支援を届けていくための**中核的機能**を担っていくことが期待される。

【こども家庭センターの役割】

- こども家庭センターが担うべき主な役割は以下のとおり
 - 母子保健機能及び児童福祉機能の一体的な運営を通じて、①妊産婦及び乳幼児の**健康保持・増進に関する包括的な支援**、②こどもとその家庭(妊産婦を含む)の**福祉に関する包括的な支援を、切れ目なく、漏れなく提供**する。
 - 妊産婦、こどもやその家庭の**課題・ニーズを、母子保健・児童福祉それぞれの専門性を活かし、合わせることでより深く汲み取る。**
 - 個々の家庭の課題・ニーズに応えるために、「**家庭支援事業**」を中心とする**必要なサービスや地域資源を有機的に組み合わせ、「サポートプラン」として必要な支援内容を組み立てる。**
 - 「サポートプラン」に沿った支援が適切に提供されるよう**関係機関のコーディネート**を行い、変化する家庭の状況に応じた支援内容の見直し等を含めた**継続的なマネジメントを実施**する。
 - 地域全体のニーズ・既存の地域資源の把握を行うとともに、不足する地域資源については**新たな担い手となり得る者を発掘し、財政支援等と結びつけること等により地域資源を開拓し、関係機関間の連携を高めることにより、地域内の子育て家庭へ必要な支援を着実に提供できる体制を整備**する。
- 子育て家庭の困難を地域社会でしっかりと支えていくことは、児童福祉法上の「**家庭養育優先原則**」や**パーマナンスー保障の理念**に基づき、こどもたちが地域の中で幸せに暮らし続けることができる社会を担っていく上で非常に重要な意義を果たすもの

【関係機関との連携】①

- 関係機関との連携の重要性
 - ・ 「こども家庭センター」においては、地域のすべての妊産婦・子育て家庭に対する支援業務を担うことから、地域において母子保健や子育て支援に携わっている関係者との連携が欠かせない。さらに、支援が必要な妊産婦・子育て家庭への支援業務をになっていく上では、**自ら支援を求めるとは限らない困難を抱える家庭をできる限り早期に発見・把握し、支援につなげていくためには「こども家庭センター」自身の母子保健機能・児童福祉機能に閉じることなく、妊産婦・子育て家庭と接点を有し得る多様な関係機関（民間主体を含む）との日常的な連携関係を構築していくことが必要。**

【関係機関との連携】②

➤ 関係機関との具体的な連携関係の構築

- ・ 「こども家庭センター」においては**子育て支援施策等の担当者や関係機関と、顔の見える関係性・信頼関係を築き、気になるこども・家庭があった場合の相談先としての相互の連絡窓口（担当者・連絡先等）を明確にすること等により、支援を必要とするこども・家庭の情報が速やかに共有され、共に連携して当該こども・家庭を支えていくことができる体制を整えることが重要。**
- ・ 要対協の場を活用し、**日常的な情報共有が必要な関係機関を要対協の構成員としてあらかじめ位置づけておくことが情報共有の円滑化の工夫として効果的。支援を必要とするこども・家庭に関する情報が集まり、ともに連携して継続的に支援していく協力体制をつくっていくことが重要。**

➤ ヤングケアラーへの支援強化のための関係機関との連携

- ・ **学校（特に小学校・中学校）との間で、顔の見える関係性・信頼関係を築き、気になるこども・家庭があった場合の相談先としての相互の連絡窓口（担当者・連絡先等）を明確にしておくことが重要。**介護保険サービス・障害福祉サービス等の関係機関との支援内容の調整が必要であることから、それぞれの機関の担当部署やサービス調整者との日常的な連携関係を構築しておくことも重要。
- ・ 「こども家庭センター」は、①**ヤングケアラーの把握のステージにおいて学校との連携を図り、②把握したヤングケアラーの家庭のアセスメント・支援方針の決定や、支援方針に基づくサービス実施・フォローアップのステージにおいては介護・障害等のサービス調整者との連携を図りながら、常にヤングケアラーであるこどもの立場に立った関係機関の調整・継続的マネジメントの実施等を行っていくことが期待される。**

【母子保健機能と児童福祉機能による一体的支援の実施】

- 母子保健機能と児童福祉機能による一体的支援の主な業務は、①母子保健と児童福祉の各機能におけるケース対応、②統括支援員による一体的支援に向けた母子保健と児童福祉機能間の調整、③合同ケース会議の開催、④サポートプランの作成・評価・更新

こどもまんなか
こども家庭庁 ガイドライン案（第1章）のポイント③

【合同ケース会議の協議対象と運営（イメージ）】

**母子保健機能における支援が必要な対象者
で合同ケース会議に諮ることが望ましいもの**

妊産婦やこどものいる家庭に生じる養育上の問題や保護者の心身の不調等により支援が必要と考えられ、特定妊婦や要保護児童等の段階ではないが児童福祉機能との相互の情報共有や両機能で連携した支援が必要であると考えられる家庭 等

児童福祉機能との情報共有・連携が必要となるケース(例)

- ・リスクアセスメントシート※を活用し、合同ケース会議での協議が必要であると考えられる家庭
- ・特定妊婦の可能性が高く、児童福祉機能との協議が必要と考えられる家庭
- ・支援を行っている妊産婦、乳幼児のいる家庭であり、児童福祉機能と連携した支援が必要であると考えられる家庭 / 等

**統括支援員の
判断において
共有する
対象者**

合同ケース会議において両機能による支援方針を決定し進捗管理を行っている場合、統括支援員自身が開催が望ましいと判断する場合 / 等

**児童福祉機能における支援が必要な対象者
で合同ケース会議に諮ることが望ましいもの**

新規に受理したケースや、要保護児童対策地域協議会による進行管理中及び終結ケース等のうち、母子保健機能との情報共有や一体的支援が必要であると考えられる家庭 等

母子保健機能との情報共有・連携が必要となるケース(例)

- ・新規で相談に来た家庭のうち、母子保健機能との情報共有が必要と考えられる家庭
- ・緊急に支援を要する家庭であるが、早期に母子保健機能との情報共有が必要であり、一体的な支援が効果的であると考えられる家庭
- ・支援を行っている妊産婦、乳幼児のいる家庭であり、母子保健機能と連携した支援が必要であると考えられる家庭
- ・明らかに児童福祉機能の判断で要保護児童および要支援、特定妊婦であると判断し、母子保健機能と連携した支援が必要であると考えられる家庭
- ・要保護児童対策地域協議会での進行管理が終結するケースのうち、母子保健機能への情報提供や継続支援が必要であると考えられる家庭 / 等

両機能で共有すべきケースだと考えた時に統括支援に相談する



母子保健機能職員 統括支援員 児童福祉機能職員

合同ケース会議の開催

合同ケース会議の運営方法や協議事項

- ・統括支援員、母子保健機能の職員（保健師等）、児童福祉機能の職員（こども家庭支援員）等が出席する
- ・各機能のアセスメント情報や、作成中 / 作成したサポートプランを共有し、参加者で一体的に行う支援について役割分担も含めて検討する
- ・全ケースではなく一部のケースにおいて要保護児童 / 要支援児童 / 特定妊婦に該当するかの判断や当該家庭への支援方針の検討・決定を行う
- ・両機能による支援方針を検討・決定し、具体的に役割を定めつつ、サポートプランの更新などを連携して行う

※令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「母子保健における児童虐待予防等のためのリスクアセスメントの実証に関する調査研究」にて作成したシート（国立成育医療研究センター）
https://www.ncchd.go.jp/center/activity/kokoro_jigyo/

【サポートプランの作成】

- ・支援対象者との十分な信頼関係の構築には、サポートプランの作成過程において、行政の立場からみた支援対象者のリスクに着目するだけでなく、支援対象者の声を丁寧に聴き取る過程でニーズを把握し、こどもの最善の利益の実現という同じ目標に向かう協働関係（パートナーシップ）を形成することが欠かせない。
- ・サポートプランは、対象者と一緒に考え作成するものであり、これにより信頼関係を構築し、協働作業を通じて支援内容について円滑に合意形成を図り、支援につなげていくためのツールとも位置づけることができる。
- ・サポートプランを作成する対象者は、一義的には母子保健法の規定による「母性並びに乳児及び幼児の心身の状態に応じ、健康の保持及び増進に関する支援を必要とする者」や、児童福祉法の規定による「児童及び妊産婦の福祉に関し、心身の状況等に照らし包括的な支援を必要とすると認められる要支援児童等その他の者」である。このように、母子保健・児童福祉の観点からの支援を必要とする者を含んでおり、特定妊婦・要支援児童・要保護児童に該当しない場合であっても、行政からの支援・サポートプランの作成を希望する者や、要保護状態・要支援状態に陥る兆候が見られ予防的観点から早期の支援開始が児童の福祉に資すると考えられる者は、サポートプランの作成対象に含まれる。
- ・作成の同意が得られない場合については、可能な限り対話等を通じて支援対象者のニーズ把握を行い、行政内部での支援計画等に反映させ、支援を実施する。

【サポートプランへの記載事項等】（児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令 第1条の39の2）
法第10条第1項第4号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 **心身の状況等に照らし包括的な支援を必要とすると認められる要支援児童等その他の者**（以下この条において「要支援児童等その他の者」という。）の意向
- 二 **要支援児童等その他の者の解決すべき課題**
- 三 **要支援児童等その他の者に対する支援の種類及び内容**
- 四 **前三号に掲げるもののほか、市町村長が必要と認める事項**

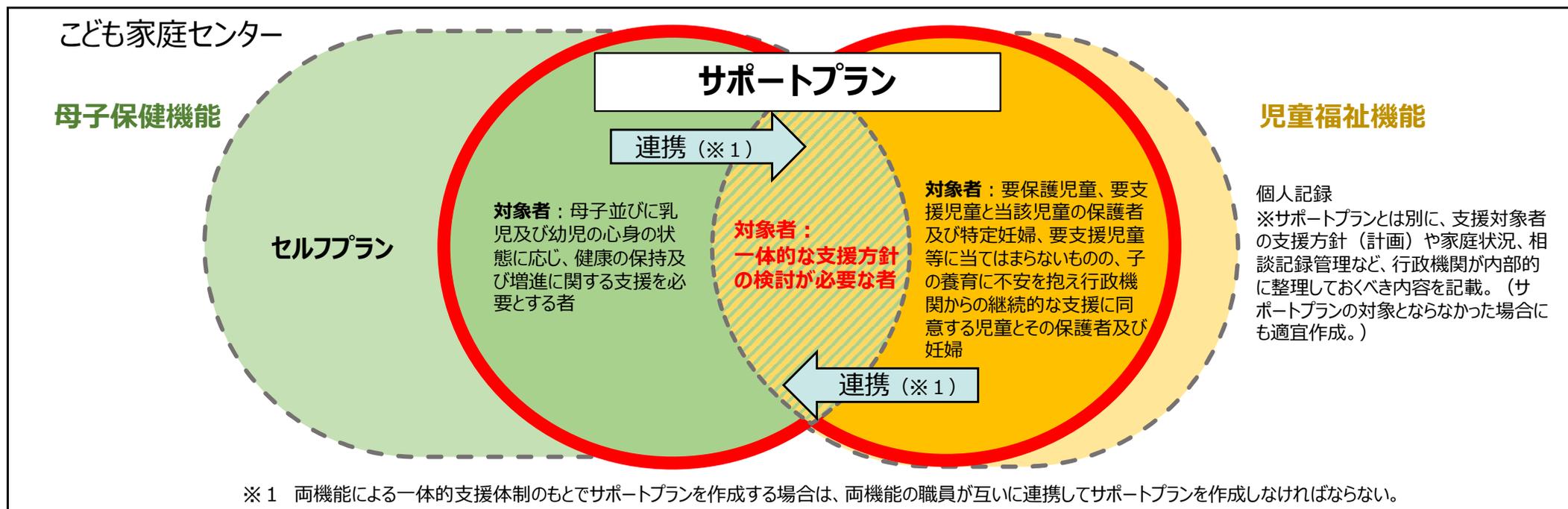
2 法第10条第1項第4号に規定する計画（以下この項において「サポートプラン」という。）を作成する場合において、要支援児童等その他の者が、母子保健法施行規則（昭和40年厚生省令第55号）第1条第1項に規定する包括的支援対象者であるときは、サポートプランの作成を担当する職員は、同項に規定する計画の作成を担当する職員と連携してサポートプランを作成しなければならない。

※内閣府令において母子保健法についても同様の記載あり。

こどもまんなか
こども家庭庁 ガイドライン案（第1章）のポイント⑤

【サポートプランと他の文書との関係性等】

- ・母子保健機能のサポートプランの対象者は、従来より子育て世代包括支援センターで作成してきたこれまで「支援プラン」の作成対象者と同様である。（※詳細は令和5年9月13日付け事務連絡「こども家庭センター業務ガイドライン（暫定版）のうち母子保健部分の送付について」を参照）
- ・一方、児童福祉機能のサポートプランの対象者は要支援児童等のみではなく、行政からの支援・サポートプランの作成を強く希望する者等も対象となり、より幅広い家庭が対象。
- ・両機能が連携した一体的支援体制のもとでサポートプランを作成すべきケースでは、合同ケース会議等で両機能が協議する等により、両機能のそれぞれのサポートプランに統括支援員の下での一体的な支援方針を反映させることを想定しているが、両機能間で合意が図られる場合は、一体的な作成がしやすいよう共通様式を作成し運用することが望ましい。



【サポートプランの作成上の留意点】

- ・支援対象者が、サポートプランの作成過程に主体的に関与し、有効かつ実効性のあるサポートプラン作成を行うためには、作成の前段階として、妊産婦・保護者・子どもといった支援対象者との関係構築とその維持が必須条件となり、そのためにも**初回の面接時（訪問時）の支援者である職員の姿勢がとりわけ重要である。支援者である職員の姿勢として、傾聴、共感、承認（これまで養育を頑張ってきた経験や、来訪したことなどをねぎらい、認めること）が重要となる。**また、サポートプランは支援者である職員と支援対象者が一緒に考えて作るものであり、相互に相談しあえる経験を重ねることも重要。
- ・支援対象者にとっては信頼できる人（職員）がサポートプラン作成に関与していると感じることで効果的な支援につながりやすくなり、支援者である職員にとっても、支援対象者のリスクだけでなくニーズに着目することでより良い支援が実現できることに留意する（ニーズアセスメント）。ニーズアセスメントは、支援を受けることに消極的・拒否的な感情を抱く者のニーズ、本人が自覚しつつも表明されないニーズ、あるいは本人の自覚はないが客観的に解決が必要と考えられるニーズ等を、支援対象者と支援者（職員）と一緒に表面化させる作業である。
- ・支援対象者との関係構築や支援を受け入れる姿勢が整っていることを確認したのち、サポートプランを本人に提示する。それぞれのサービス等の支援がどのようなものか、盛り込んだ支援によって支援対象者の生活がどのように変わると見込まれるか等について、支援者である職員が、支援対象者とともにサポートプランの内容をそれぞれ確認することが重要である。
- ・作成したサポートプランの内容の最終的な確認を行い、支援対象者の理解を得るために、**サポートプランは可能な限り対面で手交すること望ましい。**ただし、手交すると自体が目的ではなく、支援者である職員と支援対象者がサポートプランの理念や目的をよく理解し、一緒に考える中でサポートプランの理念や目的をよく理解し、信頼関係を丁寧に作った結果として、手交できる関係性の構築を目指すものであることに留意する。
- ・サポートプランの作成をはじめとして、「こども家庭センター」だけでなく他機関からの支援等の受け入れに対しても拒否を示す場合や、複数回の連絡・家庭訪問等を行っても家庭の状況把握ができない等、信頼関係を構築することが極端に難しい場合は、家庭支援事業の利用勧奨・措置や、児童相談所への送致など、次の方策について検討し、支援方針を決めることが重要である。また、支援を有効に行うために、保護者にサポートプラン等の提案・説明をしないほうが良いと考えられる場合には、こども家庭センター内部や要対協の個別ケース検討会議等で、その点についての合意形成を図り、記録に記載しておく。

1 「こども家庭センターのガイドライン」について

- 当該ガイドラインとして、こども家庭センターにおける母子保健機能と児童福祉機能の一体的相談体制の具体的な運用等について記載予定。12月に自治体へ第1章の案をお示したところであり、現在自治体に意見照会中。当該意見等を踏まえ、令和6年3月に確定版を通知する予定。
※なお、「こども家庭センターのガイドライン」はあくまで効果的な支援を行っていくための参考としてお示しするものであり、母子保健と児童福祉の一体的な支援に向けた体制の構築の検討を進めている自治体については、本ガイドラインを待つことなく、地域の実情等に応じ、より効果的な方法へ創意工夫していただいて構わない。

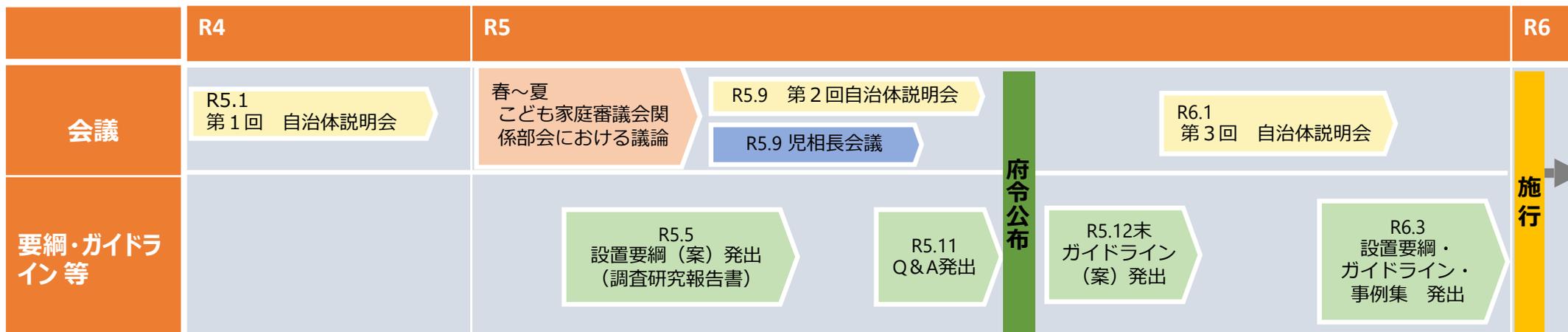
2 サポートプランについて

- サポートプランについては、上記ガイドラインにその運用等についてお示しする予定。
- 現時点における検討に当たっては、令和4年度「こども家庭センター及びサポートプランについての調査研究報告書」及び11月にこども家庭庁ホームページに掲載したQ&Aを参考としてください。

3 「設置要綱」について

- 財政支援のための設置要綱を令和6年3月に通知する予定。

【スケジュール】



統括支援員の基礎研修の概要

趣旨

全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有するこども家庭センター設置の意義・業務内容を理解し、統括支援員の役割等について学ぶ。

方法

オンデマンドによるオンライン研修
 (子どもの虹情報研修センター・西日本こども研修センターあかしから配信)
 (開催時期) 令和6年4月以降配信予定
 (研修時間) 約18時間(90分×12コマ)
 ※研修修了者に対し、修了証書を発行

「統括支援員」とは

統括支援員の要件は以下のいずれかに該当する者であり、かつ一体的支援に係る基礎研修を受講した者とする。

- ① 保健師、社会福祉士、こども家庭ソーシャルワーカー等の母子保健、児童福祉に係る資格を有し、一定の母子保健又は児童福祉分野の実務経験を有する者
- ② 母子保健機能、児童福祉機能における業務の双方(又はいずれか)において相談支援業務の経験があり、双方の役割に理解のある者
- ③ その他、市区町村において上記と同等と認めた者

(統括支援員に求められる資質)

- ・予防からハイリスク支援までの一連の流れを理解していること
- ・支援に活用できる社会資源を熟知していること
- ・支援のモニタリング、評価、見直しに関して一定の判断ができること

役割(1)

母子保健機能と児童福祉機能を理解し、社会資源を活用した支援のマネジメントや必要な助言ができる。

役割(2)

母子保健機能と児童福祉機能の双方による支援の一連の流れを理解し、一体的支援を行えるよう調整する。

研修科目

【特徴】

- ・母子保健と児童福祉の事例を通じた実践的な学び
- ・合同ケース会議の運営やサポートプランの作成・活用について詳しく解説
- ・実務者からの報告等と講義を一体的に実施

組織内の連携基盤(統括支援員の役割、組織内連携の推進/等)

母子保健の制度・実践(妊娠期からの切れ目のない支援/等)

児童福祉の制度・実践(児童虐待対応、こどもへの影響/等)

支援ネットワークの体制構築と社会資源の把握・開拓

関係機関との連携(マクロレベルの関係性のマネジメント)

アセスメント・モニタリング・評価・見直しに関する視点

<子ども・子育て支援交付金（こども家庭庁）+重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）>

令和6年度予算案 2,208億円の内数（1,920億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う。

2. 施策の内容

基本型

○「利用者支援」と「地域連携」の2つの柱で構成。

【利用者支援】 → **当事者の目線に立った、寄り添い型の支援**

地域子育て支援拠点等の身近な場所で、子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別のニーズ等に基づいて、子育て支援に関する情報の収集・提供、子育て支援事業や保育所等の利用に当たっての助言・支援を行う。

【地域連携】 → **地域における、子育て支援のネットワークに基づく支援**

利用者が必要とする支援につながるよう、地域の関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成や、地域に必要な社会資源の開発等を行う。

※ 令和6年度以降、「地域子育て相談機関」として子育て家庭等と継続的につながりを持ちながら実施する相談・助言や、「こども家庭センター」との連携が上記に含まれる。

《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置（基本Ⅲ型を除く）

※子ども・子育て支援に関する事業の一定の実務経験を有する者で、子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（基本型）」の研修を修了した者等

特定型（いわゆる「保育コンシェルジュ」）

○主として市町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う

《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置

※子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（特定型）」の研修を修了している者が望ましい

こども家庭センター型

○旧子育て世代包括支援センター及び旧市区町村子ども家庭総合支援拠点の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及び全てのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応する。

《職員配置》

主に母子保健等を担当する保健師等、主に児童福祉（虐待対応を含む）の相談等を担当する子ども家庭支援員等、統括支援員 など

3. 実施主体等

○実施主体 市町村（特別区を含む）

○負担割合 国（2/3）、都道府県（1/6）、市町村（1/6）

○主な補助単価（令和6年度予算案）

【基本事業】

基本Ⅰ型	基本Ⅱ型	基本Ⅲ型	特定型	こども家庭センター型
7,730千円	2,433千円	300千円	3,232千円	※職員配置形態等により異なる

【開設準備経費】改修費等 4,000千円 ※基本Ⅲ型を除く

○実施か所数の推移（単位：か所数）※母子保健型はR5まで、こども家庭センター型はR6から

	基本型	特定型	母子保健型	こども家庭センター型	合計
R3年度	981	379	1,675	—	3,035
R4年度	1,043	378	1,720	—	3,141

【加算事業】※基本Ⅰ型、Ⅱ型の場合

夜間開所	休日開所	出張相談支援	機能強化取組	多言語対応	特別支援対応	多機能型事業	こども家庭センター連携等加算
1,500千円	807千円	1,105千円	1,999千円	805千円	800千円	3,315千円	300千円

<子ども・子育て支援交付金（こども家庭庁）+重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）>

令和6年度予算案 2,208億円の内数（1,920億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1 施策の目的

- 改正児童福祉法により、子育て世代包括支援センター（母子保健）と子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとした。
- 「こども家庭センター」の設置は、これまで「子育て世代包括支援センター」と「市区町村子ども家庭総合支援拠点」それぞれの設置を進めてきた中で、両機関がともに特定妊婦や要支援児童等を支援対象に含んでいるにもかかわらず、組織が別であるために、連携・協働に職員の負荷がかかったり、情報共有等が成されにくい等の課題が生じていたことに対して、両機能を組織として一体的に運営することにより、母子保健・児童福祉両部門の連携・協働を深め、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目ない対応など、市町村としての相談支援体制の強化を図るために行われるものである。

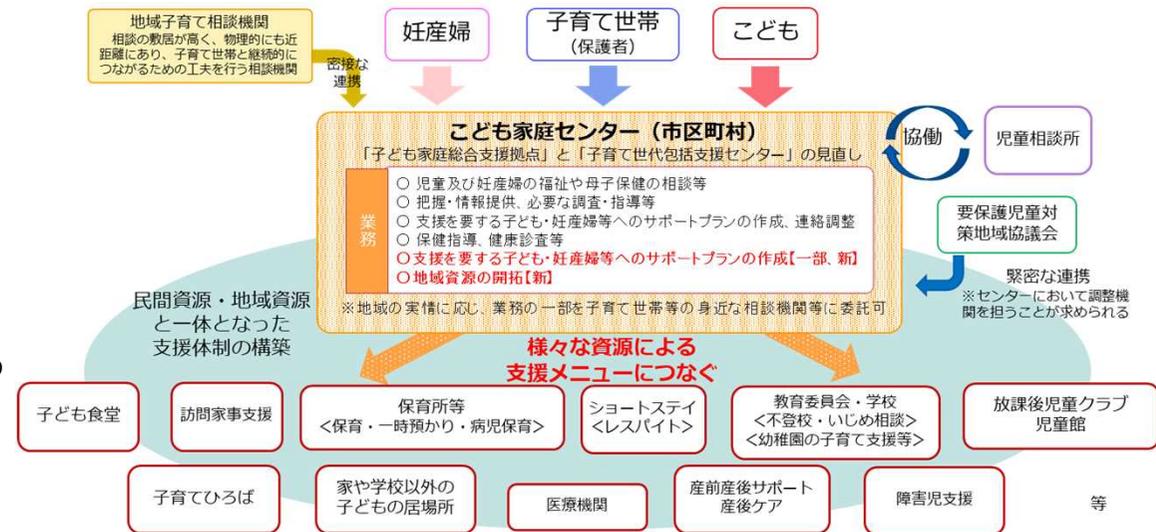
2 施策の概要・スキーム

新たに「利用者支援事業（こども家庭センター型）」を創設

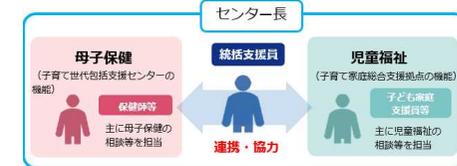
※現行の「子育て世代包括支援センター」及び「市区町村子ども家庭総合支援拠点」に係る財政支援（安心こども基金で実施していた母子保健・児童福祉一体的相談支援機関運営事業も含む）を一本化

<業務内容>

- 主に児童福祉（虐待対応を含む。）の相談等を担当する子ども家庭支援員等と、主に母子保健の相談等を担当する保健師等が配置され、それぞれの専門性に応じた業務を実施
- 統括支援員が中心となり、子ども家庭支援員等と保健師等が適切に連携・協力しながら、妊産婦やこどもに対する一体的支援を実施
- 妊娠届から妊産婦支援、子育てやこどもに関する相談を受けて支援を要するこども・妊産婦等へのサポートプランの作成
- 民間団体と連携しながら、多様な家庭環境等に関する支援体制の充実・強化を図るための地域資源の開拓 等



<こども家庭センターにおける一体的支援>



利用者支援事業（こども家庭センター型）

3 実施主体等

【実施主体】市区町村 【補助率】国：2/3、 都道府県：1/6、 市区町村：1/6

【補助単価】

①統括支援員の配置

1か所当たり 6,324千円

②母子保健機能（旧子育て世代包括支援センター）の運営費

保健師等専門職員及び困難事例等に対応する職員を専任により配置する場合	1か所当たり	14,331千円
保健師等専門職員及び困難事例等に対応する職員を兼任により配置する場合	1か所当たり	6,994千円
保健師等専門職員を専任、困難事例等に対応する職員を兼任により配置する場合	1か所当たり	11,834千円
保健師等専門職員を兼任、困難事例等に対応する職員を専任により配置する場合	1か所当たり	9,491千円
保健師等専門職員のみを専任により配置する場合	1か所当たり	9,337千円
保健師等専門職員のみを兼任により配置する場合	1か所当たり	4,497千円

③児童福祉機能（旧子ども家庭総合支援拠点）の運営費

直営の場合（1支援拠点当たり）		一部委託の場合（1支援拠点当たり）	
小規模A型	3,771千円	小規模A型	9,205千円
小規模B型	9,700千円	小規模B型	15,134千円
小規模C型	16,133千円	小規模C型	21,567千円
中規模型	21,588千円	中規模型	32,455千円
大規模型	40,091千円	大規模型	61,825千円
上乗せ配置単価	2,715千円(1人当たり)	上乗せ配置単価	常勤職員 5,646千円(1人当たり) 非常勤職員 2,715千円(1人当たり)

④サポートプラン作成にかかる支援員の加算（直営の場合は非常勤職員、委託により実施する場合は常勤職員も可とする）

直営の場合 2,715千円(1人当たり) 委託の場合 5,646千円(1人当たり)

※配置人数については、サポートプラン40件作成につき1人とする。

ただし、人口10万人未満の自治体は1名、人口10万人以上かつ30万人未満の自治体は2名、人口30万人以上の自治体は3名を上限とする。

⑤担い手の確保等の地域資源の開拓（コーディネーター）（直営の場合は非常勤職員、委託により実施する場合は常勤職員も可とする）

直営の場合 2,715千円(1人当たり) 委託の場合 5,646千円(1人当たり)

※地域資源開拓に必要なコーディネーターの配置については、人口規模に関わらず1自治体につき1名までとする。

⑥制度施行円滑導入経費（家庭支援ニーズ等実態調査や関係機関会議に係る費用）

1か所当たり 3,330千円

⑦こども家庭センターの開設準備費

※ただし、補助の対象は、補助の申請を行う年度又は補助の申請を行う翌年度に設置されるこども家庭センターとし、こども家庭センター1か所につき、補助は1度に限るものとする。

1か所当たり 7,678千円

※②及び③については、令和8年度まではこども家庭センターの要件を満たしていない場合であっても、それぞれの人員配置基準等を満たす場合は、国庫補助をそれぞれのか所数に応じて行います。（令和9年度以降はこども家庭センターの要件を満たしていない場合、補助対象外となります。）

一時保護施設の設備・運営基準案等

改正法の概要

- 一時保護施設については、児童養護施設の設備・運営基準を準用しているところであるが、一時保護はこどもにとって不安の大きい状況であり、より手厚い対応が必要となることから、新たに一時保護施設独自の設備・運営基準を策定することとしている。
- この基準は、一時保護施設におけるこどもの状況が様々であり、一律の対応ではなく個々の事情・態様に応じた個別ケアが求められていることを踏まえ、こどもの権利擁護や個別的なケアを推進するための職員配置基準等、一時保護施設の質を担保するための事項について規定することを想定している。
- 9月の自治体説明会においてお示した基準案について、部会や自治体の意見を踏まえ見直しを行い、1月からパブリックコメントを実施し、3月に公布を予定している。

今後のスケジュール

令和6年

- 1月～2月 一時保護施設の設備・運営に関する基準案（府令案） パブリックコメント
- 3月頃 一時保護施設の設備・運営に関する基準府令の公布
一時保護ガイドライン等の発出
- 4月 一時保護施設の設備・運営に関する基準府令の施行

今後自治体をお願いしたい事項

- 児童福祉法等の一部を改正する法律の附則第6条において以下のとおり規定していることから、各自治体においては、府令施行（令和6年4月1日）から一年を超えない期間内において、条例の制定をお願いしたい。

附則第6条 新児童福祉法第十二条の四第一項に規定する一時保護施設に係る同条第二項に規定する基準については、施行日から起算して一年を超えない期間内において同項に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同条第三項に規定する内閣府令で定める基準をもって、当該都道府県の条例で定められた基準とみなす。

※ 基準案概要の文末について

★：条例を定めるに当たって従うべき基準

条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、異なる内容を定めることは許されないもの。

☆：条例を定めるに当たって参酌すべき基準

地方自治体が十分参酌した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることが許容されるもの。

基準案の概要

注：前回説明会から修正した箇所は赤字。修正趣旨は青字

(1) 一時保護施設の第三者評価

- 一時保護施設は、自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。☆

(2) 児童の権利擁護等

- 都道府県知事は、一時保護施設職員に対し、その資質の向上のために、一時保護施設に入所している児童の権利の擁護、児童の意見又は意向を尊重した支援の実施その他必要な事項に関する研修の機会を確保しなければならない。★ ⇒ 第2回部会でのご意見を踏まえ、従うべき基準に変更
- 都道府県知事又は児童相談所長は、一時保護施設において一時保護を行うに当たっては、児童に対し、児童の権利、児童の権利を擁護するための仕組み、一時保護を行う理由その他必要な事項について、児童の年齢、発達の状況その他当該児童の事情に応じた説明を行わなければならない。★
- 一時保護施設においては、正当な理由なく、児童の権利の制限をしてはならない。正当な理由がある場合に、やむを得ず児童の権利を制限するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るよう努めなければならない。施錠等により児童の行動の制限をしてはならない。★ ⇒規定位置を(4)設備基準から移動
- 一時保護施設においては、合理的な理由なく、児童の所持する物の持ち込みを禁止してはならない。合理的な理由がある場合に、やむを得ず持ち込みを禁止するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得た上で行うよう努めなければならない。★

(3) 児童の健康状態の把握

- 入所した児童の健康状態を把握するために、児童の状況等に応じ、医師又は歯科医師による診察その他の必要な措置を講じなければならない。☆
⇒ 第2回部会でのご意見を踏まえ、歯科医師を追記

基準案の概要

(4) 設備基準

- 児童の居室、学習等を行う室、屋内運動場又は屋外運動場（※1）、相談室、食堂（※2）、調理室、浴室及び便所を設けること。（※3）★
 - ※1 一時保護施設の付近に、屋内運動場又は屋外運動場に代わるべき場所がある場合を含む。★
 - ※2 ユニット（入居定員がおおむね六人以下）を整備し、各ユニットにおいて食事を提供する場合を除く。★
 - ※3 加えて、児童三十人以上を入所させる一時保護施設には、医務室及び静養室を設けること。☆
- 児童が安全にかつ安心して暮らすことができるよう、ユニットを整備するよう努めること。☆
- 児童の居室の一室の定員は、四人以下とし、その面積は、一人につき四・九五平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の一室の定員は、六人以下とし、その面積は、一人につき三・三平方メートル以上とすること。☆（面積に係る部分は★）
- 少年（小学校就学の始期から、満十八歳に達するまでの者）の居室の一室の定員は、一人となるよう努めるとともに、その面積は、八平方メートル以上となるよう努めなければならない。ただし、複数の児童（少年を含む。）での利用が可能な居室を設け、少年の福祉のためにその居室を利用させることが適当であると認める場合には、当該少年が当該居室を利用できるよう努めること。☆
- 居室、浴室及び便所を設けるに際しては、入所する児童の年齢、性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティ等に配慮すること。☆
- ~~施設等により児童の行動の制限をしてはならない。また、~~児童の生活の場は、児童のプライバシーの保護に十分に配慮しなければならない。★ →規定位置を移動

基準案の概要

(5) 職員配置基準

- 一時保護施設には、児童指導員、嘱託医、保育士、看護師、個別対応職員、心理療法担当職員、学習指導員（※1）、栄養士及び調理員を置かなければならない。（※2）★

※1 学習指導員は、教育職員免許法に規定する小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者でなければならない。★

※2 学習指導を委託する施設においては学習指導員を、児童十人以下を一時保護する施設においては個別対応職員を、児童四十人以下を一時保護する施設においては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設においては調理員を置かないことができる。★

- 児童指導員及び保育士の総数は、通じて、満二歳に満たない幼児おおむね一・六人につき一人以上、満二歳以上満三歳に満たない幼児おおむね二人につき一人以上、満三歳以上の児童おおむね三人につき一人以上とする。

★

- 心理療法担当職員の数は、児童おおむね十人につき一人以上とする。★
- 学習指導員の数は、児童の人数に応じて適切な数を置くよう努めなければならない。★

(6) 夜間の職員配置

- 一時保護施設には、夜間、ユニットを整備しない場合には、職員二人以上を置かなければならない。
また、ユニットを整備する場合には、一のユニットごとに職員一人以上を置かなければならない。ただし、夜間に配置される職員全体の数は、二人を下ることはできない。★
- 一時保護施設において児童相談所の開庁時間以外に虐待通告窓口対応を行う場合には、夜間、上記職員とは別に当該対応に必要な職員を置くよう努めなければならない。★

基準案の概要

(7) 一時保護施設の管理者、指導教育担当職員

- 都道府県知事は、人格が高潔で識見が高く、一時保護施設を適切に運営する能力を有する者を一時保護施設の管理者として置かなければならない。★
- 一時保護施設には、職員の指導及び教育を行う指導教育担当職員を置かなければならない。★
- 指導教育担当職員は、一時保護施設における業務又は児童相談所における児童の福祉に係る相談援助業務に通算しておおむね五年以上従事した経験を有する者でなければならない。★
- ~~一時保護施設の管理者は、一時保護施設の定員の数、都道府県における職員の適正な配置等の観点から必要と認められ、かつ、一時保護施設の適切な運営に支障がない場合に限り、指導教育担当職員を兼ねることができる。~~
★ ⇒ 府令の解釈として兼任は可能であるため、府令ではなくガイドラインで記載
- 一時保護施設の管理者及び指導教育担当職員は、二年に一回以上、一時保護施設の運営に関し必要な知識の習得及びその資質の向上のためのこども家庭庁長官が指定する者が行う研修又はこれに準ずる研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。★
⇒ 各自治体で準ずる研修が行われる場合には当該研修を受けることでも可とする。
第2回部会でのご意見を踏まえ、従うべき基準に変更。

基準案の概要

(8) 児童の教育

- ~~就学している児童については、当該児童の希望に応じて、就学等できるように努めなければならない。~~☆
一時保護施設は、学校に在籍している児童が適切な教育を受けられるよう、当該児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。★
⇒ 高校生も対象に含まれることを明確にするため、「就学」という通常義務教育について用いる表現は使用しない形に修正。第2回部会での意見を踏まえ、従うべき基準に修正。

(9) 衛生管理等

- 一時保護施設は、入所している児童に対し清潔な衣服を提供しなければならない。なお、下着は児童の私物を使用させ、又は未使用のものを提供しなければならない。☆
⇒ 一時保護所のこども・社会的養護経験者からの意見を踏まえ、基準で明記。

(10) その他運営に関する事項

- 上記のほか、安全計画や業務継続計画の策定、衛生管理、食事、秘密保持、苦情対応等について児童福祉施設の設備・運営基準と同様の内容のものを規定する。

(11) 経過措置

- 設備基準については、現に存する一時保護施設（建築中のものを含む）については従前のおりとする。
- 職員配置基準と夜間の職員配置について、職員の確保等が難しい場合には、施行後2年間（令和8年3月31日まで）は従前のおりとする。
- 指導教育担当職員について、施行後2年間は、児童福祉司であって、職員の指導及び教育を行うための知識及び経験を有する者として児童相談所長が適当と認めた者を指導教育担当職員として置くことができる。

一時保護ガイドラインの見直し案のポイント

一時保護施設の子ども・社会的養護経験者からの主な意見

＜一時保護施設の生活上のルール・服装等の制限＞

- 一時保護施設における生活上のルール（服装・髪型の制限を含む。）についても権利制限に当たりうることも踏まえて、子どもの安全や福祉の観点から「正当な理由」に基づくものか定期的に点検・見直しを行う。その際は、子どもが参画した議論の場（子ども会議等）の活用等により、子どもの意見を十分踏まえることが適当。
※ 例えば、生活全般を通じた私語の禁止やきょうだいで入所している場合にきょうだいであること自体を秘匿させるなど、子どもに心理的な負担を与え、子どもの福祉を損なうようなルールは、早急に見直すべき
- 一時保護施設における生活上のルール及びその理由については、子ども向けのしおり等の説明資料に記載し、入所時等に、その発達状況等に応じて丁寧に説明して理解を得るよう努める。
- 子どもの心身の状態や背景等の個別事情に応じて柔軟な運用となるよう留意し、一律にルールを押し付けて子どもに過度な負担とならないよう対応する。
- 服装・髪型に関するルールについては、子どもの健康面や文化・ジェンダーアイデンティティ等に配慮し、一時保護施設で生活する上で必要最小限のものとなるよう留意。

- ルールについて理由を説明してほしい。
- 暗黙のルールが多い。明文化されていない小さなルールが多い。
- 発達障害を持っていることもあり、暗黙のルールがわからなかった。
- 一時保護所のしおりには書かれていないこともありルールを知らなかったが、職員から指導を受けた。
- 非行児童に合わせたルールの下で過ごさなければならなかった。
- 好きな服装や髪型ですごしたい。長ズボンしかなくて夏暑い。

＜児童の所持品の持込制限＞

- ※ 一時保護施設設備運営基準案にて合理的な理由なく、児童の私物の持込を禁止してはならない旨規定。
- 児童の所持品の持込みに関するルールについて、子どもの安全や福祉の確保の観点から「合理的な理由」に基づくものか定期的に点検・見直しを行う。その際、例えば、子ども用の鍵付きのロッカー等を導入するなどによりできる限り所持品の持込みが認められるよう努めることが望ましい。

- 私物のパーカー、ヘアゴムを保護所で使おうとしたが、派手だからとかビーズがついているからとかダメと言われた。

一時保護ガイドラインの見直し案のポイント

一時保護施設の子ども・社会的養護経験者からの主な意見

(私物の持込制限)

- むいぐるみなど心理的に大切な物については子どもが所持できるよう最大限配慮。
- 携帯電話等の通信機器については、保護者等との連絡が可能となるものであるため、子どもの安全や福祉の確保の観点から合理的な理由がある場合には持込みを制限することも可能。
一方で、特に通信機器の使用が一般化している高年齢の子どもにとってはその使用ニーズも高いこと等を踏まえ、子どもの年齢や利用の必要性等の子どもの個別事情を踏まえて、子どもの安全確保上支障がない範囲で利用が可能となる工夫（※）を、子どもとともに考えることが望ましい。（例：普段は事務所で保管し、一定の時間・相手について職員の立会いの下で利用する等）
※ このほか、インターネットの利用については、タブレット端末の貸与等により一定の時間可能としている例もあるところであり、こうしたツールの活用等も有用。

- 友達が手に書いてくれていた寄せ書きなども、個人情報だからと言って消されてしまった。むいぐるみでも教科書でも、何でもよいからつながりを感じられるものを持ち込ませてほしい。
- スマホが没収されてしまうので、友達とメールのやりとりができない。
- スマホとか自分で過ごせるものがほしい。
- ネットを使いたい。

<教育>

- ※ 児童の教育、学習指導員の配置等については、一時保護施設設備運営基準案にて規定。
- 子どもの希望を確認の上、学校等への通学に必要な支援を行うとともに、通学が困難な場合には、リモート授業の実施や分教室の設置など教育委員会、学校等と調整して子どもが必要な教育を受けられるよう努める。
- 画一的な学習教材ではなく、タブレット学習端末の活用など子ども一人ひとりの習熟状況に応じた学習教材を提供するなど、創意工夫した学習を展開する。

- 受験がしたい。
- 勉強を教えてほしい。
- 学習を遅らせないでほしい。
- 一時保護施設での勉強は掛け算など単純なプリント学習が中心だった。

一時保護ガイドラインの見直し案のポイント

一時保護施設の子ども・社会的養護経験者からの主な意見

<日課・自由時間>

- 日課を設定する際には、子ども一人一人の年齢・発達の程度や特性等を含めた状態像や背景、希望等に応じて柔軟な運用となるよう留意し、一律に押し付けることにより子どもにとって過度な負担とならないよう対応。
- 過度な日課の設定により子どもの負担とならないよう、自由時間とのバランスにも十分留意するとともに、子どもの文化・ジェンダーアイデンティティ等にも配慮。
- 日課の予定については、子どもの心理的な安定を図る観点等から、あらかじめわかりやすく伝達しておくべき。
- レクリエーションに用いる道具、備品、設備等については、子どものニーズ等を踏まえ、その整備・更新にも十分配慮する。

- 運動に行く日が選べない。
- 自由時間がもっとほしい。
- その日の予定について早めに伝えてほしい。
- DVDが劣化して画面が止まってしまう。ボードゲームが壊れている。本が新しいのがあまり入らないので読みたいものがあまりない。
- ◎ 体育館でフリスビーやドッジボール、体力測定など、思いっきり体を動かす時間があった。（自由参加、見学もOK）
- ◎ 自由時間に、漫画、パズルなどもできた。

<一時保護施設の設備・環境等>

- ※ 児童の居室等設備及び衛生管理については、一時保護施設設備運営基準案にて規定。
- きょうだいの場合や子どもによっては複数人の在室が落ち着くといった場合等に複数の児童での利用が可能な居室を利用できるよう努める。
- 子どもが身に着けた衣服は洗濯を行い、清潔を保つとともに、子どもに下着を貸与する場合には、未使用のものを提供し、他の子どもとの共有を行わない。
- 子どもの希望、年齢、ジェンダーアイデンティティ等に配慮の上、洗髪等入浴に必要な消耗品、備品を用意するとともに、浴室や洗面所等定期的に清掃を行い、清潔を保つ。

- 二畳半の個室に窓がない。
- 最初はきょうだい一緒だったけど部屋がわかれてしまって寂しかった。
- いまいる部屋が人数が少ないから大きい部屋にいきたい。
- 下着が使いまわし、スリッパを洗えない、小学生は基本的に肌着を着られないなど、衛生面でも課題があった。
- お風呂は固形の石鹸一つしかなかった。シャンプーや洗顔などが無かった。
- 私物の櫛は使えず、備品の貸し出しもなかったため、一時保護中、一度も髪をとかすことができなかった。

一時保護ガイドラインの見直し案のポイント

一時保護施設の子ども・社会的養護経験者からの主な意見

<食事>

- ※ 食事については一時保護施設設備運営基準案にて児童福祉施設の設備運営基準と同様の内容を規定。
- 入所前の生活や入所時の不安等から偏食、少食、過食、拒食等の問題も生じやすいため、個々の子どもの日々の心身の状態に即した食事への配慮を行う。

- 入所日に食欲がなく、ご飯を食べられなかったら、次の日から半分の量にされた。
- ◎ 家では夜ご飯がないことがあったけど一時保護施設では3食あるからうれしい。
- ◎ ご飯をこんなに食べて良いんだ。食事中に話していいんだ。楽しいんだ。と思えた。

<一時保護施設の職員の研修等>

- 一時保護施設設備運営基準で規定する職員の研修において、子どもの権利擁護に関する事項や、子どもの意見・意向を尊重した支援の実施など、子どもの権利擁護・適切なケアに必要な事項を盛り込む。また、臨時職員にも必要な研修を行うべき。
- 子どものケアに関し、以下の事項等を留意事項として記載。
 - ・ PTSD等の心身の状況や発達状況に十分配慮すること
 - ・ 複数回の保護の場合も含めて入所時に共感的・肯定的な迎え方をすること
 - ・ 生活上の指導を行う場合も、これまでの家庭環境や子どもの発達上の特性、心身の状況等を踏まえて、子どもの気持ちや事情を共感的に受け止めながら、子どもが成長感や自己肯定感を持てるように対応。（一時保護になったのは子ども自身のせいだと思わせるような言動や他の子どもと比較するといった子どもの自己肯定感を下げるような言動、単なる罰として作業や運動等を科すような対応などは厳に慎む）

- 一時保護施設の職員から傷つく言い方や大声での注意をされた。
- 繰り返し保護されたときに職員から「またか」とため息をつかれながら言われた。「おかえり」などの肯定的な迎え方をすべき。
- 一時保護施設の環境や職員の言動が「私が悪いことをしたから入ってきたんだ」と思わせている。
- いつも早くしてといわれるが、余裕が欲しい。「今日は〇〇さんが1番でした」というようなことを言われるので、自己肯定感が下がる。
- 職員が冷たく不安で泣くと怒られるなど、精神的なサポートが少ないように感じられた。
- 罰ではなく指導が必要。
- 正規職員だけでなく、アルバイトの人の教育・研修もしっかりやってほしい。
- ◎ 入所から退所まで職員があたたかく接してくれた。小さな相談も親身になって聞いてくれた。
- ◎ 優しい職員もいた。

一時保護ガイドラインの見直し案のポイント

一時保護施設の子ども・社会的養護経験者からの主な意見

＜子どもが意見をいやすくなるための工夫＞

- まずは職員との適切な関わりの中で子どもが意見を表明しやすくなるよう、職員から子どもに対していつでも意見を表明していい旨を説明する、意見を伝えようとしたときにできる限り後回しすることなくその場で傾聴し、肯定的な態度で子どもの意見を受け止める、日頃から信頼関係の構築に努めるといった対応を行うことが重要。
- さらに、子どもの権利擁護スタートアップマニュアルを踏まえ、意見表明等支援事業の活用、意見箱や子ども会議等の導入や運用改善、第三者委員の設置等の取組を推進。

- 環境を改革して相談しやすい雰囲気を作っていくしかない。職員がよくても環境が酷なら相談することさえためらう。
- 職員のことを信頼できるような環境にしないと、意見も言えない。
- 一時保護施設の職員とはあまり話せない。毎日忙しそうでタイミングがわからない。
- 一時保護施設の職員に話をしても解決せずにスルーされる。
- 無理に距離を縮めようとするのではなく、子どもから心を開くのを待ってほしい。
- 一時保護施設の担任ではなく、話したい先生と話せるようにしてほしい。
- 権利ノートに意見箱用の用紙がついているが、もったいなくてまだ使っていない。周りで見られる気がして意見を書きづらいので、各部屋に意見箱があるといい。
- 子ども会議はやられているけど、自分の要望ではなくみんなのためになることだけ話してといわれるので、何が欲しいとかは言えない。
- ◎ 一時保護施設の職員以外の方が話を聞きに来てくれる仕組みがあるのはうれしい。たくさん来てほしい。
- ◎ 高校生で保護されたときには、意見箱が設置されていた。月に一回、日記の時間に書くことができ、所長が紙で回答してくれ、回答は居室で見ることができた。
- ◎ 意見箱（不満やイベントの希望、欲しいおもちゃなどを書いて投函できる）があり、所長が朝礼などで回答してくれた（週1回程度回収）

＜児童福祉司・児童心理司の対応・保護者の状況等の伝達＞

- 子どもの保護者への感情は複雑であり、常に家族のことを気にかけているため、子どもに家族に関する情報を伝えるに当たっては、子どもの安全と最善の利益を前提に、子どもの意思や気持ちも踏まえ総合的に判断。

- 親の気持ちを知らなかった。
- 自分が一時保護されている間も、どういう状況になっているのかわかりなかった。
- 親に会って話しがしたい。 ○ 親や兄弟と暮らしたい、会いたい。

一時保護ガイドラインの見直し案のポイント

一時保護施設の子ども・社会的養護経験者からの主な意見

＜児童福祉司・児童心理司の対応・保護者の状況等の伝達＞

- 児童福祉司や児童心理司との面談により自分の思いを聞いてもらいたい、家族の状況を教えてもらいたいという気持ちを強く持っている子どもも多いことから、オンラインツールの活用等も図りつつ、可能な限り積極的に子どもとの面談を行うことが望まれること。
- 家族との面会等に関しては、子どもの安全と最善の利益を前提に、子どもの意思や気持ちも踏まえ総合的に判断する必要。

- 入所してから結構時間がたっているが、親と話は全然できていない。児童福祉司が全然来ないから様子を聞けない。
- 児童福祉司から家族の話はされない。家族が今どんな感じだとか、何をしているのかとかを聞きたい。
- 児童福祉司、児童心理司ともっと会いたい。
- 親からの意見の方が強い印象。親と接するときと同じように、子どもにも接してほしい。

＜一時保護解除時の対応、解除後のフォロー＞

- 家庭復帰をする際には、事前に、子どもに対して、家庭復帰後の家庭訪問等の予定や支援の内容、児童相談所や子ども家庭センター等の相談機関の連絡先等について子ども向けの資料等を用いてわかりやすく説明しておく。
- 相談機関等に相談すること自体が難しいと感じる子どもも多いと考えられることから、併せて、子どもが年齢に応じてSOSが出せるようにエンパワメントすることが重要。
- 家庭復帰ができた場合も、一定の期間は、児童福祉指導措置等又は継続指導をとることが必要。その際は、子どものみとの面談を行うなど子どもの状況を適切に確認し、子どもの様子等から虐待の再発等がないかを注意深く確認する。

- 家庭に戻ったあと、一定期間は定期的な家庭訪問が必要。誰にも見てもらえない環境だと暴力などが再発してしまう。
- 月に1～2回程度でも良いので、子どものみの面接の機会が欲しい。再び保護されたらまた最初からの支援というのではなく、持続的な支援が欲しい。児相と一時保護施設とで連携してほしい。
- 退所後は支援終了、面会なしになってしまうが、それぞれの子どものペースにあわせて、対面で、子どもと一対一で対面で話す機会を設けるべき。具体的な言葉でのSOSがなくても、表情がちょっと暗かったり、服装が乱れていたりすることから虐待の再発を見つげられる可能性もある。
- 保護者と児童相談所、子どもと児童相談所、親及び子どもと児童相談所という三種類の訪問（面談）があると良い。

このほか、一時保護ガイドラインにおいては、以下の内容も記載。

- 特に子どもの権利擁護等子どもの適切な処遇を図るための運用に関する内容については、一時保護の委託先においても一時保護施設設備運営基準案に沿った対応が行われることが適当であることから、**児童相談所長又は都道府県知事は、委託一時保護を行うに当たっては、委託先の性質等を踏まえつつ、同基準の特に子どもの適切な処遇を図るための運用に関する内容について、委託先に対してこれに沿った対応を行うよう求め、定期的に順守状況を確認すること。**
- 第三者評価については**3年ごとに一回以上**受審することが望ましいこと。

<児童入所施設措置費等国庫負担金（児童保護費負担金、児童保護医療費負担金）>
令和6年度予算案：1,485億円（1,392億円）※（）内は前年度当初予算
令和5年度補正予算：40億円

1 事業の目的

都道府県等が児童福祉法に基づき児童養護施設等へ入所等の措置を行った場合、又は母子生活支援施設、助産施設若しくは児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の利用を希望する者の申し込みにより都道府県等と契約して入所した場合等に、その措置等に要する費用及び母子保護の実施、助産の実施若しくは児童自立生活援助の実施等に要する費用として、都道府県等が支弁した経費の一部を国が負担する。

2 事業の概要

1. こども未来戦略に基づく新規・拡充事項

（1）施設入所児童等の自立支援の充実

児童養護施設等入所児童の自立を促進するため、大学受験費用を支弁し、大学進学等自立生活支度費及び就職等支度費について、保護者の不在や虐待等の理由により経済的援助を受けられない場合の加算の増額（令和5年度単価 198,540円 → 令和6年度単価 413,340円）を行う。
また、自立援助ホームの一般生活費の単価の引き上げ（令和5年度単価 11,690円 → 令和6年度単価 55,271円）を行う。

（2）施設入所児童等の習い事や授業の環境変化に対応するための拡充

児童養護施設等入所児童の教育機会の拡充を目的として、習い事やスマートフォンを用いた学習環境の整備に要する費用として「教育費」及び「特別育成費」をそれぞれ5,000円増額する。

（3）ケアニーズの高い児童を受け入れている施設への個別対応職員の配置

障害等を有するケアニーズの高い児童を受け入れている自立援助ホーム、ファミリーホームに個別対応職員を配置する。

（4）こども家庭ソーシャルワーカーの取得促進のための支援

新たな公的資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」の資格取得を促進するため、資格取得者を児童養護施設等に配置する場合に、月額20,000円の手当を支給する。

（5）一時保護施設における小規模ユニットケアの推進

一時保護施設に入所するこどもの状況・特性に合わせたケアができるよう、一時保護施設の小規模ユニットケアを実施する。

<令和5年度補正予算>

○ 令和5年人事院勧告を踏まえた児童養護施設等措置費の person 費の改定

児童養護施設等に従事する職員について、令和5年人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じ処遇改善を行う。

2 事業の概要

2. 令和4年改正児童福祉法に基づく新規・拡充事項

(1) 里親支援センターの創設

里親支援事業を行うほか、里親及びファミリーホームに従事する者、その里親に養育される児童並びに里親になろうとする者について相談その他の援助を行うことを目的とする里親支援センターの運営に要する経費を支弁する。

(2) 児童自立生活援助事業の対象拡充

児童自立生活援助事業について、実施場所や一律の年齢制限の弾力化により対象の拡大を行う。

(3) 在宅指導措置の委託等に係る費用の義務的経費化

児童相談所長及び都道府県知事が児童福祉法第26条第1項第2号又は第27条第1項第2号に規定する指導を児童家庭支援センター等の民間施設へ委託する際にかかる経費及び市町村による家庭支援事業の利用措置にかかる経費を支弁する。

(4) 一時保護施設の配置改善

新たに一時保護施設独自の設備・運営基準を策定することに伴い、児童指導員等の配置改善や、専門職（看護師、学習指導員、心理療法担当職員）の配置など、一時保護施設の環境改善を図る。

3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市 ※ ただし、母子生活支援施設や助産施設への入所、保育等の措置の場合、市町村を含む。

【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市：1/2 （上記のただし書きの場合、国：1/2、都道府県：1/4、市町村：1/4）

<児童入所施設措置費等国庫負担金>

令和6年度予算案：1,485億円の内数（令和5年度当初予算額：1,392億円の内数）

<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金>

令和6年度予算案：177億円の内数（令和5年度当初予算額：208億円の内数）

1 事業の目的

- 一時保護においても、家庭における養育環境と同様の養育環境あるいはできる限り良好な家庭的環境において、こどもの個別性を尊重した適切なケアを提供できるようにすることが、こどもたちを守るために喫緊の課題となっている。
- また、一時保護施設のこどもたちは通学が困難な場合が多く、学校の授業についていけないこどもも多くいることから、一時保護施設において、習熟度に応じた効果的な学習が可能な環境を整備することが必要である。
- このため、こどもの状況・特性に合わせた適切なケアが提供できるよう、一時保護施設における小規模ユニットケアの推進、家庭的な個別ケアを提供できる一時保護委託先の開拓や心理面でのサポートを行うとともに、一時保護施設で生活するこどもの学習支援の強化を図る。

2 事業の概要・スキーム

(1) 一時保護施設における小規模ユニットケアの推進

家庭的環境のもと、こどもの状況等に合わせたケアを推進する観点から、一時保護施設において小規模ユニットケア（※）を実施するために必要な経費の補助を行う。

※小規模グループ（概ね6人以下）を一つの生活単位（ユニット）として分けし、1ユニットごとの専用の居住空間、専任の職員を配置することで、小規模生活単位の家庭的雰囲気できめ細やかなケアを実施

(2) 一時保護委託先の開拓・一時保護委託先への心理面でのサポートの実施

- ・ 多様な一時保護委託先を確保し、家庭的・開放的な環境でケアを推進するため、一時保護委託先の開拓を行う職員（リクルーター）の配置に要する経費を補助を行う。
- ・ 一時保護委託先においても心理的ケア等の専門的なケアを実施できるよう、一時保護委託先を巡回してサポートを実施する職員の配置に要する経費を補助する。

(3) 一時保護施設で生活するこどもの学習支援の強化

一時保護施設において、学校との連携によるリモート授業の受講や習熟度に応じたタブレット学習が可能となるようタブレット、学習アプリ等の導入に要する経費の補助を行う。

3 実施主体等

【補助基準額】

児童入所施設措置費等国庫負担金

- ・ 小規模ユニットケアの推進 ユニット1か所当たり（年額）：約7,000千円 ※地域区分等により変動あり

児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金

- ・ 一時保護委託先開拓（基本分） 1自治体当たり：5,882千円
 （加算分①）1自治体当たり：1,349千円（管内児童相談所1か所あたりの年間平均一時保護委託件数が150～199件）
 （加算分②）1自治体当たり：1,923千円（管内児童相談所1か所あたりの年間平均一時保護委託件数が200～249件）
 （加算分③）1自治体当たり：2,496千円（管内児童相談所1か所あたりの年間平均一時保護委託件数が250件以上）
- ・ 一時保護委託先への心理的サポート 1自治体当たり：5,647千円
- ・ こどもの学習支援強化 一時保護所1か所当たり：1,000千円

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金>

令和6年度予算額（案）：177億円の内数（令和5年度当初予算額：208億円の内数）

1 事業の目的

- 一時保護施設が担う行動観察や短期入所指導の機能を充実・強化するため、教員OB、看護師、心理に関する専門的な知識及び技術を有する者、警察官OB、児童指導員OB及び通訳などによる一時保護対応協力員の配置について、補助を行う。

2 事業の概要・スキーム

- 次のいずれかの一時保護等対応協力員を配置する。

- ① 学習指導協力員：保護しているこどもの個々の学力に応じた学習指導や児童の原籍校との調整等を行う。
- ② 障害等援助協力員：疾病や障害を有する乳幼児等に対する保健・医療面への対応や、心的外傷のあるこどもに対する心理治療を行う。
- ③ トラブル対応協力員：こどもの間でのトラブルや保護者とのトラブルの軽減等、一時保護施設内の個別対応の強化を図る。
- ④ 専門的ケア対応協力員：保護しているこどもに対し、心理の専門家等が日常生活に寄り添い、個々の状況に応じた丁寧かつ専門的なケアを行う。
- ⑤ 一時保護委託付添協力員：児童養護施設等へ一時保護委託を行う場合の付添や、一時保護施設等から学校に通う場合の付添を行う。

なお、一時保護施設等から原籍校に通学する際に付添を行う場合、送迎に要する費用も補助対象とする。

- ⑥ 夜間対応協力員：近年増大している警察からの身柄付通告による緊急一時保護等に対応するため、夜間に保護するこどもの対応や夜間対応時の一時保護施設内のバックアップ支援等、夜間の一時保護受け入れ態勢の強化を図る。 <拡充>
- ⑦ 権利擁護推進員：一時保護施設で生活するこどもの権利擁護のための取組（意見表明等支援事業者との連絡調整、意見箱等の導入・運用改善、一時保護施設のルール改善の検討・提案等）を推進し、一時保護施設におけるこどもの権利擁護の強化を図る。 <拡充>
- ⑧ その他（外国人対応協力員（通訳など）等）：個々の保護しているこどもが抱える問題（言語面等）を踏まえ、的確なアセスメントが行えるよう、児童指導員等の業務の補助を行う。

3 実施主体等

【補助基準額】

・学習指導協力員以外（②～⑧）の者 児童相談所1か所当たり：2,725千円×実施事業数

（加算分※1）児童相談所1か所当たり：1,384千円

・学習指導協力員（①）（基本分）児童相談所1か所当たり：2,725千円×配置人数（上限：3名分）

（加算分※2）児童相談所1か所当たり：1,431千円

※1 一時保護委託付添協力員を配置し、一時保護所等から原籍校への送迎を行う場合

※2 学習支援その他学習面全般の調整を行うことができる体制を整えた場合、配置人数のうち1名を上限として上乗せ

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

親子再統合支援事業 (親子関係再構築支援)

親子関係再構築のための支援体制強化に関するガイドライン（概要）

1. 親子関係再構築支援の定義

※ 親子再統合支援＝親子関係再構築支援

令和5年12月26日付けこども家庭庁支援局長通知

- 「こどもと親がその相互の肯定的なつながりを主体的に築いていけるよう、虐待をはじめとする養育上の問題や課題に直面している家庭の親子関係の修復や再構築に取り組むこと」を指す。
- 親子関係再構築支援にあたっては、こどもの権利に根差して、こどもの健やかな育ちのため、パーマネンシー保障を目指す中で、こどもの最善の利益の実現を目的として実施する必要がある。
- 里親・ファミリーホーム・施設で生活するこどもと親のみを対象とした家庭復帰を唯一の目的とするものではなく、在宅で生活する親子も対象とした、家族の状況や課題等に応じた多様な形での関係修復や再構築のための支援を指す。親子の交流がない場合等も含め、こどもの生い立ちの整理やきょうだい等の家族・親族等との関係性構築、永続的なつながりや養育環境の構築のための支援も含む。

2. 親子関係再構築支援の意義

- こどもは親子関係再構築の主体であり、親子関係再構築支援はこどもの意見・意向を丁寧に確認しながら進めていくことが必要。
- その意義は、こどもと親がその相互の肯定的なつながりを主体的に築いていくことを通して、こどもが愛され、大切にされているということを実感しながら、親と子互いの存在や価値を肯定して生きていけるようになること。
- 親子関係再構築支援はこどもの将来に大きく影響を及ぼす大切な支援であり、こどもと親の双方、そして家族・親族や地域等を含めて総合的にサポートすることが求められる。

3. 親子関係再構築支援の原則

① <u>こどもの援助指針等</u> （※）における親子関係再構築 ※自立支援計画・サポートプラン等を含む。	援助指針等の作成に当たっては、 <u>「親子の関係性を再構築する」という視点を持ち、こどもの意見・意向を丁寧に把握・尊重</u> しながら、 <u>具体的に必要な支援内容を検討</u> することが重要。
② <u>当事者である「こども」と「親」と一緒に考える</u>	主体は「こども」と「親」。こどもと親が現状をどのように捉え、どのようにしていきたいかを <u>確認し、そのために何が必要なのかを一緒に考えるプロセスが重要</u> 。 <u>特にこども本来の意見・意向の把握に努め、それを尊重した支援となるよう十分留意</u> 。
③ <u>こどもを支える人・機関と連携した援助指針等の策定</u>	祖父母やきょうだい、友人、地域とのつながりなど含めた総合的な支援を行うため、 <u>こどもと親を中心におき、家族・親族や地域等の人・機関とも目標と課題を共有し、各々の関係性や役割分担等を十分に確認</u> 。
④ <u>親子関係再構築支援＝保護者支援プログラムの活用、ではない</u>	親子関係再構築支援は、 <u>こどもの最善の利益の実現を目的として、こどもの援助指針の一環として、こども、親、家族、親族、地域等に対して行う総合的な支援</u> 。保護者支援プログラムは支援メニューの選択肢の1つ。

4. 親子関係再構築支援のために整備が必要な体制・仕組み

<重層的・複合的・継続的な支援が行える体制構築>～こどもや親の課題等に応じ、多様な支援メニューと必要に応じ長期的なサポートを～

- 都道府県等が推進役となり、児童相談所による支援のほか、市区町村や関係機関（施設や里親等、児童家庭支援センター、医師や外部の専門家、民間団体等）、自治体内の他部署等を含めた総合的な支援体制を構築する必要。

<親子関係再構築の視点を含めたアセスメント・援助指針等の策定>

- 親子関係再構築の視点からこどもと保護者・家族の抱えるリスクやニーズ、ストレングスをアセスメントし、必要な支援方針・方法より具体的に検討・記載していくことが重要。

5. 児童相談所における親子関係再構築支援の体制強化

<親子関係再構築支援を実施するための児童相談所の組織づくり>

- 親子関係再構築支援はこどもの援助指針の一環であり、当然実施を検討すべき支援であることを前提とした組織づくり（専任職員の配置、専門チームの設置、SVによるサポート体制をつくる等、各段階において切れ目のない支援を行えるような組織づくり）が必要。

<児童相談所でのノウハウ共有のための研修体系の構築>

- 児童相談所内でノウハウを共有し、組織として蓄積していくための工夫（オンライン研修等の積極的な活用や、講師を招聘した研修実施等）が必要。

<多様な主体との「協働」による親子関係再構築支援の実践>

- 市区町村、民間団体、施設・里親等の多様な主体との連携・協働を意識し、援助方針の検討・共有等を行っていくなど、連携・協働のための取組を児童相談所が率先して実践する必要。

<児童相談所が行う親子関係再構築支援メニューの充実>

- こどもと親の課題やニーズを踏まえて、アセスメント方法の開発や支援メニューづくりを行い、実践している児童相談所もある。

6. 民間との協働による親子関係再構築支援の充実

- **民間団体との協働による支援体制のメリット**：児童相談所に対して拒否感や抵抗感を抱いている親への対応、アセスメントや支援における第三者視点による新たな気づき、民間団体の専門性を生かした支援、児童相談所としてのノウハウ蓄積や職員のスキルアップ
⇒ 支援の選択肢を増やし、多様な立場からサポートできる体制づくりにつなげる。
- **留意点**：事前のアセスメントを丁寧に行ったうえで必要なプログラムにつなぐ、カンファレンスは合同で実施する、事後の親・こどもの変化等を適切に評価したうえでその後の対応をとるなど、民間団体に任せきりにせず協働による支援を意識 等

7. 市区町村における支援体制の強化と児童相談所との連携・協働による支援の充実

- 多くの資源等の調整役である市区町村が担う役割は大。切れ目のない支援に向け、児童相談所から親子のニーズ等について市区町村に適切に情報提供し、サポートプラン策定に反映。プッシュ型（利用勧奨・措置）での支援提供も含め、市区町村とともに支援方針を検討。
- 都道府県等は、社会的養育推進計画で親子関係再構築支援の重要性を関係機関に向けて広く啓発する等具体的な取組を記載するとともに、都道府県として親子関係再構築支援の方針を市区町村と共有し、市区町の体制強化に向けた支援方策を講じる等の主導的役割を發揮。

8. 里親・ファミリーホーム・施設等との協働による支援

- こどもの状況や親の面会等に関する状況等について里親・ファミリーホーム・施設からもしっかりと情報収集等を行い、援助指針の策定を含めて、里親・ファミリーホーム・施設と協働しながら支援を実施する仕組みづくりが重要。
- こどもと家族の意向や状況を踏まえ、家庭復帰に向けた支援を最大限に行ってもそれが困難な場合は、親族・知人による養育や特別養子縁組等も検討。その際、それぞれのこどもにとってのパーマネンシー、つながりを十分考慮。養子縁組に必要な手続の確認や養子縁組あっせん事業者、里親支援機関との連携等の体制づくりに努める。

1 事業の目的

＜安心こども基金を活用して実施＞

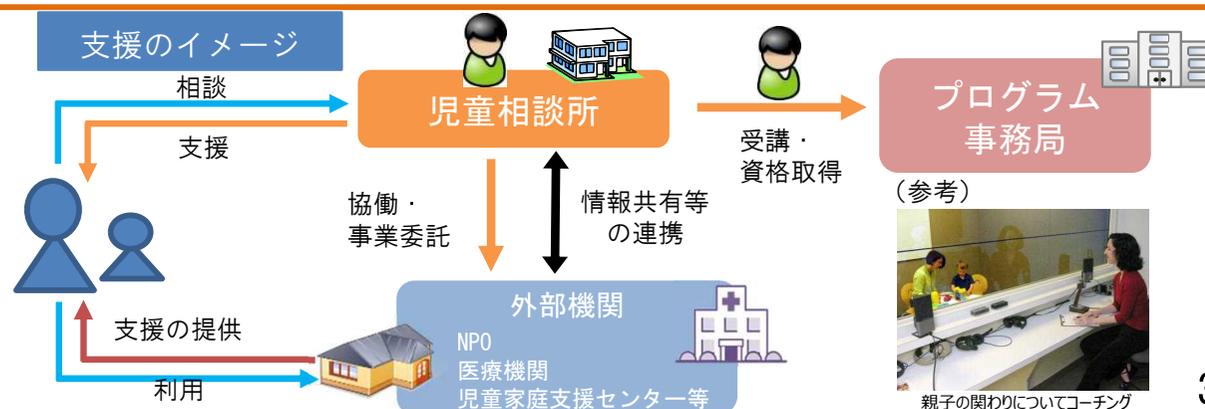
- 令和4年児童福祉法等改正法により親子再統合支援事業が都道府県等の事業として新たに規定された。
- 親子再統合支援（=親子関係再構築支援）は、親子関係の修復や再構築を図るために、家族の状況や課題等に応じ、こども、親、家族、親族、地域等に対して行われる総合的な支援であり、都道府県等が推進役となり、児童相談所と、市区町村や施設等の関係機関、民間団体等の多様な主体が協働して、重層的・複合的・継続的な支援を行える体制を構築していくことが必要である。
- このため、都道府県等が親子関係再構築支援全体を適切に行えるよう、支援メニューの充実や支援体制の強化を図るための新たな補助を創設する。（現在の統合補助金「保護者指導・カウンセリング強化事業」について必要なメニューは維持した上で再編・拡充）

2 事業の概要

- 親子関係再構築支援員の配置**：現行の保護者指導支援員（児童心理司と同等程度の知識を持つ者）から変更。児相あたり的人数も増加（1→2名分）親子関係の再構築のために必要となる総合的な支援を提供していくためには、児童相談所が多様な主体（市区町村・関係機関（施設、里親、児童家庭支援センター等）・民間団体）と協働しながら本事業を進めていくことが重要であることから、児童相談所に他機関との連絡調整（他機関における支援の状況等の確認、支援方針の共有など）や親子の面会・外出等の補助を行う親子関係再構築支援員を配置する。（1児相あたり2名分（現行：1名分））
- 親子関係再構築支援**：児童福祉司や児童心理司が親子関係再構築支援を実施するにあたり、支援が難しいケースに対して外部機関（精神科医や大学教授）などの助言指導を受けることができるよう、支援メニューにスーパーバイズを追加。
 - ・**カウンセリング** 精神科医等の協力を得て、こどもや保護者等に対してカウンセリングを実施する。
 - ・**家族療法・保護者支援プログラム** こどもを含む家族全体に対するアプローチによる援助や保護者がこどもとの適切な関わり方等を学ぶプログラムを実施する。
 - ・**ファミリーグループカンファレンス** こどもや保護者、親族などが主体的に問題解決の方法を話し合い、支援方法について検討する場を設ける。
 - ・**宿泊型支援** 離れて生活する親子に対して、宿泊等しながら生活訓練や親子関係改善のためのプログラム等を行うとともに行動観察を行い、必要な支援を行う。
 - ・**スーパーバイズ** 学識経験者等から、親子関係再構築支援について専門的技術的助言や指導等を受ける。
- 保護者支援プログラム等資格取得支援事業**：児童相談所等の職員の資格取得が進むよう、1児相あたり300千円→500千円に単価を増加
児童相談所等の職員がより効果的な保護者支援を行うことができるよう、専門的な知識及び技術の習得を図る
- 親子関係再構築民間団体育成事業**
保護者支援プログラムなどの親子関係再構築支援の実施を受託できる民間団体を育成するため、民間団体にアドバイザーとして有識者を派遣したり、先駆的な取組を行う民間団体で研修を受けたりするための補助を行う。

3 実施主体等

- 【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市
- 【補助基準額】 (①～③児童相談所1か所当たり、
④都道府県、指定都市、児童相談所設置市1か所当たり)
- ①7,056千円 ②12,400千円 ③500千円 ④1,253千円
- 【補助率】
国：1/2
都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2



こどもの権利擁護

I こどもの意見聴取等措置

■ 意見聴取等措置が必要となる場面

- 以下の場合、意見聴取等措置をあらかじめ実施（①は法律上規定。②はこの他実施すべき又は実施が望ましい場面）
 - ① 一時保護、在宅指導等措置、施設入所、里親等委託、指定発達支援医療機関への委託の決定・停止・解除・変更・期間の更新
 - ② 自立支援計画の策定・見直し、自立援助ホームや母子生活支援施設への入居・入所、面会通信制限 等
- 緊急一時保護の必要がある場合などあらかじめ意見聴取等措置をとるとまがないときは、事後速やかに意見聴取等措置を実施

■ 意見聴取等を行う者

- 原則、児童相談所職員が実施。各児童相談所の体制や状況等も踏まえつつ、こどもの意見・意向を適切に把握できる方法（※）を検討。
※ 担当の児童福祉司又は児童心理司（必要に応じて双方）が実施／担当児童福祉司等とは別の職員が実施
- 意見表明等支援事業の活用により、こどもの求めに応じて意見表明等支援員が支援を行うことも有用。

意見聴取等 措置の流れ

Step1
こどもへの説明

Step2
こどもからの意見聴取

Step3
記録作成

Step4
聴取した意見・意向の考慮、
反映の検討

Step 5
こどもへのフィードバック

■ こどもへの説明・意見聴取

- 以下の事項（※）をこどもに事前に丁寧に説明。権利ノートや図、イラスト等を用いると効果的。
※ 児童相談所の役割、こどもが置かれている現在の状況、親や家族等の現在の状況、一時保護ガイドライン／児童相談所運営指針で定められている内容（一時保護の理由、目的等／入所等措置をとる理由等）、聴取した意見の取扱い、権利救済や意見表明等支援事業の仕組み・利用方法
- 援助方針の検討の可能な限り早期の段階で、以下の事項（※）について意見聴取を実施。複数回にわたり実施する等の対応が望ましい。
※ 措置等の内容についての意見・意向とその理由、今後に対する希望、現在の状況についてどう考えているか、措置等に関する希望、不安等
- 言葉による意見聴取が困難な場合も、絵カード等のコミュニケーションツールを活用し、こどもが意見・意向を表明できるよう最大限配慮。それでも意見表出が困難なこどもには、こどもの生活スタイルを理解して意思を推察するなど非指示的アドボカシーを実施

■ 記録の作成・管理 児童記録票に、日時場所、説明方法、説明内容、聴取内容、こどもの反応・様子、所見を記載

■ 聴取した意見・意向の考慮、反映の検討

- 聴取した意見・意向は援助方針会議等の場で共有し、十分勘案した上でこどもの最善の利益を考慮して組織として支援の方法や内容等を検討。可能な限りこどもの意見・意向を尊重できるよう、十分な検討・議論を行う

■ こどもへのフィードバック

- こども本人に速やかに決定の内容と理由を丁寧かつ分かりやすく説明しフィードバック。特にこどもの意見・意向と反する意思決定を行う場合は説明を尽くす。

こどもの権利擁護スタートアップマニュアル（概要）

Ⅱ 意見表明等支援事業

■ 意見表明等支援を実施する場面

- 措置等の決定、自立支援計画策定、里親・施設や一時保護所における日常生活の場面、こどもが児童福祉審議会等へ意見申立てを行う場面

■ 意見表明等支援事業の実施に向けた準備・留意事項

（実践環境の整備）

- こども／関係者（児童相談所職員や里親・施設職員、一時保護所職員等）への説明、多様なアクセス手段の確保（電話、はがき、SNS等。障害児の場合は手話通訳等の合理的配慮）、事務局の体制確保（都道府県等の主管課／可能であれば適当な外部団体に委託）

（意見表明等支援員の確保）

- 配置形式・体制（独立性の担保）：児童相談所等とは別の機関が担うことを基本。適切な団体等に都道府県等が委託／補助。個人の場合は委嘱
- 資質の醸成・担保：都道府県等が適当と認める養成研修の修了が必要。多様な属性・強みを持つ支援員の確保。SVを受けられる体制整備。

（意見表明等支援事業の実施方法、留意事項）

- 訪問先の決定（一時保護所、里親家庭、児童養護施設等の入所施設）、対象となるこども（年齢等で一律に区切るのは不適當）、訪問方法（定期又は要請に応じた訪問）、こどもの意見表明を促す工夫、こどもの年齢・発達の状況に応じた配慮、意見表明への対応とこどもへのフィードバック（意見表明を受けた関係機関における十分な検討、こどもへの丁寧でわかりやすい説明が確実に行われる体制の構築）、守秘義務・個人情報の管理 等

Ⅲ こどもの権利擁護に係る環境整備

■ 個別ケースに関するこどもの権利擁護の仕組みの構築

（児童福祉審議会の活用）

基本的な仕組み：こども（又はこどもに関わる関係機関）が児童福祉審議会に意見を申し立て、こどもからの意見聴取や必要な調査を行った上で児童福祉審議会において審議し、必要な場合には児童相談所等の関係行政機関に対して意見を具申

※ 意見具申の内容はこども本人にも伝え、児童福祉審議会では一定の期間を設けて児童相談所や施設等から対応結果の報告を求め、その結果をこどもに伝えるといったフォローアップも行う

準備・留意事項：児童福祉審議会の独立性、迅速性、専門性、こどもからのアクセシビリティの確保等の観点から必要な体制を確保

- 権利擁護に関する専門部会の設置・迅速な開催、委員の選定（児童相談所や施設関係者等は望ましくない等）、事務局の設置（児童相談所職員が担当することは避ける）、多様なアクセス手段の確保、関係機関等（児童相談所、施設、一時保護所、里親等）への説明・周知

（児童福祉審議会以外の機関による権利擁護）

- 条例について児童福祉審議会とは別のこどもの権利擁護機関を設置し、権利救済の申し立てを受けて調査・審議、勧告等を行う自治体の取組例を紹介

■ 意見表明等支援事業の実施・活用促進等

■ こどもに対する権利や権利擁護の仕組みの周知啓発、関係者・関係機関への周知啓発や理解醸成

■ こどもの権利擁護に係る環境整備に関するその他の取組（意見箱（実効性ある運用）、こども会議等）

意見表明等支援員の養成のためのガイドライン（概要）

令和5年12月26日付けこども家庭庁支援局長通知

意見表明等支援員とは

<主な業務内容>

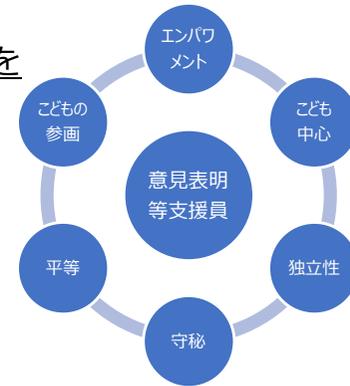
意見表明等支援員の基本的な役割は、こどもの立場に立って、

- ①こどもの意見の形成を支援し（意見形成支援）
 - ②こどもの意見・意向を意見聴取等により把握し、こどもの希望に応じ、行政機関や児童福祉施設・里親等の関係機関に対し、意見表明を支援したり、こどもの意見・意向を代弁した上で伝達するために必要な連絡調整をする（意見表明等支援）
 - ③こどもが意見表明を行った後、関係者からの説明について、こどもが納得しているか確認し、必要に応じて再度の意見表明を支援する
- ⇒ ①～③の活動の前提として、こどもや関係機関等に、こどもの権利や支援員の意義・役割等について理解してもらうことが重要



<求められる要件など>

- 意見表明等支援員として活動するには一定の知識・技術等が求められるため、都道府県等が適当と認める研修を修了する必要（研修の企画・検討する際は、本ガイドラインで示している到達目標、研修カリキュラム（例）を参考）
- 意見表明等支援員は、こどもの権利保障のために、6原則（右図参照）など重要な考え方に基づいて、こどもの声を傾聴し、こどもを中心とした意見形成支援・意見表明支援を行うことが求められる
- 児童相談所や施設の職員、里親自身が行うことは想定されない（独立性の観点）
- 禁固以上の刑に処せられた者等は、意見表明等支援員として不適格



意見表明等支援員の到達目標

※意見表明等支援員として活動するに当たって、常に意識し、達成するように不断に努力することが求められる目標

：こどもの権利保障のために、基本とする原則に基づいて、こどもの声を傾聴し、こどもを中心とした意見形成支援・意見表明等支援を行うことができる

知識・
技術

- ・意見表明等支援事業に関連する法令やマニュアル等を十分理解している
- ・こどもの権利及び意見表明等支援員の果たす役割・内容についてこどもや関係機関・関係者に十分理解を得られるように説明できる
- ・意見表明等支援に関する基本的な考え方を理解し、自然と身に付いた態度で実践できる 等

態度

- ・こども権利保障実現を目指すことを常に意識し、こどもの権利を尊重し擁護する態度を身につけている
- ・こどものそのままのありようを尊重し、柔軟な姿勢を保ちながら、こどもと継続的な信頼関係を構築し、向き合い続けている 等

意見表明等支援員の養成のためのガイドライン（概要）

研修カリキュラム（例）

既に研修を実施している各団体等の研修内容等を踏まえ、研修カリキュラム（例）をA～Eの大項目に沿って整理。
A:アドボカシーの意義・目的、B:権利擁護・児童福祉行政に対する理解、C:アドボカシーの過程と必要な技術・態度、D:こどもの多様性への理解、E:アドボカシーの実践

基礎編

意見表明等支援員が果たす役割・意義を理解しながら、望ましい基本的な態度、こどもを取り巻く環境などについて理解

養成編

基礎編で学んだ概略をさらに深め、実際に出会うこどもの多様性等についてより理解。グループワークが有効

	科目名	時間	内容（目的の記載は省略）
A	アドボカシーの定義・理念、独立・専門・訪問アドボカシーの概要	2	・アドボカシーにおける意見表明等支援員の役割 ・アドボカシーの基礎・理念・6原則等
B	人権・こどもの権利の理解とこどもの権利擁護	1～2	・子どもの権利条約の目的・内容等
	アドボカシーに関連する制度等	1～2	・意見表明等支援事業の関連法令、養成ガイドライン・スタートアップマニュアルの目的・内容
	各自治体における児童福祉行政の理解（概要編）	1～2	・各自治体の児童相談所や児童福祉審議会の役割等の制度・現状等
C	アドボカシーの基本的な態度・技術	2～3	・こどもと向き合う際の基本的な配慮事項 ・アドボカシーを行う際の基本的な態度等
D	多様なこどもの理解とその権利擁護	2～3	・こどもの発達への理解 ・こどもの多様性（ジェンダー、LGBTQ、外国にツールをもつ、障害等）への理解 ・様々な生きづらさ（トラウマを含む）等への理解
E	社会的養護当事者・経験者から見る社会的養護やアドボカシーの現状（概要編）	1～2	・社会的養護当事者・経験者からみた社会的養護やアドボカシーの現状

	科目名	時間	内容（目的の記載は省略）
A	アドボカシーの理念と原則（詳細編）	1～2	・意見表明等支援員とこどもの権利擁護に関わる多職種との違い等
B	各自治体における関連制度やアドボカシーの取組（詳細編）	1～2	・社会的養護のこどもに関連する制度の詳細等
C	訪問アドボカシーの過程と技術（2時間×3回）	6	・訪問する各施設等種別の訪問アドボカシーの特徴、必要な技術、留意点等
D	こどもの発達段階に応じたアドボカシー	1～2	・年齢や発達の状況に合わせたアドボカシーの実践等
	こどもの多様性に応じたアドボカシー	2～3	・多様性に応じたアドボカシーの実践等
	こどもの抱える困難と影響に対する理解	2～3	・困難や被害によるこどもへの影響の理解等
E	演習（ロールプレイ）（2時間×2～3回）	4～6	・面談シナリオを作成するワークや、ロールプレイ等
	自己覚知や内省への理解	1～2	・意見表明等支援員の自己覚知や内省の重要性等
	社会的養護当事者・経験者からみたアドボカシーの実践（詳細編）	1～2	・社会的養護当事者・経験者からみたアドボカシーの現状・課題
	困難なケースへの対処・葛藤	2	・難しい場面での対処等
	活動する組織の理解(研修企画団体が意見表明等支援の訪問活動等も行う場合)	1～2	・活動する組織の理解 ・他の組織との連携等

養成後のフォローアップ等の取組

養成後に支援の質の向上させていくことの重要性を踏まえ、

各団体の養成後のフォローアップ等の取組（定期的な事後研修、SV等から助言を得る、支援員同士で悩みを共有する等）を紹介

- **意見表明等支援員の養成のためのガイドライン**においては、**全国で既に実践されている研修プログラムの例**として以下の団体の取組を紹介。各自治体においては、こうした先行例の過程や内容を参考にしながら、自身の地域の状況に応じた研修の内容や方法を検討していくことが有用。

<研修プログラムの実施団体の例> ※令和4年度の調査研究においてヒアリングを行い報告書に掲載した団体

- ・大分大学権利擁護教育研究センター
- ・子どもアドボカシー学会
- ・子どもアドボカシーセンター福岡
- ・子どもアドボカシーセンターみやぎ
- ・子どもの声からはじめよう
- ・兵庫県弁護士会

- また、**西日本こども研修センターあかし・子どもの虹情報研修センター**において、**来年度春～夏頃に、意見表明等支援事業を企画担当する自治体職員向けの研修及び意見表明等支援員の養成研修（基礎編に相当する内容）**を、参集・オンデマンド等で希望自治体において受講できるよう検討がなされている。

＜安心こども基金を活用して実施＞

1 事業の目的

- 令和4年児童福祉法等改正法では、社会的養護に係るこども権利擁護の強化を図るため、こどもの意見表明等支援事業が創設されるとともに、こどもの権利擁護に係る環境整備（こどもの申立てに基づき児童福祉審議会等による調査審議・意見具申を行う等）が都道府県等の業務として規定された。
- このため、各都道府県等や必要に応じて市区町村において、改正法に基づくこどもの権利擁護のための取組が積極的に実施され、全国的に社会的養護に係るこどもの権利が守られる体制の構築が進むよう、新たな補助を創設する。（現行のこどもの権利擁護体制強化事業を改正法に基づく取組を推進するための事業として再編）

2 事業の概要

※活動実態を踏まえた補助となるよう活動回数に応じて加算（現行事業では補助基準額は一律10,000千円）

①意見表明等支援事業：

一時保護施設や里親家庭・児童養護施設等において、児童相談所等から独立した立場にある意見表明等支援員が、こどもの求めに応じたり、定期的に訪問すること等により、こどもが施設等での生活における悩みや不満、措置の内容に関する意見等を形成し、関係機関に対し表明することを支援する仕組みを構築する。実施主体である都道府県等において、意見表明等支援員の確保、養成、実施体制の構築を図る。

②こどもの権利や権利擁護のための仕組みに関する周知啓発

こどもの権利や権利擁護に係る取組について、パンフレットや権利ノートを提供するなどして、こどもに対してわかりやすく説明するとともに、里親・施設等関係者に対しても周知啓発・理解増進を図る。また、意見を申し出るための葉書を配布する等によりこどものアクセシビリティを確保する。

③こどもの権利擁護機関の整備

社会的養護に係るこどもからの申立てに応じて、児童福祉審議会又はその他の権利擁護機関が、関係機関やこどもへの必要な調査を行った上で審議をし、関係機関に対して意見具申等を行う仕組みを整備することで、こどもからの申立てを契機に個別ケースの救済が図られる道筋を確保する。

3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市区町村（①以外）

【補助基準額】 ① 5,901千円（活動回数120回まで）

※活動回数に応じて加算

（加算1）121～240回：2,990千円

（加算2）241回～：5,981千円

② 1,735千円 ※②単独は不可

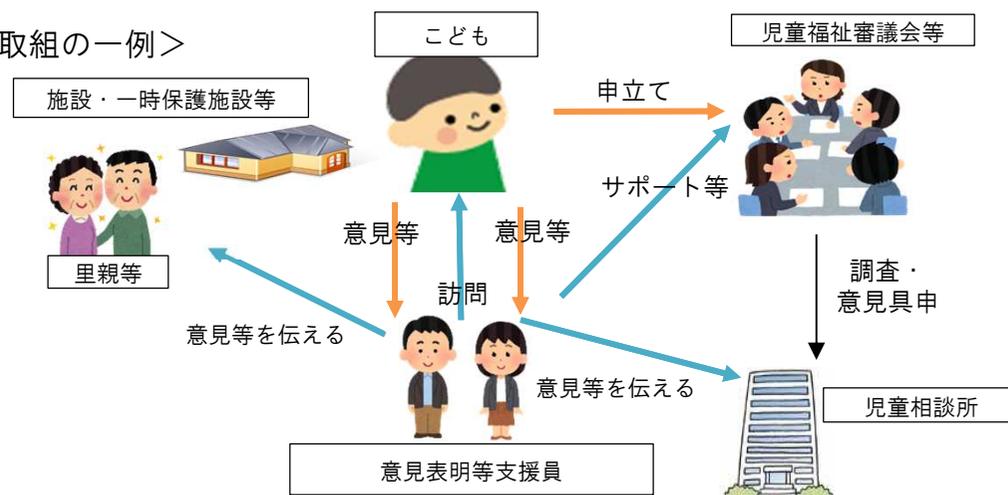
③ 児童福祉審議会の場合 3,999千円

その他の権利擁護機関の場合 5,159千円

【補助率】 国：1/2

都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市区町村：1/2

＜取組の一例＞



こども家庭福祉の認定資格 (こども家庭ソーシャルワーカー)

こども家庭福祉の認定資格（こども家庭ソーシャルワーカー）検討概要

（子ども家庭福祉の認定資格の取得に係る研修等に関する検討会及びワーキンググループ）

趣旨

- こども家庭福祉の現場にソーシャルワークの専門性を十分に身につけた人材を早期に輩出するため、改正児童福祉法により、まずは、一定の実務経験のある有資格者や現任者が、国の基準を満たす認定機関が認定した研修等を経て取得する認定資格を令和6年4月より導入する。
- 認定資格を取得するための研修課程等を検討するため、厚生労働省子ども家庭局長が有識者等の参集を求め、子ども家庭福祉の認定資格の取得に係る研修等に関する検討会及びワーキンググループを開催した。

検討事項

- こども家庭福祉分野における相談援助を行う職員に求められる専門性
- こども家庭福祉に係る研修の課程
- ソーシャルワークに関する研修の課程
- 試験の内容及び方法・試験の頻度
- その他

検討会の構成

※敬称略、五十音順、◎は座長

氏名	所属・役職
伊原 浩樹	松戸市 子ども部長
久保 樹里	花園大学社会福祉学部社会福祉学科 准教授
倉石 哲也	武庫川女子大学文学部心理・社会福祉学科 教授
橋本 達昌	全国児童家庭支援センター協議会 会長
藤林 武史	西日本こども研修センターあかし センター長
増沢 高	子どもの虹情報研修センター 研究部長
薬師寺 真	岡山県倉敷児童相談所 所長
◎山縣 文治	関西大学人間健康学部人間健康学科 教授
和気 純子	東京都立大学人文社会学部人間社会学科社会福祉学分野 教授
田村 満子	日本社会福祉士会 アドバイザー（※）
廣江 仁	日本精神保健福祉士協会 副会長（※）
村松 幹子	全国保育士会 会長（※）

（※）検討会はオブザーバーとして出席

こども家庭福祉の認定資格 とりまとめ概要①

1. 資格取得に向けた研修等の対象者

<社会福祉士・精神保健福祉士の資格を有する者>

一定程度のこども家庭福祉の相談援助業務の経験(2年以上)がある者のほか、相談援助業務(2年以上)を行っており、こども家庭福祉の相談援助業務を業務量問わず行ったことがある者も対象。(1-①) 後者には追加研修の受講を求める。

<こども家庭福祉の相談援助業務の実務経験者>

一定程度のこども家庭福祉の相談援助業務の経験(4年以上)がある者が対象。(1-②)

<保育所等で勤務する保育士>

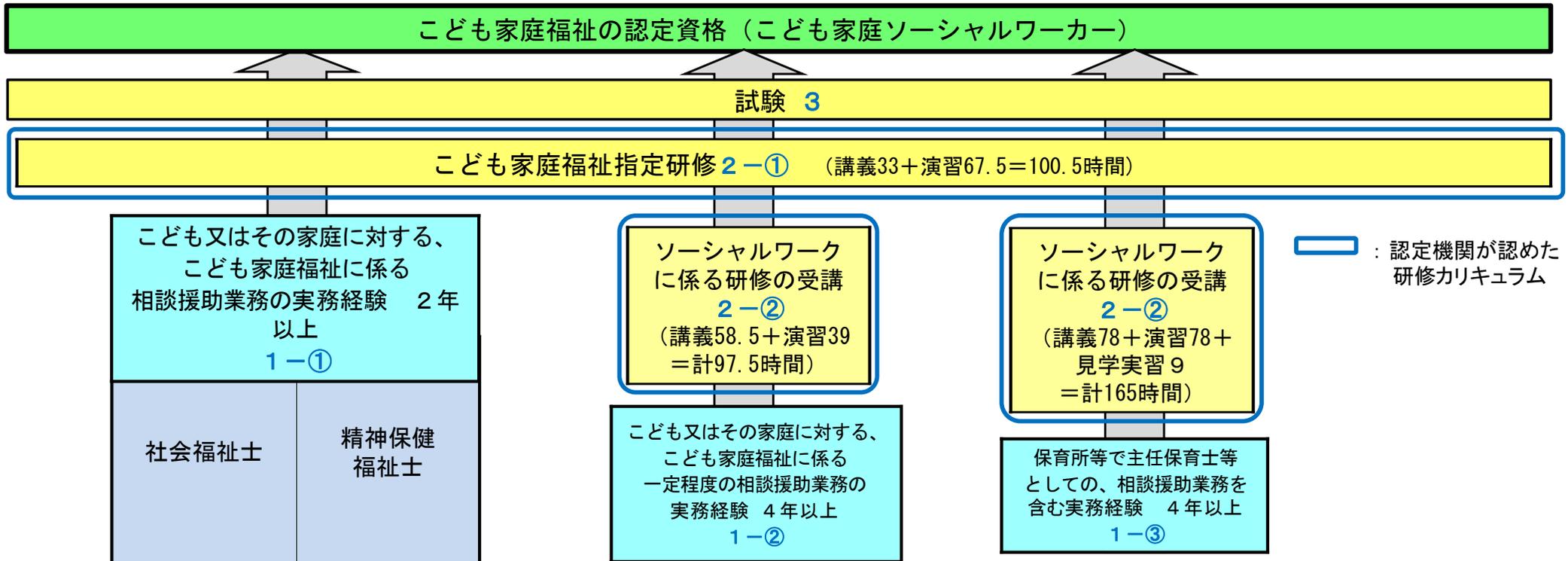
地域連携推進員・保育所長・主任保育士・副主任保育士等のいずれかで、相談援助業務の経験がある者(4年以上)が対象。(1-③)

2. 研修の内容

こども家庭福祉指定研修(一律100.5時間) (2-①) と ソーシャルワークに係る研修 (実務経験者：97.5時間、保育所等保育士：165時間) (2-②) で構成。

3. 試験のありかた

認定機関が毎年1回以上実施。内容は事例問題を含めた選択式とし、どのルートを受講者も同様。



※当分の間の経過措置

※当分の間の経過措置

4. 研修体制の確保等

- 施設等に対して研修体制の確保や見学実習の受入を促すなど、資格取得者が研修や試験を受けやすい仕組みの整備や財政的インセンティブが必要。現任者が勤務する施設等が研修等の支援を行う場合の支援について、財政支援も含めて検討すべき。

5. 資格の名称

- こども家庭福祉の認定資格取得者に求められる、こども家庭福祉に関する相談支援や多職種・多機関との協働といった専門性が伝わりやすいよう、「こども家庭ソーシャルワーカー」とすべき。

こども家庭福祉の認定資格取得者に求められる専門性

認定資格は、こども家庭福祉分野のソーシャルワーカーが身に付けることが求められる専門性のあり方について、以下の視点により3つの柱を整理した上で、具体的検討を進めてきたところ。

専門性の柱を検討する視点

- 虐待を受けたこどもの保護並びに、要保護児童、要支援児童等の在宅支援等に関し、こどもやその保護者に対して相談支援等を行う児童相談所、市区町村、児童福祉施設をはじめとした、こども家庭福祉に係る支援を行う幅広い現場で活用できるものであること
- 社会福祉士や精神保健福祉士の資格を有する者や、こども家庭福祉分野の相談援助の実務経験を有する実務者が、100時間程度のこども家庭福祉に係る研修及びソーシャルワークに係る研修等を経て取得する資格であること
- 新たな認定資格の取得者に求められる専門性の程度のイメージとしては、相談援助業務を行う現場職員が初歩的に習得する内容と、特に難しい判断を必要とする事例への対応や指導的役割を担う職員が習得する内容の中間程度（児童福祉司について言えば、児童福祉司任用後研修と児童福祉司スーパーバイザー研修の中間程度。）のものを想定すること

検討会で整理した新たな認定資格の専門性の柱

1. こども家庭福祉を担う
ソーシャルワークの専門職と
しての姿勢を培い維持すること

2. こどもの発達と養育環境等の
こどもを取り巻く環境を理解
すること

3. こどもや家庭への支援の方法を
理解・実践できること

こども家庭福祉に係る研修カリキュラム（追加研修含む）

こども家庭福祉に係る研修（指定研修）は、①すべての研修受講者が受講する100.5時間の指定研修と、②相談援助有資格者のルートに含まれる一部対象者が追加的に受講する計24時間の研修（追加研修）の2種類がある。

指定研修

（2-①）

科目名	講義（計33時間）	演習（計67.5時間）
こどもの権利擁護	1.5時間	7.5時間
こども家庭福祉分野のソーシャルワーク専門職の役割	1.5時間	6時間
こども家庭福祉Ⅰ（こども家庭をとりまく環境と支援）	3時間	1.5時間
こども家庭福祉Ⅱ（保護者や家族の理解）	1.5時間	3時間
こども家庭福祉Ⅲ（精神保健の課題と支援）	3時間	3時間
こども家庭福祉Ⅳ（行政の役割と法制度）	1.5時間	1.5時間
こどもの身体的発達等、母子保健と小児医療の基礎	1.5時間	1.5時間
こどもの心理的発達と心理的支援	1.5時間	1.5時間
児童虐待の理解	1.5時間	4.5時間
少年非行	1.5時間	1.5時間
社会的養護と自立支援	1.5時間	4.5時間
貧困に対する支援	1.5時間	1.5時間
保育	1.5時間	1.5時間
教育	3時間	1.5時間
こども家庭福祉とソーシャルワークⅠ（多様なニーズをもつこどもや家庭へのソーシャルワーク）	1.5時間	7.5時間
こども家庭福祉とソーシャルワークⅡ（こどもの安全確保を目的とした緊急的な対応に関するソーシャルワーク）	3時間	7.5時間
こども家庭福祉とソーシャルワークⅢ（地域を基盤とした多職種・多機関連携による包括的支援体制の構築）	1.5時間	7.5時間
こども家庭福祉とソーシャルワークⅣ（組織の運営管理）	1.5時間	4.5時間

追加研修

科目名	講義（計9時間）	演習（計9時間）	見学実習（計6時間）
こどもの権利擁護と倫理	1時間	—	—
こども家庭相談援助制度及び実施体制	1時間	—	—
児童相談所の役割と連携	1時間	—	—
こども家庭相談の運営と相談援助のあり方	1時間	3時間	—
社会的養護と市区町村の役割	1時間	—	—
こどもの成長・発達と生育環境	1時間	—	—
こども虐待対応	1時間	6時間	—
母子保健機関やこどもの所属機関の役割・連携及びこどもと家族の生活に関する法令・制度	2時間	—	—
見学実習	—	—	6時間

ソーシャルワークに係る研修カリキュラム

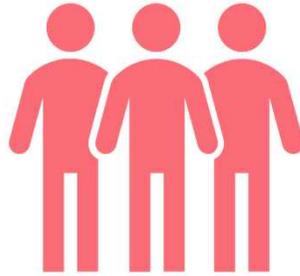
ソーシャルワークに係る研修（ソーシャルワーク研修）は、こども家庭福祉の実務経験者ルートを受講者（計97.5時間）及び保育所等保育士ルートを受講者（計165時間）が受講するもの。

ソーシャル ワーク研修 (2-2)

種別	科目名	相談援助実務 経験者のルート (講義58.5時間、 演習39時間)	保育所等保育士 のルート (講義78時間、 演習78時間、 見学実習9時間)
講義	ソーシャルワークの基盤と専門職	0時間	19.5時間
	ソーシャルワークの理論と方法	39時間	39時間
	地域福祉と包括的支援体制	19.5時間	19.5時間
演習	ソーシャルワーク演習Ⅰ	0時間	39時間
	ソーシャルワーク演習Ⅱ	39時間	39時間
見学実習	見学実習	0時間	9時間

(参考) 認定資格スキーム (イメージ)

こども家庭ソーシャルワーカー



⑦ 受験申請

⑧ 試験実施

⑨ 登録申請

⑩ 登録

⑤ 研修の提供

⑥ 受講



所管省庁

① 認定機関としての
認定の申請



② 認定



認定機関

- ・研修の認定
- ・試験の実施
- ・登録の実施

③ 研修の認定
の申請



④ 認定



研修実施機関

- ・研修の実施
(指定研修、追加研修、
ソーシャルワーク研修)

こども家庭ソーシャルワーカーの要件や当該者の知識及び技術についての審査・証明を行う事業を実施する者の認定基準等を定めている。

<こども家庭ソーシャルワーカーの要件>

- こども家庭ソーシャルワーカーは、以下のいずれかに該当する者であって、こども家庭ソーシャルワーカーの児童福祉相談支援等技能（児童虐待を受けた児童の保護その他児童の福祉に関する専門的な対応を要する事項について、児童及びその保護者に対する相談及び必要な指導等を通じて的確な支援を実施できる十分な知識及び技術をいう。）についての審査・証明事業を実施する認定法人が認めた講習の課程を修了し、認定法人が行う試験に合格し、認定法人が備える登録簿に登録を受けたものであることとする。
 - ① 社会福祉士又は精神保健福祉士として、指定施設（児童福祉法施行規則第5条の3に定める指定施設をいう。）において2年以上主として児童福祉に係る相談援助業務に従事した者
 - ② 社会福祉士又は精神保健福祉士として、指定施設において2年以上児童福祉に係る相談援助業務を含む業務に従事した者（①に掲げる者を除く。）
 - ③ 指定施設において4年以上主として児童福祉に係る相談援助業務に従事した者
 - ④ 保育士として、保育所、幼保連携型認定こども園その他これに準ずる施設において4年以上児童福祉に係る相談援助業務を含む業務に従事した者

<こども家庭ソーシャルワーカーに求められる水準等>

- 児童の福祉の増進のため、常にその担当する者の立場に立って、誠実にその業務を行うよう努めなければならないこと。
- 児童の福祉を取り巻く環境の変化による業務の内容の変化に適応するため、児童福祉相談支援等技能の向上に努めなければならないこと。
- 正当な理由がなく、その業務にして知り得た人の秘密を漏らしてはならないこと。こども家庭ソーシャルワーカーでなくなった後においても、同様とすること。

こどもまんなか
こども家庭庁 府令の概要②

<審査・証明事業の認定基準>

- こども家庭庁長官は、以下の基準により審査・証明事業を認定する。
 - ・ 審査・証明事業を実施する者が、一般社団法人又は一般財団法人であること。
 - ・ 審査・証明事業を実施する者の役員の構成が審査・証明事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
 - ・ 審査・証明事業を実施する者が、審査・証明事業以外の事業を行っている場合には、その事業を行うことによって審査・証明事業が不公正に実施されるおそれがない者であること。
 - ・ 審査・証明事業を実施する者が、審査・証明事業を的確かつ円滑に実施するために必要な経理的基礎及び事務的能力を有する者であること。
 - ・ 審査・証明事業を実施する者が、児童の福祉の増進に積極的に寄与し、かつ、審査・証明事業を実施する者としてふさわしい者であること。
 - ・ 職員、設備、審査等の実施の方法その他の事項についての審査・証明事業の業務規程の内容が、審査・証明事業の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
 - ・ 審査等が、こども家庭庁長官が定める基準を満たす講習を行う者による講習並びに審査・証明事業を実施する者による試験及び登録により行われるものであること。
 - ・ 試験が全国的規模で毎年一回以上行われるものであること。
 - ・ 審査等の対象となる児童福祉相談支援等技能の水準についての審査の基準、試験の実施の回数、時期及び場所、試験問題の水準及び合格者の判定方法その他試験の実施方法が適切なものであること。
 - ・ 試験科目及びその範囲の設定、試験問題及び試験実施要領の作成並びに児童福祉相談支援等技能の程度の評価に係る事項その他技術的事項に関する業務を行う試験委員は、児童福祉相談支援等技能についての知識及び技術を有する者のうちから選任する者であること。
 - ・ 登録事務を行う時間及び休日、登録簿への登録、登録簿の備付け、登録証の交付、登録事項の変更、登録の取消し及び消除その他登録の実施方法が適切なものであること。

こどもまんなか
こども家庭庁 府令の概要③

<こども家庭庁による認定法人に対する報告の求め等>

- こども家庭庁長官による、認定法人に対する報告又は書類の提出の求め、適正な運営を確保するための勧告、認定基準に適合しなくなったとき等の認定取消しの権限を規定している。

<指導教育担当児童福祉司の実務要件年数の緩和の対象者>

- 改正児童福祉法第13条第6項において、指導教育担当児童福祉司になるための児童福祉司としての実務要件年数が、内閣府令で定めるものについては、おおむね5年以上からおおむね3年以上に緩和されたところ、要件緩和の対象者を以下のとおり規定する。
 - ① こども家庭ソーシャルワーカーである者のうち、児童相談所を除いた指定施設において2年以上相談援助業務に従事した者
 - ② こども家庭ソーシャルワーカーである者のうち、児童福祉司としておおむね3年以上勤務した者であって、児童福祉司として勤務した期間と児童相談所を除いた指定施設において相談援助業務に従事した期間の合計がおおむね5年以上である者（①に掲げる者を除く。）

その他、審査・証明事業を行おうとする者が提出しなければならない書類等所要の規定を整備している。

整備府令による改正後の規則においては、こども家庭ソーシャルワーカーの取得要件の一つとして認定法人が認めた講習の課程を修了した者であることを規定するとともに、当該講習を行う者が、こども家庭庁長官が定める基準を満たすものであることを規定している。告示においては、当該基準を定めている。

<講習を行う者に関する基準>

- 実施する講習が以下の基準を全て満たすものであること。
 - ・ 以下のいずれかに該当する者であることを受講の資格とするものであること。
 - ① 社会福祉士又は精神保健福祉士として、指定施設において2年以上主として児童の福祉に係る相談援助業務に従事した者
 - ② 社会福祉士又は精神保健福祉士として、指定施設において2年以上児童の福祉に係る相談援助業務を含む業務に従事した者（①に掲げる者を除く。）
 - ③ 指定施設において4年以上主として児童の福祉に係る相談援助業務に従事した者
 - ④ 保育士として、保育所、幼保連携型認定こども園その他これらに準ずる施設において4年以上児童の福祉に係る相談援助業務を含む業務に従事した者
 - ・ 修業期間は、審査・証明事業者が適当と認めた期間であること。
 - ・ 講習の内容が①～④に定める者ごとに応じて、検討会にて定めた研修カリキュラム以上であること。
 - ・ 講師は各科目を教授するのに適当な者であること。
 - ・ 講習の実施場所が確保されていること。
 - ・ 見学実習を行うのに適当な施設を見学実習に利用できること。
- 検討会にて定めた研修カリキュラムの各科目を教授するのに必要な数の講師を有すること。
- 事務職員を有すること。
- 管理及び維持経営の方法が確実であること。
- 講習を受講し、又はしようとする者に対し、講習の内容、講師その他の事項に関する情報を開示しており、当該開示された情報が、虚偽又は誇大なものではないこと。
- 講習の一部を委託する場合は、その委託を受けた者が、その講習についてこども家庭ソーシャルワーカーとなるのに必要な技能等を修得させるために必要な資力、社会的信用及び業務遂行能力を有する者であることを確認すること。

こども家庭ソーシャルワーカーに関する今後のスケジュール

- ・これまで府令・告示を公布し、認定機関を認定したところであり、令和5年度中に資格取得に向けた研修の対象者の具体的な受講要件（研修対象者の実務経験や保有資格等）を定める通知を発出予定。
- ・認定機関により研修実施機関の募集後、令和6年度早期より研修実施機関による受講者の募集・講習が開始され、令和6年度末に試験が実施されたうえで、合格者の登録申請を受けて第1期資格保有者が登録される予定。

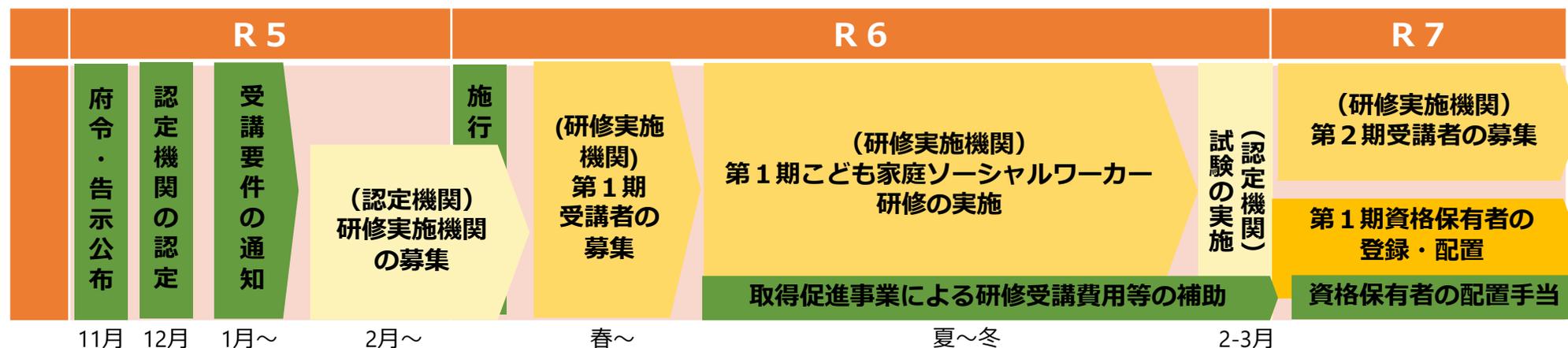
<こども家庭庁による認定機関の認定>

- 認定機関について、11月より公募を行い、一般財団法人日本ソーシャルワークセンターを認定（令和5年12月26日付け）

<（予定）こども家庭庁による受講要件の通知>

- 令和4年度の検討会とりまとめにおいて、資格取得に向けた研修の対象者については、一定の実務経験を有する現任者を対象にするとされたことを受け、府令において対象を定めたところ。
- 令和5年度中に、具体的な受講要件（研修対象者の実務経験や保有資格等）について定める通知を発出する予定。

<（予定）今後のスケジュール>



<児童虐待防止等対策総合支援事業費補助金>
 令和6年度予算額（案）：177億円の内数（令和5年度当初予算額：208億円の内数）

1 事業の目的

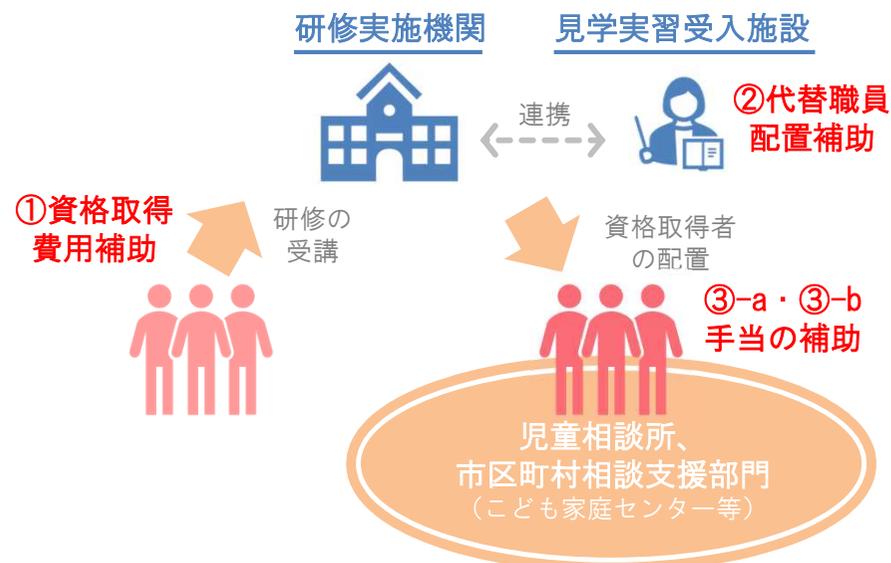
- 令和4年改正児童福祉法により、児童相談所や市区町村（こども家庭センター）等における相談支援等の質の向上を図る観点から、令和6年度より、新たな公的資格である「こども家庭ソーシャルワーカー」が創設され、児童福祉司や統括支援員の任用要件の1つとして位置づけられる。
- こども家庭福祉分野における人材の専門性向上に関しては、こどもの安全確保や権利擁護等を背景として、令和4年改正児童福祉法附帯決議や骨太方針2023等、従前からその必要性が指摘されているところ、取得促進のための方策を検討することが必要。
- 本資格は、既に児童相談所、市区町村、保育所、児童養護施設等の現場で働いている者が、100.5～265.5時間の研修の受講等を経て取得するもの。これらの研修等に参加しやすいよう、新たな補助を創設する。

2 事業の概要

- ① 研修受講費等の資格取得費用に対する補助
 児童相談所、こども家庭センター、保育所、児童養護施設等で勤務する職員が資格取得のための研修等に参加する場合に、研修受講費等に対して補助を行う。
- ② 見学実習受入施設等への代替職員配置に対する補助
 こども家庭ソーシャルワーカー研修の見学実習を受け入れる施設等に対し、当該対応に係る代替職員の配置に必要となる経費の補助を行う。
- ③-a 資格取得者の配置に対する手当の補助（補助金での対応）
 児童相談所やこども家庭センター等の市区町村相談支援部門に資格を有する職員を配置する場合に、当該職員に係る手当の補助を行う。
- ③-b 資格取得者の配置に対する手当の補助（措置費での対応）
 児童養護施設等や一時保護所に資格を有する職員を配置する場合の措置費として、当該職員に係る加算（手当）を設ける。

3 実施主体等

- 【実施主体】
- ①② 都道府県、指定都市、児童相談所設置市
 - ③-a 都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市区町村
 - ③-b 都道府県、指定都市、児童相談所設置市等
- 【補助基準額】 ①②（今後交付要綱等によりお示しする予定）
- ③-a 240千円
 - ③-b 292千円（措置費の加算単価）
- 【補助率】
- ①② 国：2/3、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/3
 - ③-a 国：2/3、都道府県・指定都市・児童相談所設置市・市区町村：1/3
 - ③-b 国：1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/2 もしくは 国：1/2、都道府県1/4、市及び福祉事務所設置町村1/4



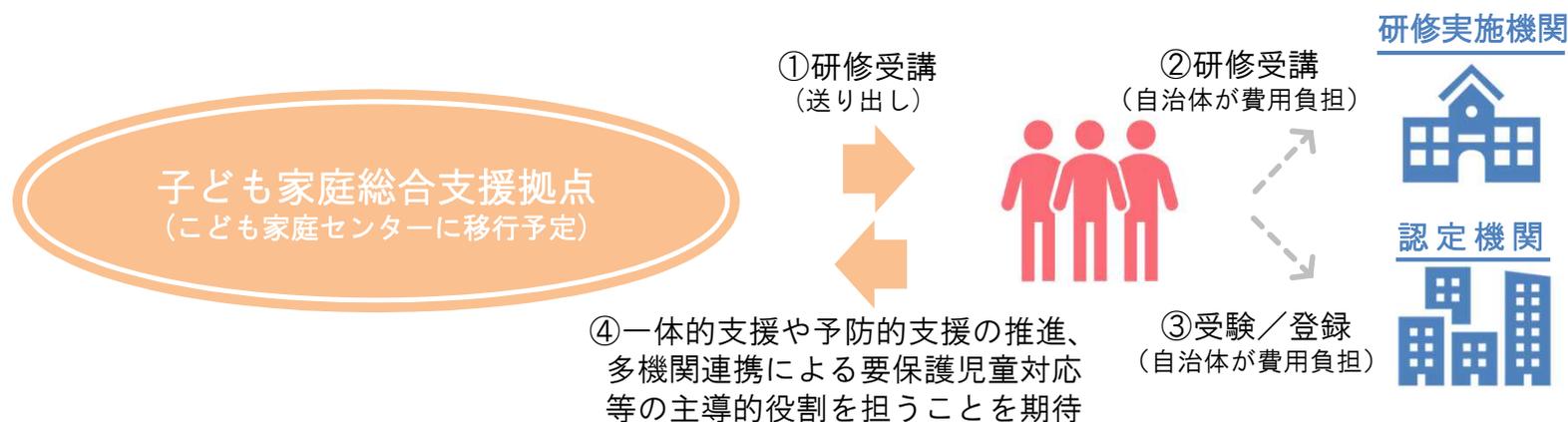
研修受講費等の補助の予算措置のお願い

- 各都道府県・指定都市・児童相談所設置市におかれては、取得促進事業のうち研修受講費等の資格取得費用に対する補助について、児童相談所、市区町村、保育所、児童養護施設等の職員が研修を円滑に受講できるよう、積極的な予算措置をお願いしたい。
- また、こども家庭庁では研修の受講対象者に向けた受講意欲喚起のための広報用資料（次ページ）を作成している。都道府県等におかれては、当該資料の活用等により受講者の募集について管内関係機関への周知を図っていただくようお願いしたい。
- なお、社会的養育推進計画策定要領（案）では、都道府県等（児童相談所）における人材確保・育成等に向けた取組の一環として、こども家庭ソーシャルワーカー資格の取得促進を図ることが必要とされている。また、こども家庭センターに配置される統括支援員の資格要件の1つにこども家庭ソーシャルワーカーが位置づけられており、市区町村の相談支援体制の整備に向けた都道府県の支援・取組として、取得促進事業を活用することも期待される。

（参考）こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業を活用しようとしている自治体の事例

※現段階での検討内容であり、変更となる可能性あり

- 自治体内に複数設置されている子ども家庭総合支援拠点（中規模型ほか（要保護児童対策調整機関を兼ねる）、令和6年4月からこども家庭センターへ移行予定）それぞれから1名ずつ、こども家庭ソーシャルワーカーの研修を受講予定。その際に、取得促進事業を活用。
- 受講者としては要保護児童対策調整機関の調整担当者である係長級職員を想定している。基本的に研修受講に際して受講者本人の自己負担は想定していない。
- 受講者が試験に合格し、こども家庭ソーシャルワーカーとして専門性を担保し、自治体内においてこども家庭福祉における一体的支援や予防的支援の推進、多機関連携による要保護児童対応等において、主導的役割を担っていくことを期待。



こども家庭ソーシャルワーカー 第1期生

の募集が始まります



この資格を取得する主なメリット

- ・ こどもや家庭に対して、より**質の高い支援**を提供するための方策が学べる
- ・ 具体的な援助場面を想定した演習が充実しており、**現場で求められる実務的な知識や技術**を修得できる
- ・ 市町村「こども家庭センター」の統括支援員をはじめ、**様々なこども家庭福祉関連職種**に就く道が開ける
- ・ 資格を取得することで、将来的な**キャリアアップ**や**処遇改善**につながる可能性がある
- ・ 多様な現場の**現任者同士のネットワーク**が作れる / など



第1期生募集のスケジュール(予定) ※変更の可能性あり

- ・ (令和6年2月頃) 受講可能な現任者の要件の公表
- ・ (令和6年春以降) 大学等による受講希望者の募集
- ・ (令和6年夏以降) 研修の開講 ※オンラインもしくは対面
- ・ (令和7年2-3月頃) 試験の実施
- ・ (令和7年3月以降) 資格登録により第1期生が誕生



「こども家庭ソーシャルワーカー取得促進事業」により取得を推進しています

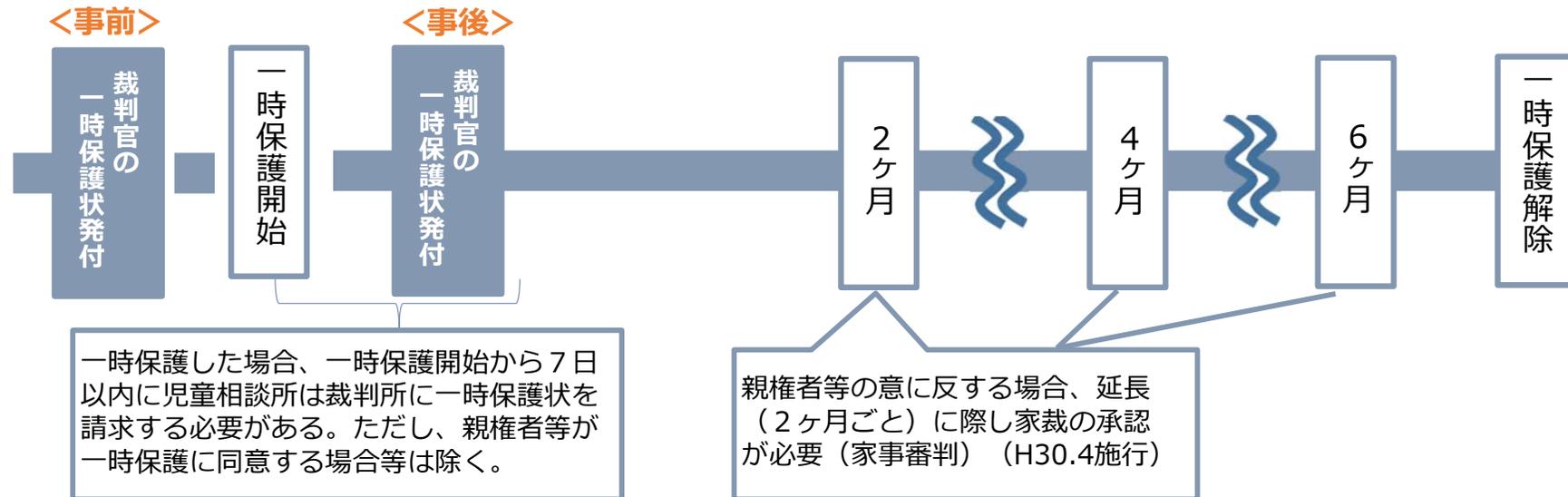
- ・ 都道府県・指定都市・児童相談所設置市が認める場合、**研修受講費や旅費等を補助** ※補助基準額の範囲内で国が2/3、自治体が1/3を負担。
- ・ **研修受講費の相当割合をカバー**できるように補助基準額を検討中 ※受講者の保有資格や実務経験により受講時間数が異なり、研修受講費も異なる見通し。

一時保護時の司法審査

一時保護時の司法審査等

<一時保護開始時の適正手続の確保（司法審査）>

- 一時保護の適正性の確保や手続の透明性の確保のため、一時保護開始の判断に関する司法審査を導入する。
 - 裁判官が発付する一時保護状による方法（事前又は保護開始から7日以内に児童相談所は書面で請求）とする。
 - 対象として、親権者等が一時保護に同意した場合や請求までに一時保護を解除した場合等は除く。
 - 児童虐待のおそれがあるときなど、一時保護の要件を法令上明確化。その要件に該当するときは、明らかに一時保護の必要がないと認めるときを除き、裁判官は一時保護状を発付する。
 - 一時保護状発付の請求が却下された場合、一時保護を解除した際に児童の生命及び心身に重大な危害が生じるおそれがあるときには、児童相談所からの不服申立手続を設ける（却下の翌日から3日以内にその取消を請求）



一時保護時の司法審査に関する実務者作業チームについて

- 昨年6月8日に成立した児童福祉法改正法において、**一時保護の開始時の司法審査を導入**（令和7年6月1日施行）。社会保障審議会児童部会社会的養育委員会報告書において、施行までに、その運用や実務の詳細について、法律実務に携わる者など、**実務者も構成員に含む作業チームを立ち上げて検討すべき**と指摘。
- このため、厚生労働省において、**作業チームを令和4年8月末から設置し、一時保護時の司法審査の運用及び実務の詳細等**について、実務的な観点から議論することとする。

（検討会委員） ※法務省、最高裁事務総局はオブザーバーとして参加 ※敬称略、五十音順

自治体 関係	法曹実務者 関係	学識等 関係
<ul style="list-style-type: none"> ・大浦 俊哉（東京都福祉保健局担当部長〈児童相談センター人材企画担当課長事務取扱〉） ・河島 貴子（世田谷区児童相談所所長） ・大久保 法彦（滋賀県中央子ども家庭相談センター所長 兼 健康医療福祉部管理監） ・薬師寺 順子（大阪府中央子ども家庭センター所長） 	<ul style="list-style-type: none"> ・佐藤 康憲（東京家庭裁判所 判事） ・橋本 佳子（名古屋市中央児童相談所 主幹、弁護士） ・浜田 真樹（浜田・木村法律事務所 弁護士） 	<ul style="list-style-type: none"> ・石綿 はる美（一橋大学大学院法学研究科 准教授） ・中村 みどり（Children's View & Voices 副代表） ◎橋本 和明（国際医療福祉大学医療福祉学研究科臨床心理学専攻教授） ○吉田 恒雄（認定NPO法人児童虐待防止全国ネットワーク 理事長）
計4名	計3名	計4名

➡ 令和6年1月、「一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル（案）」を公表

一時保護の要件について

1. 改正後児童福祉法

＜改正後＞

第三十三条 児童相談所長は、児童虐待のおそれがあるとき、少年法第六条の六第一項の規定により事件の送致を受けたときその他の内閣府令で定める場合であつて、必要があると認めるときは、（略）児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。

＜改正前＞

第三十三条 児童相談所長は、必要があると認めるときは、（略）児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができる。

2. 「内閣府令（児童福祉法施行規則）で定める場合」の条文案

※令和6年1月公表の「一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル（案）」においてお示ししたもの

第三十四条の四 法第三十三条第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とし、この場合において、児童相談所長は、必要があると認めるときは、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図ること、又はアセスメント（児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握することをいい、短期入所指導（法第十二条の四に規定する児童を一時保護する施設等に児童を短期間入所させ、心理療法、生活指導その他の援助を行うことをいう。）を行うことを含む。）を行うことを目的として児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせることができるものとする。

- 一 児童虐待防止法第二条に規定する児童虐待を受けた場合若しくはそのおそれがある場合又は児童虐待を受けるおそれがある場合（児童虐待防止法第十二条の二第一項に定めるときを含む。）
- 二 少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）第六条の六第一項の規定による送致を受けた場合又は警察官から法第二十五条第一項若しくは児童虐待防止法第六条第一項の規定による通告を受けた場合
- 三 児童の行動が自己若しくは他人の生命、心身若しくは財産に危害を生じさせた場合若しくはそのおそれがある場合又は危害を生じさせるおそれがある場合
- 四 児童が自らの保護を求め、又はこれに相当する意見若しくは意向を表明した場合
- 五 児童の保護者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による病院への入院等の状態となつたこと、児童が家出人であることその他の事由により、次のいずれかに該当する場合
 - イ 児童に保護者若しくは住居がない又はそのおそれがある場合
 - ロ 児童の住居が不明である又は不明となるおそれがある場合
- 六 児童の保護者がその監護する児童の保護を求め、又はこれに相当する意見を表明した場合
- 七 前各号に掲げるもののほか、一時保護を行わなければ児童の生命又は心身に重大な危害が生じるおそれがある場合

一時保護状請求の流れ（イメージ）

一時保護の理由（内閣府令該当性＋一時保護の必要性）の検討

一時保護の開始

- 児童、親権を行う者等（親権を行う者又は未成年後見人）の人定資料の取得
- 児童及び親権を行う者等への説明
- 児童の意見・意向の確認
- 親権を行う者等の同意の有無、意見の確認
- 一時保護の理由を裏付ける資料の取得
- 一時保護状請求書の作成
- 提供資料（ケース記録等）の準備

一時保護状の請求（事後請求）

一時保護状の発付

- 児童、親権を行う者等（親権を行う者又は未成年後見人）の人定資料の取得
- 児童及び親権を行う者等への説明
- 児童の意見・意向の確認
- 親権を行う者等の同意の有無、意見の確認
- 一時保護の理由を裏付ける資料の取得
- 一時保護状請求書の作成
- 提供資料（ケース記録等）の準備

一時保護状の請求（事前請求）

一時保護状の発付

一時保護の開始

7
日
以
内

一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル（案）の主なポイント①

※令和6年1月、マニュアル（案）として公表したもの。なお、令和6年夏頃～秋頃にマニュアルとして正式に発出する予定。
（マニュアルとして正式に発出するまでに、各自治体の意見等を踏まえ、マニュアル（案）の内容に修正が加わることがある。）

第1章 令和4年児童福祉法等改正（一時保護時の司法審査）の概要

第2章 一時保護の要件

1 趣旨

2 一時保護を行うことができる場合

- ・ 児童相談所長が一時保護を行うには、①内閣府令該当性 + ②一時保護の必要性があることが要件となる（改正後法第33条第1項及び第2項）。
- ・ なお、裁判官は、①内閣府令該当性が満たされていれば、明らかに②一時保護の必要がないと認めるときを除き、一時保護状を発付（同第4項）。

3 内閣府令について（児童福祉法施行規則第34条の4）

○ 第1号（児童虐待の場合等）

- ・ 児童虐待の危険から児童を保護し、その安全の確保及び健全な発達を図るため、一時保護の対象として規定。
- ・ 「児童虐待を受けた」場合だけでなく、「児童虐待を受けたおそれ」がある場合及び「児童虐待を受けるおそれ」がある場合も対象。

○ 第2号（少年法送致又は警察通告の場合）

- ・ 少年法送致又は警察通告を受けた場合は、警察からの情報に基づき調査や情報把握をする必要のあるケースが多いため、一時保護の対象として規定。

○ 第3号（自己又は他人への危害の場合等）

- ・ 児童の安全と健全な発達を図り、必要な調査を行うため、一時保護の対象として規定。
- ・ 自己又は他人に「危害を生じさせた」場合だけでなく、「危害を生じさせたおそれ」がある場合及び「危害を生じさせるおそれ」がある場合も対象。

○ 第4号（児童による保護の求め等の場合）

- ・ 児童自身が保護を求めることは、児童にとって深刻な状況が生じているというべきであることから、一時保護の対象として規定。
- ・ 児童の年齢や発達の程度等を考慮し、保護の求めに相当する意見・意向（意思というまでには至らない志向、気持ち）が表明された場合も対象。

○ 第5号（保護者不在又は住居不定の場合等）

- ・ 児童に保護者や住居がない場合に、安全・安心な場所を提供し心身の安定を図れるよう、一時保護の対象として規定（おそれがある場合も含む。）。
- ・ 児童の住居が不明の場合には、その養育環境等について把握・調査等をするため、一時保護の対象として規定（おそれがある場合も含む。）。

○ 第6号（保護者による保護の求め等の場合）

- ・ 保護者（施設長や里親等を含む。）が保護を求める場合は、育児不安や措置先での児童の不適応等がうかがわれることから、児童をその養育環境から一時的に分離して背景事情の把握等を行う必要があるため、一時保護の対象として規定（保護の求めに相当する意見が表明された場合も含む。）。

○ 第7号（その他重大な危害が生じるおそれの場合）

- ・ 第1号～第6号までの類型では対応できないものが今後生じ得る場合に備えて規定。

4 一時保護の必要性

- ・ 児童相談所長は、①内閣府令該当性を前提として、②一時保護の必要性があるか否かについて、各事案に応じて適切に判断することが重要。

一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル（案）の主なポイント②

※令和6年1月、マニュアル（案）として公表したもの。なお、令和6年夏頃～秋頃にマニュアルとして正式に発出する予定。
（マニュアルとして正式に発出するまでに、各自治体の意見等を踏まえ、マニュアル（案）の内容に修正が加わることがある。）

第3章 一時保護状の請求手続

1 一時保護状の請求が必要となる場合

- ①一時保護を行うことについて親権者等の同意がある場合、②児童に親権者等がない場合、③一時保護を開始した日から起算して7日以内（初日を含む。）に解除した場合を除き、一時保護状の請求が必要（改正後法第33条第3項）。
- 親権者等が数人あるときはその全員の同意を要する。一部の親権者等から同意を得られない場合のほか、一部の親権者等と連絡がとれずその同意が確認できないような場合には、親権者等の同意があるとはいえないから、請求期限までに一時保護状を請求しなければならないことに留意。

2 一時保護状の請求に係る基本的事項

- 請求者、一時保護時の司法審査の対象となる児童、請求時期（事後請求・事前請求）、一時保護の開始日、請求先、請求の方式など

3 一時保護状の請求に向けた具体的手続（児童相談所における事務手続の流れを想定）

- 児童と親権者等の特定
 - 一時保護の対象となる児童は、戸籍謄本、住民票、これらが用意できない場合にあってはその他の公的書類（療育手帳、母子手帳等）により特定。
 - 親権者等は、戸籍謄本（外国人の場合は戸籍謄本に代わるものとして親権を有する旨の記載がある公的書類）により特定。事後請求の場合に、7日以内に戸籍謄本を取得できない、外国人につき本国での身分関係の調査が完了しないなどのときには、親権者等を確知できない場合として（同意があるとはいえないとして）、一時保護状の請求を行う必要。
- 親権者等に対する説明
 - 一時保護の理由、目的、一時保護時の司法審査の手続概要、親権者等が裁判官に意見を伝達し得ること及びその方法等について、できる限り丁寧に説明（ただし、DV事案等で加害者とされる親権者等に対し連絡しなかった場合は、親権者等の同意があるとはいえないとして一時保護状を請求すること。）。
- 親権者等の同意の確認
 - 一時保護を行うことについて可能な限り親権者等の同意を確認する。同意がない場合だけでなく、同意が判然としない場合（同意があるか分からない場合）、同意の真意性に疑義がある場合などは、同意があるとはいえないとして、一時保護状の請求を検討。
 - 親権者等の同意の確認は原則として書面で行う。ただし、一定の場合（親権者等が遠方、多忙等により来所や郵便等での確認が困難な場合、親権者等の身体に障害があり署名が困難な場合など）には、口頭による確認も排除されない。
- 親権者等の意見を裁判官に伝達する方法
 - 児相が親権者等の意見を聴取して適宜の書類にまとめて裁判官に提供することを基本。
 - 親権者等自らが意見書面の作成を希望する場合はこれを児相を通じて裁判官に提供することが可能。
- 児童の意見又は意向の確認、児童の意見又は意向を裁判官に伝達する方法
 - 一時保護に当たって実施する意見聴取等措置（改正後法第33条の3の3）等により児相が把握した児童の意見又は意向を裁判官に提供。
 - 児童自らが意見書面の作成を希望する場合はこれを児相を通じて裁判官に提供することが可能。

一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル（案）の主なポイント③

※令和6年1月、マニュアル（案）として公表したもの。なお、令和6年夏頃～秋頃にマニュアルとして正式に発出する予定。
（マニュアルとして正式に発出するまでに、各自治体の意見等を踏まえ、マニュアル（案）の内容に修正が加わることがある。）

第3章 一時保護状請求手続（前頁からの続き）

- 提供資料の準備（関係機関等と連携した資料等の収集）
 - ・ 各児相が保有する**既存の児童記録、その抜粋又は児童記録の内容を要約したもの**を提供する方法を基本。
 - ・ 一時保護状の請求に当たっては、一時保護の要件の充足性を示す事実関係、児童の意見等や親権者等の意見、それらを踏まえた児相の所見（内閣府令該当性及び一時保護の必要性を認めた理由）をまとめた簡単な「**総括書面**」を作成。 ※参考書式は本マニュアル（案）別添のとおり。
 - ・ 児相が裁判所に出した一時保護状の請求に係る事件記録は、裁判所から児童や親権者等に送付されることはなく、審査終了後、児相に返還される。また、裁判所において児童や親権者等の事件記録の閲覧謄写を予定した規定はなく、児相への返還後、児相において開示請求に対応することとなる。
 - ・ 資料の収集等においては、**関係機関と連携し、資料又は情報の提供等の必要な協力を受けること**（改正後法第33条の3の2）。
- 一時保護状請求書の記載事項等
 - ・ 一時保護状請求書の記載事項は**チェックリスト及び端的な記載欄を基本**。 ※参考書式は本マニュアル（案）別添のとおり。
- 各種事案の取扱い（きょうだい事案の取扱い、移管ケース、親権者等の同意が撤回された場合の対応など）

4 一時保護状の発付又は請求却下

- ・ 一時保護状の発付又は請求却下後は、裁判所において事件記録の返還を受け、一時保護状を受領。
- ・ 児童及び親権者等に対しては一時保護時の司法審査の結果等につき適切な説明を行う。請求が却下された場合（不服申立てをしない場合）は意見聴取等措置後、速やかに一時保護を解除。

第4章 不服申立手続

1 不服申立ての要件

- ・ 不服申立てでは、①内閣府令該当性、②一時保護の必要性、③一時保護を行わなければ児童の生命又は心身に重大な危害が生じると見込まれるときが要件となる。③の要件については、外形上の行為や被害の重大性だけでなく、養育環境下に戻ることが児童の心身に与える影響からも検討すること。

2 不服申立手続に係る基本的事項

- ・ 請求者、請求時期（一時保護状の請求却下の裁判があった日の翌日から起算して3日以内に限り行うことができる）、請求先、請求の方式など

3 不服申立ての具体的手続

- ・ 原裁判時に提供した資料をもってさらに主張を行うほか、当初の一時保護状の請求時には未判明だった事実が新たに判明した場合や取得できていなかった資料を新たに取得した場合などにはこれらによる主張の補充を行うことも考えられる。
- ・ 不服申立ての各要件について、事案の概要を踏まえ、**児相の所見・評価を文章形式で記載**。 ※参考書式は本マニュアル（案）別添のとおり。

第5章 夜間・休日の対応

- ・ 一時保護状の請求は**平日の裁判所開庁時間中に行われるのが基本だが、やむを得ず夜間・休日に請求する場合はあらかじめ請求先裁判所に連絡した上で請求を行う**。夜間・休日には請求先が異なる可能性があることに留意。**請求期限末日が土日・祝日・年末年始となる場合も同日までに請求を要する**。 70

1. 実施の趣旨・目的

① 児童相談所の人員体制強化に係る検討

- 一時保護時の司法審査の導入（令和7年6月施行予定）により、児童相談所において新たに増加すると見込まれる一時保護状の請求に向けた事務負担・作業量等を適切に把握し、児童福祉司、法務担当事務職員等について、児童相談所の人員体制強化に係る検討を行う。

（※）令和4年12月の児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議において策定された「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」について、令和7年の一時保護時の司法審査の導入に向け、必要に応じて見直し、児童相談所の体制強化を図ることとしていることなどを踏まえ、必要な検討を行う。

② 「一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル（案）の試行・検討

- 一時保護時の司法審査（令和7年6月施行予定）の導入に向け、「一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル（案）」について、実務的な観点から試行・検討を行う。

⇒ 試行運用を通じて明らかとなった実務上の課題等については、令和6年夏頃～秋頃に予定している同マニュアルの確定に向けて、マニュアル（案）の記載内容の見直し、追加の検討等を行う。

2. 具体的な実施内容

- ～令和6年春頃にかけて、10カ所程度の自治体に協力を得て、当該自治体内で進行している複数の実際の事案について、「一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル（案）」に沿った対応を試行的に実践してもらう。
 - 具体的には、一時保護状の請求を行うまでの流れを踏まえ、以下のような対応を試行的に行う。
 - 一時保護の要件（府令該当性及び一時保護の必要性）の検討
 - 児童及び親権者等の人定資料の取得・確認
 - 児童の意見又は意向の確認
 - 児童及び親権者等への説明、親権者等の同意及び意見の確認
 - 一時保護の要件を裏付ける資料の取得
 - 一時保護状請求書その他の裁判所提出資料の作成・準備

（※）ただし、児童や親権者等への説明は現行制度のもので実施。

（※）事後請求の場合は、一時保護状の請求までの7日間の時間制限を踏まえて実施。
 - 実際のケースワークを通じて生じた実務上の課題、一時保護状の請求のために要した事務作業の時間・人員等について各自治体から報告を受ける。
- ⇒ 児童相談所の人員体制強化に係る検討及び「一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル（案）」の試行・検討を図る。

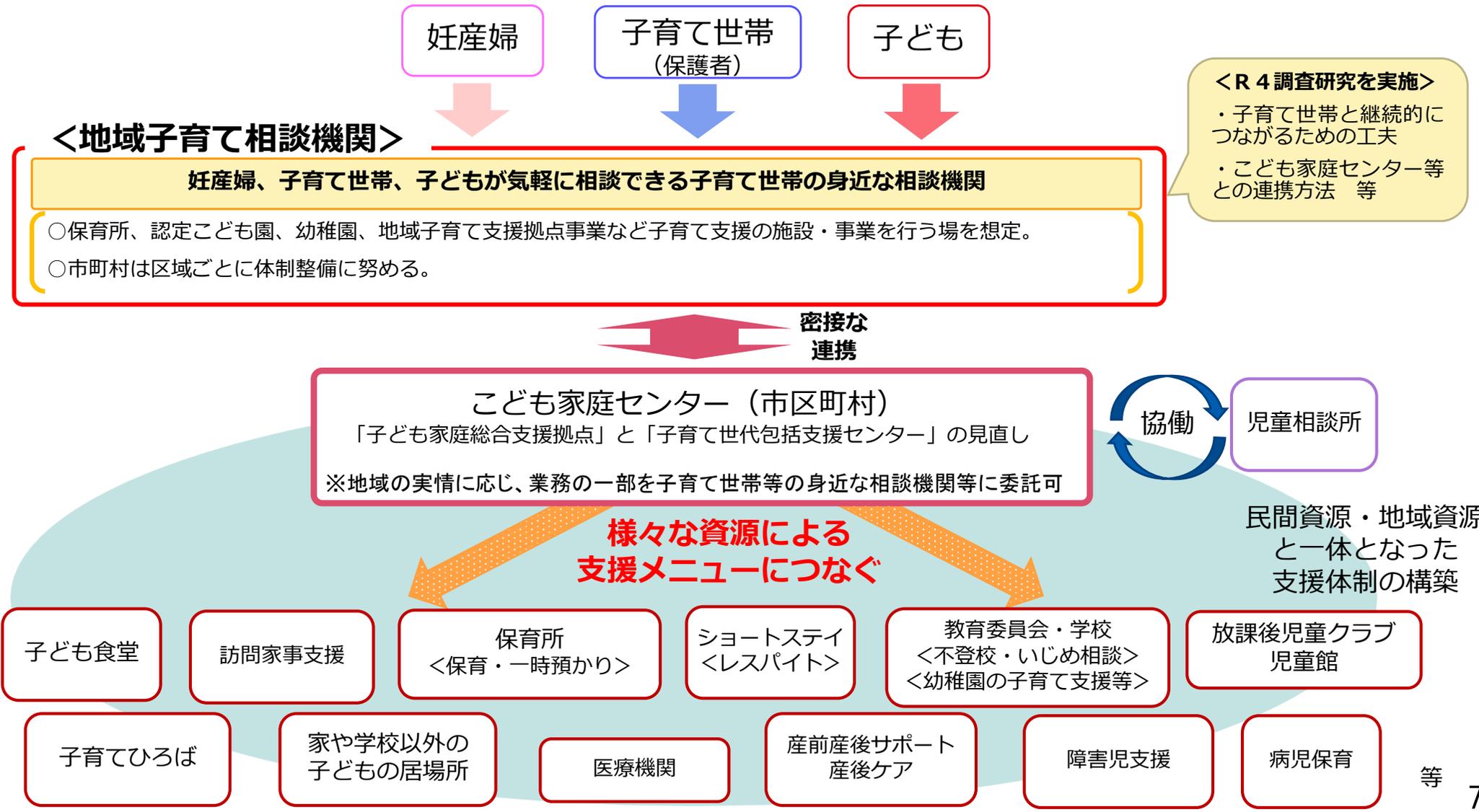
今後の予定について

- ～令和6年春頃：司法審査試行運用
- 令和6年夏頃～秋頃：「一時保護時の司法審査に関する児童相談所の対応マニュアル」確定、内閣府令改正
- 令和7年6月1日：施行

地域子育て相談機関

地域子育て相談機関

- 地域子育て相談機関は、相談の敷居が低く、物理的にも近距離にあり、能動的な状況確認等による「**子育て世帯と継続につながるための工夫**」を行う相談機関。その整備により、**子育て家庭との接点を増やし、子どもの状況把握の機会を増やすことを趣旨**。
- 特に、子育て家庭の中には、行政機関であるこども家庭センターには直接相談しにくいと感じる家庭もあり得ることから、地域子育て相談機関が、**こども家庭センターを補完**することを想定しており、法律上、こども家庭センターと連携・調整を行うこととなっている。
- 市町村において、社会的条件や子育て関係施設の整備の状況等を総合的に勘案して定める区域ごとに整備。



<R4 調査研究を実施>

- ・ 子育て世帯と継続的につながるための工夫
- ・ こども家庭センター等との連携方法 等

地域子育て相談機関の運用イメージ（案）

【目的】

- 地域子育て相談機関は、相談の敷居が低く、物理的にも近距離にある相談機関を整備し、子育て世帯との接点を増やすことにより、子育て世帯の不安解消や状況把握の機会を増加することを目的としたものであり、子育て家庭の中には、行政機関であるこども家庭センターには直接相談しにくいと感じる家庭もあり得ることから及び身近な相談機関が、こども家庭センターを補完するなどの目的のために地域子育て相談機関の整備の推進を図る。

【実施主体】

- 実施主体は、市町村（一部事務組合及び広域連合を含む。）とする。なお、市町村が認めた者への委託等を行うことができる。地域子育て相談機関の実施場所は、保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点事業の実施場所、児童館、その他地域子育て相談機関で行うこととされる相談及び助言を適切に行うことができると市町村長が認める場所とする。

※その他地域子育て相談機関で行うこととされる相談及び助言を適切に行うことができると市町村長が認める場所の例
児童養護施設や乳児院、障害児入所施設などの児童福祉施設、小児科や産科などの医療機関、公民館や大学、商業施設などであって、地域子育て相談機関の業務を適切に行うことができる場所

【設置区域の考え方】

- 地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、子育てに関する施設の整備の状況等を総合的に勘案して定める区域ごとに地域子育て相談機関の整備に努めることとされているが、地域子育て相談機関の趣旨及び目的を踏まえ、中学校区に1カ所を目安に設定することを原則としつつ、地域の実情に応じて整備することが望ましい。

【対象】

- 全ての妊産婦及び子どもとその家庭（里親及び養子縁組を含む。）等を対象とする。

【業務内容】

- 各家庭が必ず一つ以上の地域子育て相談機関を設定できるよう積極的に働きかける。
- 相談支援
 - ・ 全ての妊産婦及び子どもとその家族から相談に応じ、実情の把握に努め、相談内容や相談者等の状況などに応じて必要な情報の提供や助言、必要な支援につなげる。
 - ・ 必要に応じてより専門的かつ包括的な相談対応等が実施可能であるこども家庭センターに、迅速かつ適切に情報共有・連携し、必要な支援につなげられるようにする
- 子育て世帯に関する情報発信
 - ・ 市町村は、住民に対し、地域子育て相談機関の名称、所在地のほか、開設日と開所時間、対象者、相談方法等も含めた整備状況を発信する。
 - ・ 地域子育て相談機関は、運営主体の特色も活かしつつ、地域の住民に対し、子育て支援に関する情報の提供を行う。

【利用者情報の管理】

- 市町村は、地域子育て相談機関に対して、共通の相談記録の様式を提示すること。
- 相談記録の項目としては、相談者名、こどもの名前、こどもの年齢、相談内容、アセスメント、対応内容、対応経過、関係機関への連携に対する相談者の同意の有無を記載することとし、その他各市町村において必要と考えられる項目とする。

【職員配置】

- 利用者支援事業実施要綱の4実施方法（1）③イに定める職員を配置することを原則とする。
- ただし、既存施設に委託等を行う場合は、既存施設の職員において本設置要綱の4. 業務内容及び実施体制を満たすことが可能と市町村が認めた場合はこの限りではない。

【補助形態及び補助要件（案）】

補助メニューとしては、利用者支援事業の基本型を以下のとおり見直すことを予定。なお、補助金を活用しない形での実施も可能である。

- I型：利用者支援事業（基本型）の要件（※）に加えて開所日数の要件（週5日以上）を設定する予定。
- II型：利用者支援事業（基本型）の要件（※）。
- III型：保育所や地域子育て支援拠点などの既存施設・事業において配置されている職員のみで、基本型の「一体的相談支援機関連携等加算」の要件を満たす場合。

※ 利用者支援事業（基本型）の補助要件：実施要綱に規定する研修要件を満たす専任職員を1事業所1名以上配置、ほか。

【補助単価（案）】

- I型：1カ所あたり年額 8,030千円（基本分単価 7,730千円＋子ども家庭センター連携等加算 300千円）
- II型：1カ所あたり年額 2,733千円（基本分単価 2,433千円＋子ども家庭センター連携等加算 300千円）
- III型：1カ所あたり年額 300千円（基本分単価 300千円）

※ I型については、利用者支援事業（基本型）における夜間加算、休日加算、出張相談支援加算、機能強化のための取組加算、多言語対応加算、特別支援対応加算、多機能型加算の要件を満たした場合、上記に加えて算定することができる。II型についても同様の取扱いとなる予定。

補助のイメージ（案）

- ①利用者支援事業を実施している事業所が、地域子育て相談機関として週5日以上開所（I型の補助要件を満たす日数）する場合

【補助形態】 I型 8,030千円

※その他要件を満たした利用者支援事業の加算が算定可能

例えば保育所が実施する場合

- ②保育所が、研修要件を満たす専任職員を配置せず、既存職員（主任保育士等）のみで地域子育て相談機関として開所する場合

【補助形態】 III型 300千円

※保育所としての運営費等の必要な経費は公定価格により給付される。

- ③保育所が、研修要件をみだす専任職員を配置し、地域子育て相談機関として開所する場合（I型の補助要件を下回る場合）

【補助形態】 II型 2,733千円

※保育所としての運営費等の必要な経費は公定価格により給付される。

※その他要件を満たした利用者支援事業の加算が算定可能

市町村子ども・子育て支援計画における「量の見込み」の算出等について

- 「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方（初版）について（送付及び意見照会）」（令和5年9月20日付け事務連絡）において、量の見込み方等をお知らせしたところではあるが、正式発出までに以下のとおり修正を行う予定である。
- 地域子育て相談機関については、利用者支援事業の基本型の財政支援を受けずとも、地域子育て相談機関として相談対応を行うことも可能であるものの、子ども・子育て支援計画においては財政支援を受けない地域子育て相談機関も含めて量の見込みを記載していただくようお願いする。

地域子育て相談機関の「量の見込み」の修正案（赤字部分が変更箇所）

< 2 > 量の見込みの算出

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出方法

(キ) 利用者支援事業の量の見込み

利用者支援事業の量の見込みについては、第一期手引きにおいて、教育・保育施設や他の地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを勘案して算出することとした上で、第二期手引きにおいて、子育て中の親子にとって、より身近な場所に設置することができるよう、地域子育て支援拠点事業における量の見込み等を見据えた見込みとなるよう留意することとしたところであり、第三期においても、これらの算出方法に沿って量の見込みを算出することが可能である。

なお、令和4年児童福祉法改正により、市町村は地域子育て相談機関の整備に努めることとしており、地域子育て相談機関は中学校区に1か所を目安に設定することを原則としている。地域子育て相談機関への財政的支援の方法として、利用者支援事業の基本型について必要な見直しを行った上でこれを活用し、支援することを想定していることから、利用者支援事業の基本型の量の見込み及び確保方策を設定する場合には、**段階的に地域子育て相談機関を中学校区に1か所を目安に整備する際に同事業が活用されることを踏まえ、適正な補正を行うこと。**また、**地域子育て相談機関は必ずしも利用者支援事業の基本型の財政支援を受けずとも、地域子育て相談機関として相談対応を行うことも可能であることから、利用者支援事業の基本型を活用したもの・していないもの両者を合算した、地域子育て相談機関全体の量の見込み及び確保方策も設定し、利用者支援事業の基本型の量の見込みとは別に記載すること。**

< 3 > 提供体制の確保の方策及びその実施時期

(イ) 利用者支援事業の提供体制の確保の方策及びその実施時期

利用者支援事業については、次のように基本型、特定型それぞれを分けて計画に記載すること。その上で、**基本型とは別に**地域子育て相談機関の数を記載することが望ましい。

(中略)

		2025年度	2026	2027	2028	2029
量の見込み	基本型	20か所
確保方策	基本型	20か所

—(参考値：基本型の内数)—

		2025年度	2026	2027	2028	2029
量の見込み	地域子育て相談機関 (※)	20か所
確保方策	地域子育て相談機関 (※)	20か所

※利用者支援事業（基本型）の財政支援を受けていない地域子育て相談機関も含む

地域子育て相談機関（利用者支援事業（基本型））

＜子ども・子育て交付金（こども家庭庁）及び重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）＞
 令和6年度予算案 **2,208**億円の内数（1,920億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1 施策の目的

- 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）において、市町村は、住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うことができる地域子育て相談機関の整備に努めることとされた。
- 妊産婦、子育て世帯、子どもが気軽に相談できる子育て世帯の身近な相談機関として、保育所、認定こども園、幼稚園、地域子育て支援拠点事業など、子育て支援を行う施設・事業所が、こども家庭センターと連携して相談対応等を行うための体制整備を行う。

2 施策の内容

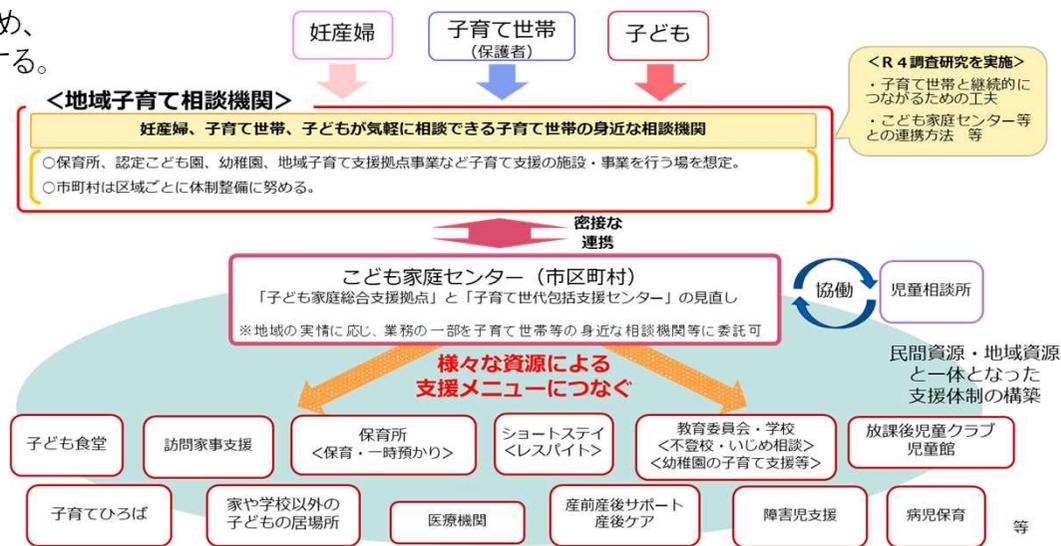
- 児童福祉法第10条の3に基づく「地域子育て相談機関」に対する補助を行うため、利用者支援事業(基本型)を見直し、基本型を基本Ⅰ型とし、Ⅱ型・Ⅲ型を新設する。

児童福祉法

第十条の三 市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会（新設）的条件、子育てに関する施設の整備の状況等を総合的に勘案して定める区域ごとに、その住民からの子育てに関する相談に応じ、必要な助言を行うことができる地域子育て相談機関（当該区域に所在する保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点事業を行う場所その他の内閣府令で定める場所であつて、的確な相談及び助言を行うに足りる体制を有すると市町村が認めるものをいう。以下この条において同じ。）の整備に努めなければならない。

※定める区域：中学校区に1カ所を想定

※公立中学校数：9,164校（文部科学統計要覧（令和4年版））



3 実施主体

市区町村(民間等への委託も可)

4 補助率

国:2/3、都道府県:1/6、市区町村:1/6

5 見直し内容

現行		見直し案	
基本型	1カ所あたり 7,688 千円 ※要件:専任職員1名	➔	基本Ⅰ型 1カ所あたり 7,730 千円(旧基本型の要件見直し) ※要件:現状の基本型の要件に加えて、週に5日以上開所
			基本Ⅱ型 1カ所あたり 2,433 千円【新設】 ※要件:現状の基本型の要件
			基本Ⅲ型 1カ所あたり 300 千円【新設】 ※要件:保育所や地域子育て支援拠点などの既存施設・事業において配置されている職員のみで、基本型の「一体的相談支援支援連携等加算」の要件を満たす

※地域子育て相談機関である基本Ⅰ型及び基本Ⅱ型については、「こども家庭センター連携等加算300千円」を算定することができる。

家庭支援事業

市区町村における子育て家庭への支援の充実

- 要支援・要保護児童(※1)は約23万人、特定妊婦(※2)は約0.8万人とされる中、支援の充実が求められている。
※1 保護者への養育支援が特に必要、保護者による監護が不適当な児童 ※2 出産前において出産後の養育支援が必要な妊婦
- 地域子ども・子育て支援事業において、訪問型支援、通所型支援、短期入所支援の種類・量・質の充実を図るとともに、親子関係の構築に向けた支援を行う。
- 市区町村において計画的整備を行い、特に、支援が必要な者に対しては市区町村が利用勧奨・措置を実施する。

子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）

- 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラー含む）
- 訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う。
例）調理、掃除等の家事、子どもの送迎、子育ての助言 等

児童育成支援拠点事業（学校や家以外の子どもの居場所支援）

- 養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象
- 児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う
例）居場所の提供、食事の提供、生活リズム・メンタルの調整、学習支援、関係機関との調整 等

親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）

- 要支援児童、要保護児童及びその保護者等を対象
- 親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達の状況等に応じた支援を行う。
例）講義・グループワーク・ロールプレイ等の手法で子どもとの関わり方等を学ぶ（ペアレントトレーニング） 等

子育て短期支援事業

- 保護者が子どもと共に入所・利用可能とする。子どもが自ら入所・利用を希望した場合の入所・利用を可とする。
- 専用居室・専任人員配置の推進、入所・利用日数の柔軟化（個別状況に応じた利用日数の設定を可とする）を進める。

一時預かり事業

- 子育て負担を軽減する目的（レスパイト利用など）での利用が可能である旨を明確化する。

地域子ども・子育て支援事業への位置づけ

- ✓ 市区町村の計画的整備
- ✓ 子ども・子育て交付金の充当

「家庭支援事業」及び「利用勧奨・措置」に関する今後のスケジュール

令和4年改正児童福祉法により、新たに子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業（以下、新規3事業）が創設される。また、新規3事業に子育て短期支援事業・一時預かり事業・養育支援訪問事業を加えた6事業については、児童福祉法上「家庭支援事業」と位置付けられ、市町村による利用勧奨・措置が可能となる。

家庭支援事業について

（新規3事業の施行について）

- 子育て世帯訪問支援事業及び児童育成支援拠点事業については、実施要綱案と、具体的な運用等を記載したガイドライン案を、昨年12月に自治体へ送付し、意見照会を行った上で、令和6年3月に確定版を通知する予定。
- 親子関係形成支援事業については、実施要綱案を1月25日の説明会でお示しし、令和6年3月に確定版を通知する予定。
- **なお、子育て世帯訪問支援事業の創設に伴い、養育支援訪問事業の育児・家事援助については当該事業に移行するため、適切な配慮をおねがいしたい。**
- 上記の財源となる「子ども・子育て支援交付金」の交付要綱については、改正案を令和6年3月にお示しする予定。

（子ども・子育て支援事業計画（以下、事業計画）における取り扱いについて）

- 家庭支援事業は地域子ども・子育て支援事業（子ども・子育て支援法第59条第8号）に位置付けられ、「量の見込み」の算出等については、「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方（初版）について（送付及び意見照会）」（令和5年9月20日付け事務連絡）を参考にし、市町村事業計画において「量の見込み」「確保方策」を策定いただきたい。
- なお、新規3事業が施行となる令和6年度は、第2期事業計画最終年となっていることから、事業を実施する市町村においては、少なくとも今期事業計画期間中に計画の見直しを行う場合や第3期事業計画の策定の際に、事業計画に盛り込むこととし、令和6年度は、事業計画上の位置づけがなくとも、財政支援の対象とする。都道府県におかれても同様の取扱いをお願いしたい。



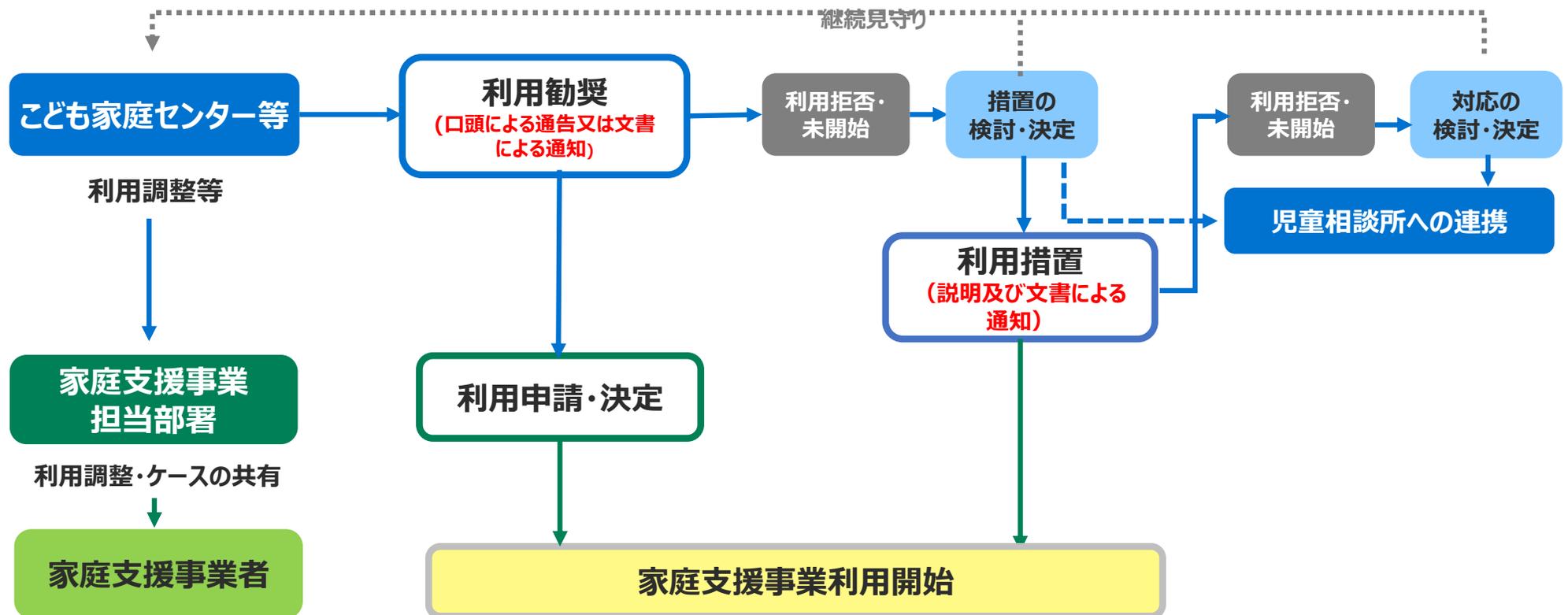
利用勧奨・措置について

- 利用勧奨・措置の運用について記載したこども家庭センターのガイドライン案を、昨年12月に自治体にお示しし、意見照会を行った上で、令和6年3月に確定版を通知する予定。
- 措置にかかる経費については、義務的経費とし、「児童入所施設措置費等国庫負担金」での補助となる。本負担金の交付における家庭支援事業の措置の取扱い（支弁額や徴収金等）についての通知を、令和6年3月にお示しする予定。

家庭支援事業の利用勧奨・措置

市町村は、サポートプランが作成された者や都道府県や児童相談所から引き継いだ児童を含め、**家庭支援事業（第21条の18に位置付けられる子育て短期支援事業、養育支援訪問事業、一時預かり事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業又は親子関係形成支援事業をいう。以下同じ。）の利用が必要と認められる者について、その利用を勧奨しなければならず、また勧奨しても利用することが著しく困難な場合は利用の措置を行い、支援を提供することができる。**なお、ここでいう勧奨は児童福祉法第21条の18第1項に基づき上記要件に該当する対象者に限って実施されるものを指し、窓口等での事業利用を促す通常の利用勧奨は含まれないことに留意すること。

利用勧奨・措置 基本的な流れ（イメージ図）



利用勧奨

検討 及び 決定

- 利用勧奨については、原則として、サポートプランが作成された者や都道府県や児童相談所から引き継いだ児童等、家庭支援事業の実施が適当であると認められた者について、要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議等において必要な支援策（事業の種類、利用予定の家庭支援事業者、事業における支援の内容、頻度、回数、期間等を含む）やサポートプランの検証、支援策の提案方法（誰がどこでどのように対象者に勧奨するか）などを検討の上行う。
- ただし、サポートプランが作成されていないものの、支援の必要度が高く、近く要支援児童等となる可能性が非常に高い状態となっている者であり、かつ、必要な支援内容が明らかである者については、例外的にサポートプラン等が無くとも利用勧奨を行うことも可能とする。その際は、事後的にサポートプラン等を作成すること。

対応者

- こども家庭センター等の児童福祉部門での対応が想定されるが、母子保健分野での対応も可能。市町村における責任主体、決裁ルートを明確にし、他の部門の職員が利用勧奨を行った場合には、その実施状況について共有すること。

実施 方法

- 口頭による通告又は文書による通知を行い、児童記録表等に利用勧奨をした背景や理由、状況、結果等を記録すること。なお、円滑な利用に繋げるため、こども家庭センター等のケースワーカーのほか、対象者との関係性が構築できている関係機関の同席の下、実施することも考えられる。
- 費用負担については、利用勧奨を行ったことをもって特段の公費による支援は行わないが、支援の必要な家庭が継続的に支援を受けることができるよう、国の支援メニューを活用して所得状況に応じた減免制度を設け、案内を行うことを徹底すること。
- 利用の意思が確認できない場合や、支援の受け入れに拒否的な場合は、訪問等を繰り返し行い、対象者との信頼関係を構築する中で、支援の必要性や期待できる効果等を伝え、利用につながるよう努めること。

その他

- 都道府県や児童相談所への報告については、必要に応じて行うこととする。
- こども家庭センター等において対象者を継続的に見守り、対象者の状況に応じて、サポートプランを適宜変更しつつ、適切な支援が行われるよう、利用する家庭支援事業者からの支援状況の報告事項や報告先、相談先等をあらかじめ定め、適切に情報共有がされる体制を整備すること。

検討
及び
決定

- 措置については、利用勧奨を実施したにもかかわらず、対象者の社会経済的状況に変化が見られず、疾病その他やむを得ない事由により、利用申請を行うことができないなど、事業を利用することが著しく困難であると市町村が認めた場合に行うこととし、利用勧奨の状況も踏まえ、アセスメントやサポートプラン等の見直しを行い、要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議等において検討、その結果をもとに市町村が決定する。なお、市町村の措置については、強制性を伴うものではなく、市町村が、利用者にかわって事業の利用を決定するものであることから、事業の利用を明確に拒絶しているものではないと市町村が認めた場合に措置を行うことに留意すること。

対応者

- 利用措置は行政処分となることから、措置の実施に当たっての決裁権者は明確に定めておく必要があり、その指揮命令権が及ぶ職員が行うこと。

実施
方法

- 措置の対象者においては、精神面に障害や疾患を有していることも想定されることから、窓口への来所に限らず、居宅への訪問や同行支援を行う等配慮したうえで、必ず対面において丁寧な説明を行ったうえで、文書による通知を行うこと。また、児童記録票等に措置を文書により通知した旨に加え、その背景や理由、説明した時の状況等を記録すること。
- 措置の対象者に対しては、原則として費用負担を求めない運用とする。費用負担を求めないことを目的として措置を実施することは望ましくない点に留意すること。

その他

- 市町村の措置は強制力を伴わないことから保護者が措置を拒否することもありうるが、その場合、要支援・要保護児童に該当すると考えられるケースなどは児童相談所等へ報告し、必要な対応がとられるようにすること。この他の場合でも、措置を行った際には都道府県や児童相談所への報告を必要に応じて行うこととする。
- こども家庭センター等において対象者を継続的に見守り、対象者の状況に応じて、サポートプランを適宜変更しつつ、適切な支援が行われるよう、利用する家庭支援事業者からの支援状況の報告事項や報告先、相談先等をあらかじめ定め、適切に情報共有がされる体制を整備すること。
- 措置による支援の提供期間の満了前に、措置による支援の提供を解除した場合、保護者等及び利用中の家庭支援事業者に対して文書による通知をすること。また、支援の提供の解除に際しては、福祉の措置及び助産の実施等の解除に係る説明等に関する命令（平成6年厚生省令第62号）に十分留意し、解除理由等について丁寧な説明を行い、その後の支援に支障が出ないよう配慮すること。

目 的

令和4年改正児童福祉法において、新たに実施されることとなった家庭支援事業（子育て世帯訪問支援事業等）について、市町村は、当該者に必要な事業の利用を勧奨してもなお、やむを得ない事由により当該勧奨及び支援に係る家庭支援事業を利用することが著しく困難であると認めるときは、支援を提供（措置）することができるとしており、この措置にかかる経費について義務的経費とし、家庭支援事業の着実な実施に努める。

家庭支援事業の措置の要件

措置の要件については、次の全ての内容に該当する必要がある。なお、行政処分となることから、市町村が決定し、文書により通知すること。

- ① 原則としてこども家庭センター等がアセスメントを行い、サポートプラン等を作成する要支援・要保護児童家庭等であること
※速やかに措置による支援が必要と認められる場合は、例外的に、事後にサポートプラン等を作成することも可能だが、速やかに作成すること
- ② 利用勧奨を実施したにもかかわらず、疾病その他事情により、支援が必要な者が利用申請を行うことが出来ないと市町村が認めた場合であること
- ③ 支援の利用を明確に拒絶しているものではないと市町村が認めた場合であること

措置費単価等

【措置費単価】

各事業について、「子ども・子育て支援交付金」をもとに1人当たり1回（日額）相当額を設定する予定

【負担割合】

国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市区町村 1 / 4

なお、措置の対象者に対しては、原則として費用負担を求めない運用とする予定。

ただし、保護者の経済力や精神状況等を踏まえて、費用負担を求めたとしても以後支援がしにくくなるといった事態が生じないと認められる場合には、法第56条第2項の規定に基づき費用徴収することも検討。

子育て世帯訪問支援事業

＜子ども・子育て支援交付金＞

令和6年度予算案 2,074億円の内数（1,847億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ。

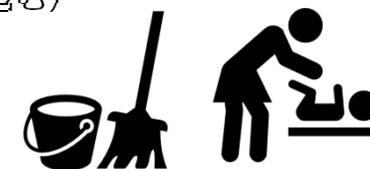
2 事業の概要

【対象者】次のいずれかに該当する者

- ① 保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
- ② 食事、生活環境等について不適切な養育状態にある家庭等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童のいる家庭及びそれに該当するおそれのある保護者
- ③ 若年妊婦等、出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及びそれに該当するおそれのある妊婦
- ④ その他、事業の目的を鑑みて、市町村が本事業による支援が必要と認める者（支援を要するヤングケアラー等を含む）

【事業内容】

- ① 家事支援（食事準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート、等）
- ② 育児・養育支援（育児のサポート、保育所等の送迎、宿題の見守り、外出時の補助、等）
- ③ 子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言（※）
※保護者に寄り添い、エンパワメントするための助言等。なお、保健師等の専門職による対応が必要な専門的な内容は除く。
- ④ 地域の母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供
- ⑤ 支援対象者やこどもの状況・養育環境の把握、市町村への報告



3 実施主体等

【実施主体】市区町村（市区町村が認めたものに委託可）

【補助率】国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3

【補助単価（案）】○基本分（右表の通り利用者負担軽減加算あり）

1時間あたり 1,500円

1件あたり 930円

○事務費・管理費 1事業所あたり 564,000円

○研修費 1市区町村あたり 360,000円

利用者負担軽減加算	1時間あたり	1件あたり
①生活保護世帯		
②市町村民税非課税世帯	1,500円	930円
③市町村民税所得割課税額77,101円未満世帯		

※②については1世帯あたり96時間/年を超えた場合、1時間あたり1,200円、1件あたり740円
③については1世帯あたり48時間/年を超えた場合、1時間あたり900円、1件あたり560円

【目的】

- 家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする。

【実施主体】

- 実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ）とする。ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。

【支援の内容】

- 支援の内容については、対象家庭を訪問し、①か②の片方、又は①②を同時に行うことを基本に、家庭の状況に合わせ以下の内容を包括的に実施する。
 - ① 家事支援（食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート、等）
 - ② 育児・養育支援（育児のサポート、保育所等の送迎、宿題の見守り、外出時の補助、等）
 - ③ 子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言（※）
 - ※ 保護者に寄り添い、エンパワメントするための助言等。なお、保健師等の専門職による対応が必要な専門的な内容は除く。
 - ④ 地域の母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供
 - ⑤ 支援対象者や児童の状況・養育環境の把握、市町村への報告

【対象】

- 本事業の支援対象は、児童や保護者又は妊婦からの相談や、庁内の関係部署及び関係機関からの情報提供・相談等により把握され、本事業による支援が必要であると市町村が認めた、次に掲げるような状態にある者を対象とする。
 - ① 保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
 - ② 食事、生活習慣等について不適切な養育状態にある児童等、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童の保護者及びそれに該当するおそれのある保護者
 - ③ 若年妊婦等、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦及びそれに該当するおそれのある妊婦
 - ④ その他、事業の目的に鑑みて、市町村が本事業による支援が必要と認める者（支援を要するヤングケアラー等を含む）

【訪問支援員の要件】

- 訪問支援員については、以下のいずれの要件を満たし、本事業を適切に実施できる者として市町村長が適当であると認めた者とする。
 - ① **【研修】（以下の項目参照）の内容を踏まえた市町村が適当と認める研修を修了した者**
 - ② 以下ア～ウに掲げる欠格事由のいずれにも該当しない者
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 児童福祉法、児童売春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）その他国民の福祉に関する法律（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74令）第35条の5各号に掲げる法律に限る。）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ウ 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する措置児童等虐待を行った者

【研修】

- **研修は、事業の目的、内容、支援の方法、個人情報適切な管理や守秘義務等について、必ず実施すること。また、育児・養育支援を行う訪問支援員に対しては、AED（自動体外式除細動器）の使用方法や心肺蘇生等の実習を含んだ救急救命講習及び事故防止に関する講習（安全チェックリストの活用やヒヤリハット事例の検証等を内容とするもの）について、必ず実施すること。ただし、他の研修等の修了をもって習得できると市町村が判断した部分について、省略しても差し支えないものとする。**
実施に当たっては、家庭訪問の同行や支援場面を想定した実技指導等を組み込む等、訪問の内容及び質の向上に努めること。

※養育訪問支援事業において規定の研修を受講済の支援員については、本事業の支援員要件を満たすと考える。

※現行の臨時特例事業において訪問支援員を行っていた者については、経過措置として、当面の間、研修を受講していなくとも支援員の要件を満たすものとするが、事後的に研修を受講することが必要。

【留意事項】

- 本事業に従事する者は、児童の「最善の利益」を実現させる観点から、児童及びその保護者等の対応及び個人情報の保護について十分配慮するとともに、正当な理由なく、その業務上知り得た家庭等の情報を漏らしてはならない。
- **訪問した家庭が家事・育児支援等以外の支援も必要であると考えられる場合には、市町村に連絡し、必要な支援に適切に繋ぐよう努めること。**なお、この場合に、業務上知り得た情報を市町村と共有することについては、上記の正当な理由に該当するものであること。
- 訪問支援員は、身分証を提示するなどして市町村からの訪問者であることを明確にすること。
- 市町村は、事業者や訪問支援員から支援状況の情報提供を求め、利用者の状況の把握に努めること。

- ・子育て世帯訪問支援事業実施要綱の内容を補完するものとして、正式版の令和6年4月早々の発出を目指して調整中。
- ・特に、「研修の内容」と「支援の流れ」について、実際の運用に資する内容を重点的に記載予定。

章立て

1. 事業の目的
2. 支援内容
3. 支援対象者
4. 実施方法
 - (1) 訪問支援員の要件
 - (2) 訪問支援員の研修
 - ① 研修の提供体制
 - ② 研修の内容
 - (3) 支援の流れ
5. 個人情報の保護及び守秘義務
6. 職場倫理及び事業内容の向上
 - (1) 職場倫理と法令順守
 - (2) 要望及び苦情への対応
 - (3) 事業内容向上への取組
7. 届出等

- ・ 支援の目的や支援内容の具体
- ・ 事業者と家事、育児・養育支援の内容や範囲、ルール等を定める項目の参考例 等。

- ・ 要支援児童等に該当するおそれのある者の考え方
- ・ 利用にともなう差別や偏見（スティグマ）への配慮、等。

- ・ 訪問支援員の要件を満たすための基礎的な研修項目および内容（一例）を掲載。

（研修項目例）

- 事業の理念及び意義・目的
- 支援対象者像の理解
- 傾聴とコミュニケーション
- 地域の子育て支援の情報
- 守秘義務と個人情報の管理について
- 市町村への報告を要する場面
- 訪問支援の実際
- 救急救命講習及び事故防止

- ・ 利用決定から支援終了までの流れについて、こども家庭センター等や事業担当部署、事業者それぞれに想定される役割及び連携にあり方について記載。

照会先：成育局成育環境課 家庭支援係

児童育成支援拠点事業

<子ども・子育て支援交付金>

令和6年度予算案 2,074億円の内数 (1,847億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る。

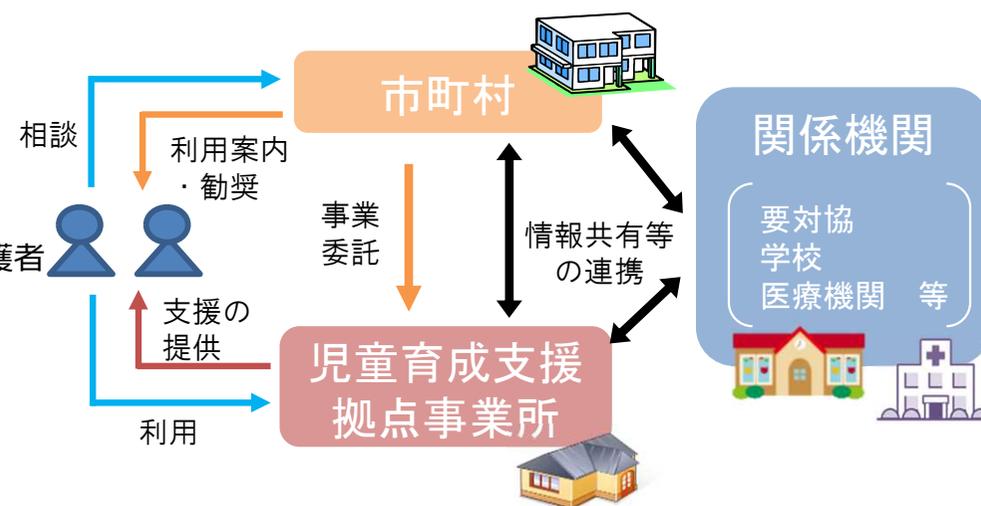
2 事業の概要

【対象者】次のいずれかに該当する家庭

- ①食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある児童等、養育環境に関して課題のある主に学齢期以降の児童及びその保護者
- ②家庭のみならず、不登校の児童や学校生活になじめない児童等、家庭以外にも居場所のない主に学齢期以降の児童及びその保護者
- ③その他、事業の目的に鑑みて、市町村が関係機関からの情報により支援を行うことが適切であると判断した主に学齢期以降の児童及びその保護者

【事業内容】

- ① 安全・安心な居場所の提供
- ② 生活習慣の形成（片付けや手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ、等）
- ③ 学習の支援（宿題の見守り、学校の授業や進学のためのサポート、等）
- ④ 食事の提供
- ⑤ 課外活動の提供（調理実習、農業体験、年中行事の体験や学校訪問等）
- ⑥ 学校、医療機関、地域団体等の関係機関との連携及び関係構築
- ⑦ 保護者への情報提供、相談支援
- ⑧ 送迎支援（地域の実情に応じて実施）



3 実施主体等

【実施主体】市区町村（市区町村が認めたものに委託可）

【補助率】国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3

<子ども・子育て支援交付金>

令和6年度予算案 2,074億円の内数 (1,847億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

3 実施主体等

【補助単価(案)】

○基本分

右表の通り

	① 週3型	② 週4型	③ 週5型
	9,516千円	12,688千円	15,854千円

○加算分

ア、ソーシャルワーク専門職員配置加算

要支援児童等の対応や関係機関との連携強化等の業務を行う職員の配置 1事業所当たり年額 2,295千円

イ、心理療法担当職員配置加算

要支援児童等の対応や関係機関との連携強化等の業務を行う職員の配置 1事業所当たり年額 2,295千円

ウ、送迎加算

居宅から実施事業所の間等の送迎を実施。

① 週3型	② 週4型	③ 週5型
870千円	1,161千円	1,451千円

エ、長時間開所加算(1事業所の単位当たり年額)

(ア) 平日分(1日6時間を超え、かつ18時を超えて開所する場合)
「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間」の年間平均時間に以下を乗じたもの

① 週3型	② 週4型	③ 週5型
567千円	756千円	944千円

(イ) 長期休暇等分(1日8時間を超えて開所する場合)
「1日8時間を超える時間」の年間平均時間に以下を乗じたもの

① 週3型	② 週4型	③ 週5型
135千円	180千円	225千円

オ、賃借料補助加算 1事業所当たり年額 3,000千円

【開設準備経費(改修費等)】 1事業所当たり年額 4,000千円

【目的】

- 養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする。

【実施主体】

- 実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ）とする。ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。

【事業の内容】

- 支援の内容については、課題を抱える児童の居場所を提供するという事業の目的を踏まえ、①～⑦を包括的に実施し、地域の実情等に応じて⑧を実施する。

①～⑦の支援内容は、常時実施しなければならないわけではなく、利用者の状況や希望に応じて、確実に提供できるよう体制を整備する必要がある。

<包括的に実施する内容>

- ① 安全・安心な居場所の提供
- ② 生活習慣の形成（片付けや手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ、日用品の使い方に関する助言、等）
- ③ 学習の支援（宿題の見守り、学校の授業や進学のためのサポート、等）
- ④ 食事の提供
- ⑤ 課外活動の提供
- ⑥ 学校、医療機関、地域団体等の関係機関との連携
- ⑦ 保護者への情報提供、相談支援

<地域の実情等に応じて実施する内容事項>

- ⑧ 送迎支援

【対象】

- 本事業の支援対象は、児童や保護者からの相談や、庁内の関係部署及び関係機関からの情報提供・相談等により把握され、本事業による支援が必要であると市町村が認めた、次に掲げるような状態にある児童及びその保護者を対象とする。
 - ① 食事、衣服、生活環境等について、不適切な養育状態にある児童等、養育環境に関して課題のある主に学齢期以降の児童及びその保護者
 - ② 家庭のみならず、不登校の児童や学校生活になじめない児童等、家庭以外にも居場所のない主に学齢期以降の児童及びその保護者
 - ③ その他、事業の目的に鑑みて、市町村が関係機関からの情報により支援を行うことが適切であると判断した主に学齢期以降の児童及びその保護者

【定員】

- 概ね20名とする。

【職員配置、要件及び職務の内容】

- 支援の実施にあたり、以下①②の職員を配置し、必要に応じて③④の職員を配置して支援を行うこと。

なお、1人以上は、児童指導員、保育士、社会福祉士、精神保健福祉士のいずれかの資格、教育職員免許法第4条に規定する免許状若しくは児童福祉事業に2年以上従事していた経験を有する者又は③心理療法担当職員に該当する者を必ず置くこと。

また、**管理者又は支援員のうち1人以上は、必ず常勤職員とすること**とし、利用者や関係機関と信頼関係の構築に努めること。

加えて、人員配置にあたっては、児童5人に対し1人以上の職員を目安に配置することとし、利用児童がいる時間帯については、2人以上の職員を必ず配置すること。なお、利用児童が5人未満の場合で、職員のうち1人を除いた者が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合等は、この限りではない。

<必須>

①管理者

【職務内容】

主に支援員の指導・調整、運営に関わる管理、市町村の事業担当部署やこども家庭センター・学校・児童福祉施設・医療機関等との連携、アセスメントに基づいた支援計画の策定、等を行う者

【要件】

児童福祉事業又はそれに類する業務に従事していた十分な経験等を持つ者で、支援員の指導・調整、運営に関わる管理等の現場を統括する能力を有する者

②支援員

【職務内容】

児童や保護者への支援等を行う

【要件】

児童の福祉の向上に理解と熱意を有する者であって、児童に対して適切な生活支援等ができる者

<任意>

③心理療法担当職員

【職務内容】

メンタルケア等の心理的支援が必要な利用者に対して、嘱託契約その他適切な方法による支援を行う者

【要件】

学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学の学部で、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する1年以上の経験を有する者

④ソーシャルワーク専門職員

【職務内容】

児童及びその家庭を対象にした下記 i ~ iii のソーシャルワークの支援等を行う者

- i 学校、要保護児童対策地域協議会等の関係機関における会議への出席等
- ii 児童の家庭への訪問を含めた支援
- iii その他、居場所における児童に必要な支援

【要件】

児童を対象としたソーシャルワークの業務に従事していた者。なお、支援計画の策定や要保護児童対策地域協議会等関係機関との会議への出席等が想定され、十分なソーシャルワークスキルが求められることから、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有することが望ましい。

【研修】

- 職員の配置にあたっては、研修の実施、専門的知見を持つ職員及び施設からのスーパーバイズ等により、**従事する職員の質の担保に努めること**。研修は、各地域の実情に応じた内容により実施すること。あわせて、個人情報適切な管理や守秘義務等についても研修を行うこと。

【開所日数・開所時間】

- 開所する日数は、利用者が生活のリズムを作れるよう、その地域における学校の授業の休業日その他の状況等を考慮し、週3日以上開所すること。
- 開所時間は、次に掲げる時間を開所することとし、児童の状況や地域の実情等に応じて、開始時間を早める又は閉所時間を延長するなどして定めるものとする。
 - ① 学校の授業の休業日（長期休暇期間等）に行う児童育成支援拠点事業1日につき、**8時間（原則10時～18時）**
※8時間の開所は必須であるが、地域の実情に応じて開所時間を前後にずらす、又は延長することは可能。
 - ② 学校の授業の休業日以外の日（平日）に行う児童育成支援拠点事業1日につき、**学校の授業の終了後から原則18時以降**

【施設・設備】

- 児童養護施設、児童館、児童家庭支援センター等の子育て関連施設やその他市町村が児童の居場所支援を行う場所として適当と認められた場所（空き家や賃貸物件の活用を含む。）
- 本事業を行う場所には、**開所時間中に児童が集まることができる専用スペースその他支援の実施に必要な設備を設けること。**なお、静養室、相談室、事務室、キッチン、学習スペース、浴室及び便所等の設備を設けることが望ましい。

【留意事項】

- 事業の実施により知り得た個人情報、規定を置くなどの措置を図ることで適切に保管するとともに、職員に対して個人情報の取り扱い等について、守秘義務を課すこと。また、事業の全部又は一部を委託して実施する場合には、委託先との契約において定めること。
- 市町村及び児童育成支援拠点事業者は、学校、医療機関、地域団体等の関係機関から把握しているこどもの情報が共有され、対象となる児童が本事業の利用につながるよう関係機関等に事業の趣旨や内容等を周知し、関係機関との必要な連携が図られる体制づくりに努めること。

児童育成支援拠点事業 ガイドライン（案）について（令和5年12月25日に自治体送付済）

- ・児童育成支援拠点事業実施要綱の内容を補完するものとして、正式版の令和6年4月早々の発出を目指して調整中。
- ・「支援の内容」について実施背景等も示すとともに、特に重要な、関係機関との連携について記載予定。

章立て

1. 事業の目的
2. 支援の内容
3. 支援対象者
4. 実施方法
 - (1) 定員
 - (2) 職員配置、要件及び職務の内容
 - (3) 開所日数・開所時間
 - (4) 施設及び設備
 - (5) 支援の流れ
 - (6) 児童育成支援拠点事業所と関係機関等との連携
 - (7) 衛生管理及び安全対策
5. 職場倫理及び事業内容の向上
 - (1) 職場倫理と法令順守
 - (2) 要望及び苦情への対応
 - (3) 事業内容向上への取組
6. 届出等

・居場所づくりにおける重要な観点を記載
・支援内容の各項目における「実施を求められる背景」「具体的な実施事項例」「留意事項」を記載 等

・支援対象者の具体例や考え方
・利用にともなう差別や偏見（スティグマ）への配慮、等。

利用決定から支援終了までの流れについて、こども家庭センター等や事業担当部署、事業者それぞれに想定される役割及び連携のあり方について記載。

・市町村、学校、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）や放課後等デイサービスセンター、教育支援センター（適応指導教室）等、関係機関との連携について具体的に記載

・施設運営の観点で必要な要素（食中毒に対する配慮、安全チェック、防災対応、事故対応などについて対応を具体で記載

照会先：成育局成育環境課 家庭支援係

親子関係形成支援事業

<子ども・子育て支援交付金>

令和6年度予算案 2,074億円の内数 (1,847億円の内数) ※()内は前年度当初予算額

1 事業の目的

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする。

2 事業の概要

【対象者】次のいずれかに該当する家庭

- ①保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者若しくはそれに該当するおそれのある児童及び保護者
- ②保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童及び保護者若しくはそれに該当するおそれのある児童及び保護者
- ③乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問事業の実施、学校等関係機関からの情報提供、その他により市町村が当該支援を必要と認める児童及びその保護者



【事業内容】

児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う。

3 実施主体等

【実施主体】市区町村（市区町村が認めたものに委託可）

【補助率】国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3

【補助単価（案）】○基本分（右表の通り利用者負担軽減加算（1人当たり）あり）

1講座（4回分） 88,400円

講座内の実施回数が増える場合、22,100円ずつ加算（※）

※実施回数が10回を超える場合は、以降同額。

○親子関係形成支援プログラム資格習得支援

1市町村当たり 100,000円

利用者負担軽減加算	1回当たり
生活保護世帯	2,210円
市町村民税非課税世帯	1,770円
市町村民税所得割課税額 77,101円未満世帯	1,330円

【目的】

- 児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする。

【実施主体】

- 実施主体は、市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ）とする。ただし、市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができるものとする。

【事業の内容】

- 児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、**当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う。**

【対象者】

- 本事業の支援対象は、**親子の関係性や児童の関わり方等に不安を抱えている児童を養育する家庭**で、次に掲げるような状態にある者を対象とする。
 - ① 保護者に監護させることが不適當であると認められる児童及びその保護者若しくはそれに該当するおそれのある児童及び保護者
 - ② 保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童及び保護者若しくはそれに該当するおそれのある児童及び保護者
 - ③ 乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問事業の実施、学校等関係機関からの情報提供、その他により市町村が当該支援を必要と認める児童及びその保護者

【実施方法】

- 親子関係形成支援プログラムの内容については、以下の内容を考慮しつつ、地域の実情に応じて設定すること。なお、事業者へ委託等して実施する場合は、プログラムの内容について、あらかじめ市町村による確認を行うことが望ましい。
 - ① **こどもの行動の理解と要因の把握及び対応**
 - ② **こどもの発達・成長に応じた関係性や関わり**
 - ③ **参加者同士によるピアサポート**
 - ④ **セルフケアやこどもへの関わり方の振り返り**

【実施方法】

- 実施者は、児童に関わる業務に従事していた経験や、市町村が認める研修の受講歴又は資格を有する者であって、適切にプログラムを実施できると市町村が認めたものとする。
- 実施者は、対象者像として精神疾患、発達障害等のケースも考えられることから、基礎知識と必要な配慮をもって接すること。
- 実施者は、利用者同士が相互に気軽に悩みや不安を相談・共有したり、情報の交換ができるよう配慮すること。
- 実施者の他、実施者をサポートし、利用者の様子の観察や記録等を行う者を配置することが望ましい。
- 定員は10名程度を目安に、原則としてグループで実施すること。
- プログラムは、概ね5～8回（各回90分～120分程度）を目安に、4回以上の連続講座として実施すること。また、利用者が自身の取組を通して学べるよう、学んだことを家庭で実践し、後に続くプログラムにおいて振り返るような機会を設ける等、配慮すること。
- 未就園児のいる家庭を対象として事業を実施する場合、別室にて保育士等による預かり保育の実施に努めること。
- 受講の効果を高めるとともに、利用の継続的な受講を促し、また利用者へ必要な支援が提供されるようにするため、事業者へ委託等して実施する場合も含め、市町村において以下のような対応に努めること。
 - ① 事業を実施する際には、各市町村における広報資料等を使用することで、事業の周知を図ること。深刻な虐待事案に至る前段階でこどもとの関わり方を支援する、という本事業の趣旨を十分に踏まえ、支援を必要とする家庭に広く事業が行き届くよう配慮すること。また、父親の参加や理解を促すための周知等の工夫すること。
 - ② 受講の効果を高めるとともに、利用の継続的な受講を促し、また利用者へ必要な支援が提供されるようにするため、事業者へ委託等して実施する場合も含め、市町村において以下のような対応に努めること。
 - ③ グループワークを行う際には、支援対象者の支援ニーズに合わせて組み合わせを考える等、配慮すること。
 - ④ 支援対象者の利用状況を確認し、利用が中断した場合には個別に継続利用のための働きかけ（補習プログラムの提供、会場への付き添い、等）を行うよう努めること。
 - ⑤ プログラム中または、中断理由において他の支援が必要な状況を把握した場合や、プログラム利用後の利用者の変化等の評価において、さらなる支援が必要と考えられる場合は、必要な他の支援が提供されるよう、こども家庭センター等の関係機関への連携を検討すること。
 - ⑥ 利用者及びその家庭の情報や受講者の状況について、関係機関と連携し情報の共有を図る場合には、利用者の同意を得ること。

子育て短期支援事業

<子ども・子育て支援交付金>

令和6年度予算案 2,074億円の内数 (1,847億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

保護者の疾病その他の理由により家庭においてこどもを養育することが一時的に困難となった場合等に、児童養護施設等において一定期間、養育・保護を行うことにより、これらのこども及びその家庭の福祉の向上を図る。

※ 児童福祉法の改正に伴い、適切なこどもの成育環境を整備するため、親子入所等支援・入所希望児童支援・専任人員配置支援を拡充

2. 施策の内容

(1) 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

保護者の疾病や**育児疲れ**、仕事等の事由によりこどもの養育が一時的に困難となった場合や**保護者の育児不安や過干渉等により、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合**に、児童養護施設等で一定期間こども**及び保護者**を預かる事業。



【対象者】 次の事由に該当する家庭のこども又は親子等

- こどもの保護者の疾病、育児疲れ等、身体上又は精神上的の事由
- 出産、看護、事故など家庭養育上の事由
- 冠婚葬祭、出張や公的行事への参加など社会的な事由
- **養育環境等に課題があり、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合**
- **保護者が児童と一緒に レスパイト・ケアや、児童との関わり方、養育方法等について、親子での利用が必要である場合**
- 経済的問題等により緊急一時的に親子の保護が必要な場合

(2) 夜間養護等（トワイライトステイ）事業

保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となることで家庭においてこどもを養育することが困難となった場合や**保護者の育児不安や過干渉等により、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合**、その他緊急の場合において、こども**及び保護者**を児童養護施設等において保護し、生活指導、食事の提供等を行う事業。

【対象者】

- 保護者の仕事等の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の児童**及び養育環境等に課題があり、一時的に保護者と離れることを希望する児童**
- **保護者が児童と一緒に レスパイト・ケアや、児童との関わり方、養育方法等について、親子での利用が必要である場合**



3. 実施主体等

【実施主体】市区町村（市区町村が認めたものに委託可）

【補助率】国1/3、都道府県1/3、市区町村1/3

【補助単価（案）】

1 運営費

※ () は、ひとり親家庭等の優先的な利用を進め、その利用料減免を実施する場合や、**養育環境等に課題があり一時的に保護者と離れることを希望する児童の利用料を免除する場合**に補助単価に加算する額

(1) 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

- 2歳未満児、慢性疾患児 年間延べ日数 × 8,650円 (4,200円)
- 2歳以上児 年間延べ日数 × 4,740円 (2,100円)
- **親子入所利用保護者及び緊急一時保護の親** 年間延べ日数 × 1,200円 (600円)
- 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 実施日数×1,860円

(2) 夜間養護等（トワイライトステイ）事業

- ア 夜間養護事業
 - (ア) 基本分 年間延べ日数 × 900円 (400円)
 - (イ) 宿泊分 年間延べ日数 × 900円 (400円)
- イ 休日預かり事業 年間延べ日数 × 2,010円 (1,000円)
- ウ 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 実施日数×1,860円

2 開設準備経費（改修費等） 4,000,000円

3【拡充】専任人員配置支援 1事業所当たり 6,497千円

【拡充内容】

- **親子入所等支援**
レスパイト・ケアとあわせて、児童の養育方法や関わり方について支援が必要な親子を短期間受け入れ、支援を実施する。
- **入所希望児童支援**
保護者の育児放棄や過干渉等により、児童自身が一時的な利用を希望する際の受け入れ支援を行うとともに、児童及びその保護者が抱える課題や意向を丁寧に確認し、児童とその保護者の関係の改善に向けた調整を実施する。
- **専従人員配置支援**
子育て短期支援事業の実施に当たり、専従の職員を配置し、正当な理由なく利用を断らない実施施設等に対して、専従職員の配置に要する費用の支援を行う。
- **利用日数の柔軟化**（原則7日以内としている保護の期間を、個別状況を勘案して市町村長が必要と認める期間に変更）

【財政支援の考え方】

- 「親子入所等支援」及び「入所希望児童支援」については、現行の子育て短期支援事業の補助単価を活用する。

子育て短期支援事業の補助基準額（案）

※（ ）は、養育環境等に課題があり一時的に保護者と離れることを希望する児童の受入を実施する場合において利用料を免除する場合や、ひとり親家庭等の優先的な利用を進め、その利用料減免を実施する場合に補助単価に加算する額

（1）短期入所生活援助（ショートステイ）事業

- 2歳未満児、慢性疾患児 年間延べ日数 × 8,650円（4,200円）
- 2歳以上児 年間延べ日数 × 4,740円（2,100円）
- 親子入所する場合の親及び緊急一時保護の親 年間延べ日数 × 1,200円（ 600円）
- 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 実施日数×1,860円

（2）夜間養護等（トワイライトステイ）事業

ア 夜間養護事業

- （ア）基本分 年間延べ日数 × 900円（ 400円）
- （イ）宿泊分 年間延べ日数 × 900円（ 400円）

イ 休日預かり事業 年間延べ日数 × 2,010円（1,000円）

- ウ 居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童の付き添いの実施 実施日数×1,860円

- 専従人員配置支援については、現行の安心こども基金による子育て短期支援臨時特例事業による補助と同水準とする。

専従人員配置支援 1施設当たり 年額 6,497千円

家庭支援事業のうち、児童育成支援拠点事業及び子育て短期支援事業の整備に係る費用補助について

事業内容

令和6年4月に施行される改正児童福祉法により創設される施設・事業所（こども家庭センター、里親支援センター、社会的養護自立支援拠点事業所、妊産婦等生活援助事業所、**児童育成支援拠点事業**、**子育て短期支援事業所**）や、第3期障害児福祉計画の基本方針に掲げる成果目標の達成に向けた児童発達支援センター等の施設整備の更なる推進に要する経費について、次世代育成支援対策施設整備交付金に新設し、都道府県・市区町村が作成する整備計画に基づく施設の整備を推進し、次世代育成支援対策の充実を図る。

※以下、児童育成支援拠点事業および子育て短期支援事業に関する項目について記載

【設置主体】

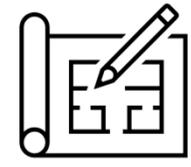
市区町村、社会福祉法人等

【補助割合】

（設置主体が市区町村の場合） 国1/2、市町村1/2
（設置主体が民間（法人等）の場合） 国1/2、市町村1/4、設置主体1/4

【交付基礎額】

- **（新設）** 児童育成支援拠点事業所 1事業所当たり 18,992千円
- **（新設）** 子育て短期支援事業所 1人当たり 10,250千円
（初年度相当設備加算 1人当たり 122千円）
- 児童養護施設本体（※）における、子育て短期支援事業のための居室等整備加算 1人当たり 3,518千円
※次世代育成支援対策施設設備交付要綱8（1）に該当する場合（初年度相当設備加算 1人当たり 140千円）



財源

次世代育成支援対策施設整備交付金（令和5年補正予算から活用可能）

里親支援センター

1. 設置運営要綱（案）について

注）本通知発出までの過程において変更する可能性があるため、ご留意いただきたい。

【目的】

- 里親支援センターは、里親支援事業を行うほか、里親及び小規模住居型児童養育事業に従事する者（以下「里親等」という。）、その養育される児童（以下「里子等」という。）並びに里親になろうとする者について相談その他の援助を行い、家庭養育を推進するとともに、里子等が心身ともに健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現することを目的とする施設とする。

【設置及び運営の主体】

- 地方公共団体及び社会福祉法人等であって、都道府県知事（指定都市及び児童相談所設置市にあっては、その長とする。以下同じ。）が
適当と認めた者

【設備】

- 事務室
 - 相談室等の里親等及び里子等並びに里親になろうとする者が訪問できる設備
 - その他事業を実施するために必要な設備
- （※）児童福祉施設等に附置する場合は、入所者等の処遇及び当該施設の運営上支障が生じない場合には、附置される施設と設備の一部を共有することは差し支えない。

【職員】

- 以下に掲げる者を配置すること。なお、これらの者はすべて専任とする。
 - ① 里親支援センターの長
 - ② 里親制度等普及促進担当者（里親リクルーター）
 - ③ 里親等支援員
 - ④ 里親研修等担当者（里親トレーナー）

里親支援センター（その②）

配置基準	配置職員	配置人数	備考
<p>20 : 1</p> <p>・登録里親家庭が60世帯以下の里親支援センターは、最低、センター長、支援員、トレーナー、リクルーターの4人を配置すること。</p> <p>・登録里親家庭が61世帯から20世帯増える毎に、里親等支援員を1人ずつ加配できる。</p>	里親支援センターの長	1人	専任
	里親リクルーター	1人	専任
	里親等支援員	1人	専任
	里親トレーナー	1人	専任

(※) 登録里親世帯数については、当該センターが支援対象とする世帯数とする。

① 里親支援センターの長

以下のいずれかに該当し、かつ、里親支援事業の業務の十分な経験を有し、里親支援センターを適切に運営する能力を有する者

ア 児童福祉司の任用資格に該当する者（こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者を含む。以下同じ。）

イ 里親として、又は児童福祉施設においてこどもの養育に5年以上従事した者、かつ、里親制度等への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

ウ 都道府県知事（指定都市及び児童相談所設置市の長を含む。以下同じ。）がア又はイに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

② 里親制度等普及促進担当者（里親リクルーター）

以下のいずれかに該当する者

ア 児童福祉司の任用資格に該当する者

イ 里親として、又は児童福祉施設においてこどもの養育に5年以上従事した者、かつ、里親制度等への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

ウ 里親制度等の普及促進及び新規里親の開拓に関して、都道府県知事がア又はイに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

(※) 里親制度等以外の分野において、当該分野の普及促進又は営業活動等を行った経験を有する者についてもウに該当する者となり得る。

③ 里親等支援員

以下のいずれかに該当する者

ア 児童福祉司の任用資格に該当する者

イ 里親として、又は児童福祉施設においてこどもの養育に5年以上従事した者、かつ、里親制度等への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

ウ 里親等への支援の実施に関して、都道府県知事がア又はイに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

④ 里親研修等担当者（里親トレーナー）

以下のいずれかに該当する者

ア 児童福祉司の任用資格に該当する者

イ 里親として、又は児童福祉施設においてこどもの養育に5年以上従事した者、かつ、里親制度等への理解及びソーシャルワークの視点を有する者

ウ 里親等への研修等の実施に関して、都道府県知事がア又はイに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

【事業内容】

◆ 以下に定める業務を全て実施すること。

① 里親制度等普及促進・リクルート業務

➢ **里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進**を行うとともに、**里親等になることを希望する者の開拓**を行う。

② 里親等研修・トレーニング業務

➢ **基礎研修、登録前研修及び更新研修**や、**未委託里親等に対する研修・トレーニング**を実施する。

③ 里親等委託推進業務

➢ **委託候補里親等を選定**するとともに、委託に向けて、**里親等と子どもとの間の調整・支援**を行う。

➢ **自立支援計画の作成・定期的な見直し又はその支援**を行う。

➢ 関係機関と連携し、里親等への委託を円滑に進めるため、**里親委託等推進委員会を開催・参画**する。

④ 里親等養育支援業務

➢ 里親等及び里子等並びに里親になろうとする者に対し、**その相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助**を行う。

➢ 里親等が**レスパイト・ケアを必要とする場合に、里親等と施設との調整**を行う。

➢ 里親等及び里親になろうとする者と乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設に入所している児童や、里親等及び里親になろうとする者による**相互の交流の場を提供する**。

➢ 里親等及び里子等並びに里親になろうとする者に対し、里親等又は里親経験等を有する者の中から、里親家庭への訪問による援助を実施する者を選定、**里親等からの相談・援助の求めに応じて派遣し、家事や養育補助など生活援助や養育相談など相互援助活動**を行う。

⑤ 里親等委託児童自立支援業務

➢ 里親等へ委託されている児童等又は里親等への委託を解除された児童等に対し、**自立支援計画への助言及び進行管理**や、

委託解除前からの自立に向けた相談支援、委託解除後の継続的な状況把握及び相談援助等を行う。

【留意事項】

- **関係機関と相互に協力し、緊密な連携を図るよう努める**こと。
- **業務の質の評価を行う**とともに、**定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図る**こと。等

2. 施設機能強化推進費実施要綱（案）について

注)本通知発出までの過程において変更する可能性があるため、ご留意いただきたい。

【目的】

- 里親支援センターにおいて、地域の社会的資源を活用することや、里親等及び里子等並びに里親になろうとする者のニーズに応じた事業を実施することにより、里親支援体制の整備の強化を図る。

◆ 市町村連携事業

【業務内容】

- 市町村連携コーディネーターを配置し、次の①から③を実施すること。
 - ① 市町村が持つ自治会や子育てボランティアなど、**地域資源を活用して里親制度の周知やリクルート活動**
 - ② **子育て短期支援事業における連携・協力**
 - ③ その他、市町村との連携に資する取組

【資格要件】

- 市町村連携コーディネーターは、次のいずれかに該当する者とする。
 - ア 社会福祉士
 - イ 精神保健福祉士
 - ウ 児童福祉司の任用資格に該当する者
 - エ 里親として、又は児童福祉施設においてこどもの養育に5年以上従事した者、かつ、里親制度等への理解及びソーシャルワークの視点を有する者
 - オ 都道府県知事がア～エに該当する者と同等以上の能力を有すると認められた者

◆ レスパイト・ケア体制構築事業

【業務内容】

- **一時的な休息のための援助（以下「レスパイト・ケア」という。）を担当する職員を配置し、レスパイト・ケアを必要とする里親等のニーズを踏まえ、当該里親等が養育している委託児童を里親支援センターにおいて受け入れ、養育を実施する。**

【資格要件】

- レスパイト・ケア担当職員は、次のいずれかに該当する者とする。
 - ア 保育士
 - イ 児童指導員の任用資格に該当する者
 - ウ 里親としてこどもの養育経験を有する者
 - エ 都道府県知事がア～ウに該当する者と同等以上の能力を有すると認められた者

◆ 休日・夜間支援体制強化事業

【業務内容】

- 里親支援センターの**開所日又は開所時間以外に適切に相談支援を行うための体制**を整備。

3. その他の加算について

注)各通知発出までの過程において変更する可能性があるため、ご留意いただきたい。

◆ 心理療法担当職員加算

【趣旨】

- 虐待等の心的外傷等のため心理療法を必要とする里子等に対し、**心理療法を実施する職員を配置し、支援を行う。**

【資格要件】

- 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）において、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者

【業務内容】

- 「家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」（平成24年4月5日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の第3の4心理療法担当職員の業務内容の規定に準じる。

◆ 自立支援担当職員加算

【趣旨】

- 里親委託解除前の進学・就職等の自立支援及び解除後のアフターケアを担う**自立支援担当職員を配置**し、支援を行う。

【資格要件・業務内容】

- 「児童養護施設等における自立支援体制の強化について」（令和3年3月8日付厚生労働省子ども家庭局長通知）の3. 資格要件及び4. 業務内容の規定に準じる。

◆ 親子関係再構築支援加算

【趣旨】

- 虐待等を理由に里親委託を受けている児童の親子関係の再構築を図るため、保護者に対し相談援助等を行う**家庭支援専門相談員を配置**し、支援を行う。

【資格要件・業務内容】

- 「家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」（平成24年4月5日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の第1の3 資格要件及び4 家庭支援専門相談員の業務内容の規定に準じる。

4. 今後のスケジュールについて

- 実施要綱については、令和5年度末を目途に確定版を通知する予定。
- 併せて、「里親支援センター及びその業務に関するガイドライン」（仮称）についても、令和5年度末を目途に通知する予定。
なお、同ガイドラインにおいては、以下の内容についてお示しする予定。
 - ・ 里親支援センターの業務内容について（目的及び支援対象者、リクルート・研修・マッチング・養育支援から自立支援までの包括的支援等）
 - ・ 里親支援センターを中心とした里親支援業務と関係機関との連携について（児童相談所、市町村、児童福祉施設、教育機関等）
 - ・ その他（地域の実情にあわせた取組等）

5. 財政支援の考え方について

注) 交付要綱等発出までの過程において変更する可能性があるため、ご留意いただきたい。

補助単価（年額）

<基本分> 登録里親世帯60世帯以下の里親支援センターのケース 基準単価：**35,504千円**

<加算分> i 市町村連携職員加算

基準単価：**5,976千円**

ii 心理療法担当職員加算

心理療法を行う必要があると認められる里子等10人に対し1人配置、最大2人まで

基準単価：1人加配 **5,724千円**、2人加配 **9,702千円**

iii 自立支援担当職員加算

ア. 自立支援担当職員加算（Ⅰ）：アフターケア対象者20人以上かつ支援回数240回以上

イ. 自立支援担当職員加算（Ⅱ）：アフターケア対象者10人以上かつ支援回数120回以上

基準単価：アの場合 **5,724千円** イの場合 **3,404千円**

iv レスパイトケア加算

ア. 里親支援センターにおいて、レスパイトケアを実施した延べ日数が年間120日以上の施設

イ. 里親支援センターにおいて、レスパイトケアを実施した延べ日数が年間240日以上の施設

基準単価：アの場合 **3,404千円** イの場合 **5,724千円**

v 親子関係再構築支援加算

ア. 支援対象の里子の実親支援を実施した延べ日数が年間120日以上の施設

イ. 支援対象の里子の実親支援を実施した延べ日数が年間240日以上の施設

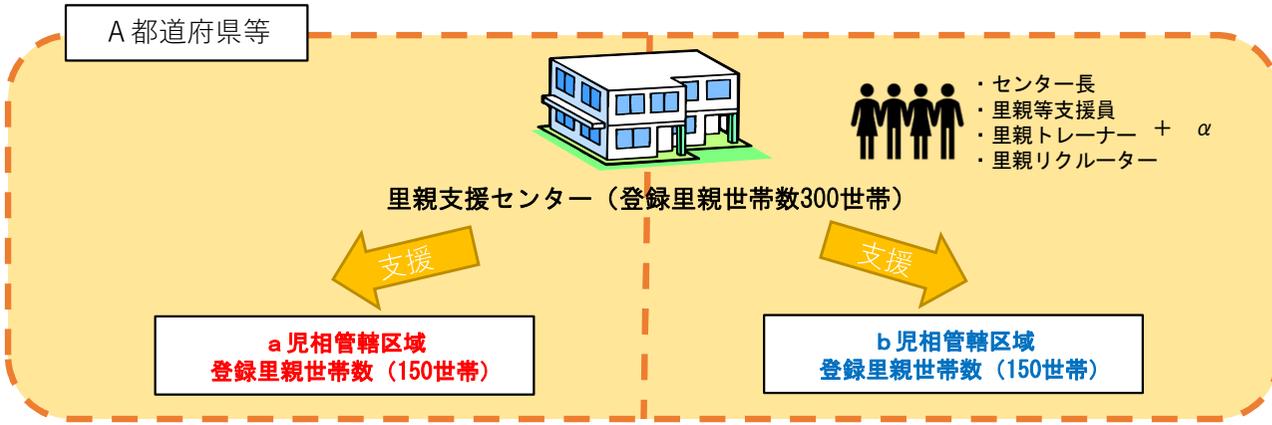
基準単価：アの場合 **3,404千円** イの場合 **5,724千円**

注) いずれの単価も地域区分により変動あり

補助率

国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

【ケース①】 複数の児相管轄区域に対して里親支援センターを1か所設置



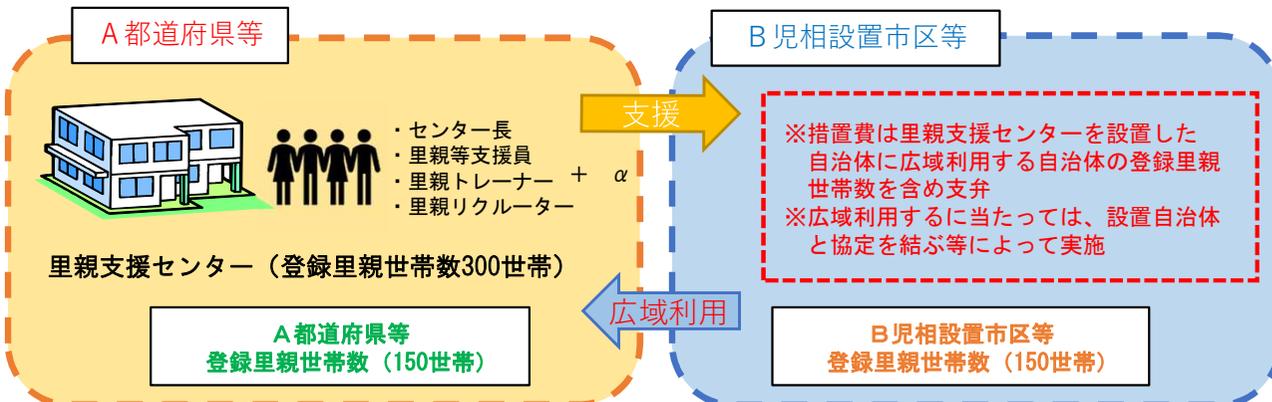
都道府県等に里親支援センターを1か所設置し、複数の児相管轄区域を支援する場合の職員配置については、センター長、里親等支援員、里親トレーナー、里親リクルーターを配置（登録里親世帯数60世帯迄）した上で、必要に応じて20世帯ごとに里親等支援員を配置することが可能であるため、最大12名を配置可能

【ケース②】 1自治体に複数の里親支援センターを設置



1自治体に複数の里親支援センターを設置する場合の職員配置については、センター長、里親等支援員、里親トレーナー、里親リクルーターをそれぞれ配置（登録里親世帯数60世帯迄）した上で、必要に応じて20世帯ごとに里親等支援員を配置することが可能であるため、最大5名ずつ配置可能

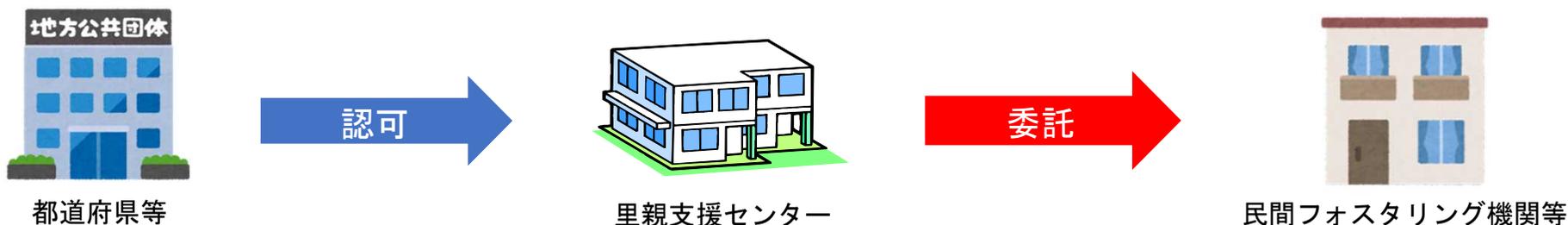
【ケース③】 1自治体が設置した里親支援センターを他の自治体が広域利用



1自治体が設置した里親支援センターを他の自治体が広域利用する場合の職員配置については、センター長、里親等支援員、里親トレーナー、里親リクルーターを配置（登録里親世帯数60世帯迄）した上で、必要に応じて20世帯ごとに里親等支援員を配置することが可能であるため、最大12名を配置可能

- ① 里親支援センターは、里親支援事業（i 里親制度等普及促進・リクルート業務、ii 里親等研修・トレーニング等業務、iii 里親等委託推進等業務、iv 里親等養育支援業務、v 里親等委託児童自立支援業務）を行うほか、里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者について相談その他の援助を行うことを目的とする児童福祉施設である。
（児童福祉法第11条第1項第2号、第44条の3第1項）
- ② 里親支援センターはすべての里親支援事業を行う必要があることから、i からv までの業務のうち、例えば、ii の業務のすべてを他の民間フォスタリング機関等に委託して実施することは不可能である。
- ③ ただし、i からv までの業務を里親支援センターで行う上で、業務の中の1メニューを委託（例えば、ii 里親等研修・トレーニング等業務の専門里親研修のみ等）することは可能とする。

【イメージ図】



すべての里親支援事業をセンターで実施
 i 里親制度等普及促進・リクルート業務
 ii 里親等研修・トレーニング等業務
 iii 里親等委託推進等業務
 iv 里親等養育支援業務
 v 里親等委託児童自立支援業務

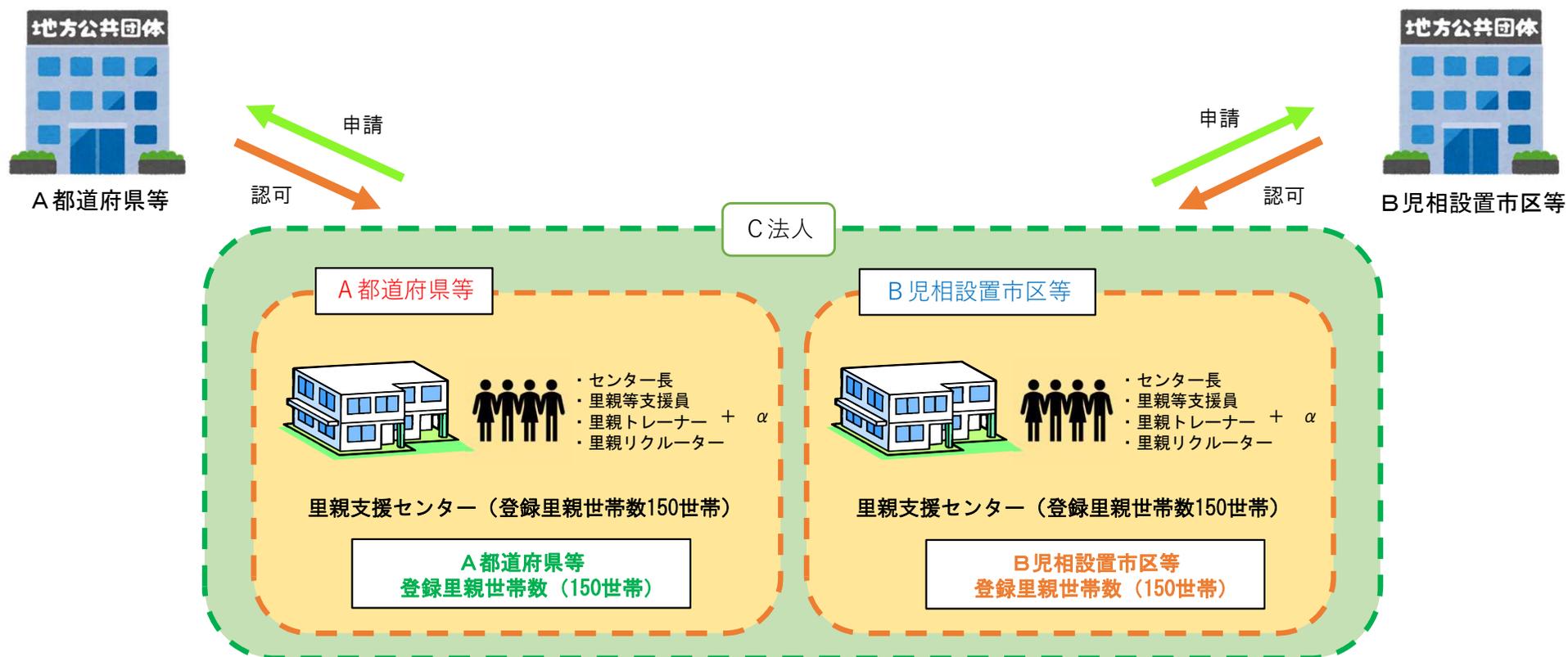
里親支援事業（i からv）のいずれかを委託
 例：ii 里親等研修・トレーニング等業務

里親支援事業（i ~v）の各業務の中の
 1メニューを委託
 例：ii 里親等研修・トレーニング等業務
 のうち、専門里親研修のみ委託

里親支援センターの実施方法について（その2）

- ① 国、都道府県及び市町村以外の者が里親支援センターを設置する場合、他の児童福祉施設と同様、**各都道府県知事等の認可**を得て、設置することができる。（児童福祉法第35条第4項）
（※）里親支援センターを運営する事業については、第二種社会福祉事業であるものの、児童福祉法上の設置認可を得ることにより、**事業開始の届出は不要**。（社会福祉法第2条第3項第2号、第69条第1項、第74条）
- ② 同一法人が複数の里親支援センターを設置する場合には、
- ・ **各センターごとに設置認可を受けること**
 - ・ **各センターごとに、センター長、里親等支援員、里親トレーナー、里親リクルーターを配置（登録里親世帯数60世帯迄）すること**
（※）必要に応じて20世帯ごとに里親等支援員を配置することが可能

【イメージ図】



児童自立生活援助事業

1. 事業概要について

【目的】

- 令和4年改正児童福祉法において、児童自立生活援助事業について、20歳や22歳といった年齢ではなく、児童等の置かれている状況や児童等の意見・意向、関係機関との調整も踏まえた上で**都道府県等が必要と判断する時点で支援を受けることができるよう、年齢要件の弾力化**が規定された。
- また、児童養護施設等に入所していた児童等又は里親等の委託を受けていた児童等が、児童自立生活援助事業を活用し、**児童養護施設等や自立援助ホーム、委託を受けていた里親等により自立支援を受けられるよう、事業の実施場所についても要件の弾力化**が規定され、より児童が安定して自立を目指すことのできる環境の整備を図る。

【支援内容】

- 共同生活を営むべき住居における相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業支援を行い、あわせて児童自立生活援助の実施を解除された者に対し生活相談その他の援助を行う。

【支援対象者】

- 満20歳未満の場合

○措置解除者等であること

- ・措置等（※1）を解除された者
- ・都道府県知事（指定都市及び児童相談所設置市の長を含む。以下同じ。）が児童自立生活援助が必要と認めた者（※2）

（※1）里親、ファミリーホームへの委託又は児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設への入所の措置

（※2）母子生活支援施設による保護の実施、一時保護又は一時保護委託の実施をされた者を含む

児童自立生活援助事業（その②）

➤ 満20歳以上の場合

○措置解除者等であって政令で定める者であること

○高校・大学等に就学中であること等の政令で定めるやむを得ない事情により児童自立生活援助が必要と都道府県知事が認めた者であること

※ 上記の「政令で定める者」「政令で定めるやむを得ない事情」については内閣法制局と調整中。

※ 現行法で「満20歳に達する日の前日において児童自立生活援助が行われていた」という要件があり、満20歳に達する日前後の状況を勘案していたことを踏まえて検討中。

※ やむを得ない事情としては、就学中であることに加え、就学予定、就職活動中、不安定な雇用状態であること等を規定することを想定。

【職員配置基準】

施設類型	実施場所	主な配置基準 (事業利用者：職員)	配置職員	配置人数	備考
Ⅰ型	自立援助ホーム ※現行事業から変更なし	6：2.5	管理者	1人	指導員との兼任可
			指導員	3人 (1人を補助員とすることができる)	管理者との兼任可
Ⅱ型	児童養護施設 児童自立支援施設 児童心理治療施設 母子生活支援施設	2：1	管理者	1人	指導員との兼任可
			指導員	1人	管理者との兼任可
Ⅲ型	里親 ファミリーホーム	-	-	-	-

児童自立生活援助事業（その③）

【職員の任用要件】

- **指導員は児童等の自立支援に熱意を有し、次のアからエまでのいずれかに該当する者**をもって充てるものとする。

- ア 児童指導員の任用資格に該当する者
- イ 保育士
- ウ 児童福祉事業及び社会福祉事業に2年以上従事した者
- エ ア～ウに準ずる者として、都道府県知事が適当と認めた者

【設備基準】

- I型、II型：入所者の居室（一室の定員はおおむね2人以下、一人につき4.95㎡以上、男女別）、日常生活上必要な設備、食堂等相互交流の場等を備えること
- III型：なし

【入所定員】

- I型：5人以上20人以下
- II型：5人以下（※）本体施設の定員外に設定すること
- III型：里親4人以下、ファミリーホーム6人以下（いずれも里親委託児童、ファミリーホーム委託児童を含む）

2. 今後のスケジュールについて

- 支援対象者を定める関係法令については、令和5年度末に公布予定。
- 実施要綱については、令和5年度末を目途に通知する予定。
- 併せて、「社会的養護経験者等への支援に関するガイドライン」（仮称）についても、令和5年度末を目途に通知する予定。
なお、同ガイドラインにおいては、以下の内容についてお示しする予定。
 - ・ 児童自立生活援助事業の業務内容について（事業の概要、事業の対象者、支援内容等）
 - ・ 児童自立生活援助事業の実施体制について（実施主体、支援体制、支援者の要件等）
 - ・ その他（施設設備、留意事項等）

児童自立生活援助事業（その④）

3. 財政支援の考え方について

注) 交付要綱等発出までの過程において変更する可能性があるため、ご留意いただきたい。

補助単価（年額）

<事業費>

I 型 : 現行の適用単価

II 型、III 型 : 現行の自立援助ホームにて対象となる事業費を対象とすることを基本とし、単価も自立援助ホームと同額とする。

児童自立生活援助事業の対象となる事業費の整理				
	I 型	II 型	III 型	
	自立援助ホーム	児童養護施設等	里親	ファミリーホーム
一般生活費	○	○	○	○
被虐待児受入加算	○	○	×	○
教育費	○	○	○	○
見学旅行費	○	○	○	○
特別育成費	○	○	○	○
医療費 ※1	△	△	△	△
職業補導費	○	○	○	○
冷暖房費	○	○	○	○
就職支度費	○	○	○	○
大学進学等自立生活支度費	○	○	○	○
葬祭費	○	○	○	○
里親手当	×	×	○	×
里親委託児童通院費	×	×	○	×
受託支度費 ※2	○	○	○	○
予防接種	○	○	○	○
防災対策費	○	×	○	○
視力矯正費	○	○	○	○

※1 対象者が就職している場合は対象外

※2 同一施設で措置から引き続き児童自立支援事業となる場合は除く

<事務費>

I 型 : 現行の事務費単価を想定

II 型 : 基準単価 : **440,371円** (児童一人当たり月額) **注) 地域区分及び定員規模により変動あり**

III 型 : ファミリーホームについては、委託児童と同様の事務費を支弁

※里親は里親手当と同額 (児童 1 人当たり月額 9 万円) を支弁

補助率

国 : 1 / 2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市 : 1 / 2

社会的養護自立支援拠点事業

1. 実施要綱（案）について

注）本通知発出までの過程において変更する可能性があるため、ご留意いただきたい。

【目的】

- 措置解除者等や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等（以下、「社会的養護経験者等」という。）の孤立を防ぎ、社会的養護経験者等を必要な支援に適切につなぐため、相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談及び助言並びに、これらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整を行うとともに、これらの者が帰住先を失っている場合等において、状況が安定するまで一時的に滞在させ、居住支援・生活支援を行うこと等により、将来の自立に結びつける。

【実施主体】

- 都道府県、指定都市又は児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）
- 事業内容の全部または一部について、当該事業を適切に実施できると認められた者に**委託して実施することも可能**。

【対象者】

- 次のいずれかに該当する者であって、都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長（以下「都道府県知事等」という。）が支援を行うことが必要と判断した者
 - ① 小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親への委託を解除された者
 - ② 乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設若しくは又は児童自立支援施設への措置を解除された者
 - ③ 母子生活支援施設における保護を受けていた者
 - ④ 児童自立生活援助の実施を解除された者
 - ⑤ 児童福祉法第33条第1項又は第2項の規定により一時保護が行われていた者
 - ⑥ 児童福祉法第26条第1項第2号又は第27条第1項第2号に規定される指導が行われていた者
 - ⑦ 虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等であって、社会的養護自立支援拠点事業所において支援が必要と認める者

【実施体制】

➤ 以下に掲げる者を配置すること。

- ① 支援コーディネーター（管理者）
- ② 生活相談支援員
- ③ 就労相談支援員

（※ 1）支援コーディネーター（管理者）とは、社会的養護自立支援事業所（以下「事業所」という。）の適切な運営を管理するほか、対象者の将来の自立に向けて、支援計画の策定やその他支援全体を統括する者であり、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者
- イ 児童福祉事業又は社会福祉事業に通算5年以上従事した者
- ウ 都道府県等が、ア又はイに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

（※ 2）生活相談支援員は、居住、家庭、交友関係、将来に係る不安等に関する相談その他必要に応じた適切な支援を行う者であって、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 児童指導員の資格を有する者
- イ 都道府県等が、アに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

（※ 3）就労相談支援員は、適切な相談・助言や、情報の提供等より就労相談その他必要に応じた支援を行う者であって、都道府県知事等が適当と認める者とする。

【事業内容】

① 相互交流の場の提供 **【必須】**

- 意見交換や情報交換、自助グループ活動を気軽に行うことができる場を提供し、必要に応じて、対象者からの相談に応じる等の支援を行う。
- 単に場を提供するだけでなく、事業所が主体となって相互交流する機会を企画・実施するよう努めること。
- 相互交流の場が、対象者の安全及び衛生の確保並びにプライバシーの保護に配慮するとともに、利用における遵守事項をあらかじめ定める。

【事業内容】

② 支援計画の策定 **【必須】**

- 支援計画は、**生活や就労等に困難な課題を抱えており、事業所における継続的な支援が必要であると判断した者**について策定。
- 対象者の意向を十分に踏まえるとともに、対象者の心身の状況や生活状況などの必要な情報を収集した上でアセスメントを行い、**支援上の課題、課題解決のための支援目標、目標達成のための具体的な支援内容・方法などを定め**、事前に内容を十分に説明し、対象者本人が主体的に取り組めるよう配慮。

③ 相談支援 **【必須】**

- 居住、家庭、交友関係、将来への不安等に関する**生活上の問題や、求職上の問題について相談に応じ**、必要に応じて、**他機関と連携する等により支援**を行う。
- 単に情報提供や助言を行うだけでなく、医療機関受診、就労支援機関の利用、行政手続き等への同行支援など、**対象者のニーズに応じた適切な支援**を行う。

④ 心理療法連携支援 **【必要に応じて実施】**

- 対象者に心理療法が必要な場合に適切に支援できるよう、**公認心理師等を嘱託契約等により配置**。

⑤ 法律相談連携支援 **【必要に応じて実施】**

- 法律相談が必要な場合に適切に支援できるよう、**弁護士等を嘱託契約等により配置**。

⑥ 一時避難的かつ短期間の居場所の提供 **【必要に応じて実施】**

- 対象者が帰住先を失っている場合など、状況が安定するまでの間、**居場所や食事の提供**を行うとともに、衣類等の日用品を支給又は貸与するなどを含めた**日常生活上必要な支援**を行うとともに、**生活や就労等の相談支援**についても併せて行う。
- 居場所の提供については、原則として**6か月を超えない範囲**で都道府県等が定める。
- 対象者の安全及び衛生の確保並びにプライバシーの保護に配慮するとともに、**利用における遵守事項**をあらかじめ定める。
- 事業所内において、居場所を提供することが困難である場合、**民間賃貸住宅等を活用することや、都道府県等が設置した公営住宅などの賃貸住宅に一定枠を設けること等により居場所を提供**。

【設備】

- 事務室
- 相談室
- 対象者が集まることができる設備
- （【事業内容】の⑥を実施する場合）対象者が一時的に生活をするために必要な設備
- その他、事業を実施するために必要な設備

【留意事項】

- 運営方針、職員の職務内容、支援内容、金銭及び物品管理の方法、対象者の権利擁護に関する事項等、**運営規程を定めること。**
- 対象者が帰住先を失っている場合等、居場所の提供するに当たって、**対象者が未成年者の場合は、原則、親権者へ連絡した上で実施することが望ましいが、親権者に連絡することにより、対象者の生命及び身体等に危険が生じるおそれがある場合や、親権者に連絡することを当該対象者が強く拒否している場合等においては、対象者の安全・安心の確保に最善の対応を決定するため、児童相談所等の関係機関と十分連携・協議すること。**
- 対象者が**都道府県等の管内に居住していない場合であっても、緊急を要する場合には支援を行うこと。** 等

2. 今後のスケジュールについて

- 実施要綱については、令和5年度末を目途に確定版を通知する予定。
- 併せて、「社会的養護経験者等への支援に関するガイドライン」（仮称）についても、令和5年度末を目途に通知する予定。
なお、同ガイドラインにおいては、以下の内容についてお示しする予定。
 - ・ 社会的養護自立支援拠点事業の業務内容について（事業の概要、事業の対象者、支援内容 等）
 - ・ 社会的養護自立支援拠点事業の実施体制について（実施主体、支援体制、支援者の要件 等）
 - ・ その他（施設設備、留意事項 等）

<安心こども基金を活用して実施>

1 事業の目的

社会的養護経験者や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等（以下「社会的養護経験者等」という。）の孤立を防ぎ、社会的養護経験者等を必要な支援に適切につなぐため、設備を整え、相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談・助言、これらの者の支援に関連する関係機関との連絡調整を行うとともに、帰住先を失っている場合などに、一時的に滞在し、状況が安定するまでの間、居住支援、生活支援を行う。

2 事業の概要

(1) 相互交流の場の提供

社会的養護経験者等が集まり、自由に交流、意見交換等ができる場を提供する。

(2) 生活、就労等に関する情報提供、相談支援や助言

社会的養護経験者等が抱えている、日常生活や社会生活、学業等に関する悩み等の相談を受け、必要に応じて助言や情報提供を行う。

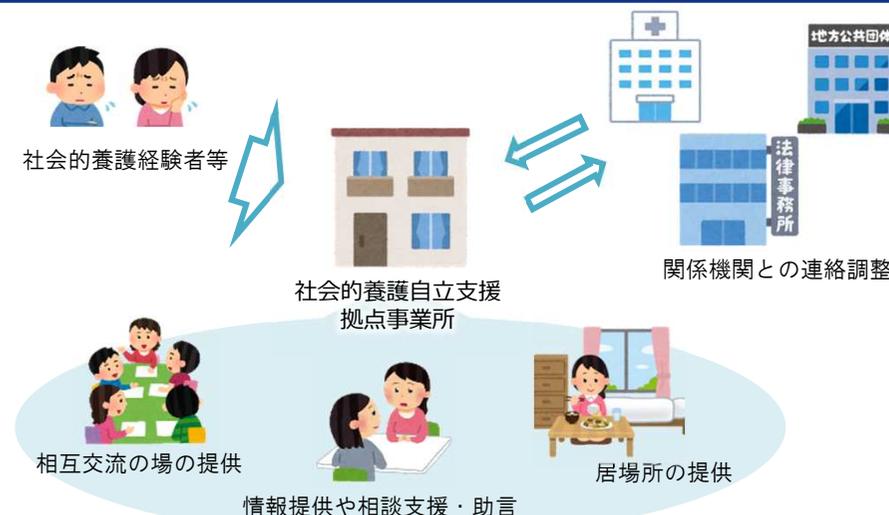
(3) 関係機関との連絡調整

他の福祉サービス、医療的支援、法的支援等を必要とする者については、必要な支援への連携を行う。

(4) 一時避難的かつ短期間の居場所の提供

社会的養護経験者等が帰住先を失っている場合などに、一時的に滞在し、状況が安定するまでの間、居住支援、生活支援を行う。

※(1)～(3)は実施を必須とし、(4)は地域の状況等に応じた実施を可能とする。



3 実施主体等

【補助基準額】

ア 基本分	1 か所当たり	23,794千円
・ 支援コーディネーター1人		
・ 生活相談支援員 1人		
・ 就労相談支援員 1人		
・ 相互交流費用		
・ 関係機関連携費用		
イ 生活相談支援員配置加算		
・ 職員を2人配置する場合	1 か所当たり	5,166千円
ウ 生活相談支援の回数に応じた加算		
・ 支援回数1201回～2400回の場合	1 か所当たり	2,494千円
・ 支援回数2401回以上の場合	1 か所当たり	4,988千円
※ イ又はウのいずれか一方の加算のみ補助		

エ 就労相談支援の回数に応じた加算		
・ 支援回数1201回～2400回の場合	1 か所当たり	2,494千円
・ 支援回数2401回以上の場合	1 か所当たり	4,988千円
オ 心理療法担当職員加算		
・ 職員を配置する場合	1 か所当たり	6,955千円
・ 上記以外の場合（嘱託契約等）	1 か所当たり	887千円
カ 法律相談対応準備加算	1 か所当たり	2,113千円
キ 開設準備経費加算	1 か所当たり	4,000千円
ク 賃借料加算	1 か所当たり	3,000千円
ケ 自立生活支援加算	1 か所当たり	2,599千円

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市
 【補助割合】 国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

1. 実施要綱（案）について

注）本通知発出までの過程において変更する可能性があるため、ご留意いただきたい。

【目的】

- 休日夜間に緊急で一時避難が必要な者を社会的養護自立支援拠点事業所等で受け入れ、他の必要な支援につながるまでの一時避難場所を提供すること。

【実施主体】

- 都道府県、指定都市又は児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）
- 事業内容の全部または一部について、当該事業を適切に実施することができる者と認めた者に**委託して実施することも可能**。

【対象者】

- 次のいずれかに該当する者であって、都道府県知事、指定都市の長又は児童相談所設置市の長（以下「都道府県知事等」という。）が支援を行うことが必要と判断した者
 - ① 小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親への委託を解除された者
 - ② 乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設若しくは又は児童自立支援施設への措置を解除された者
 - ③ 母子生活支援施設における保護を受けていた者
 - ④ 児童自立生活援助の実施を解除された者
 - ⑤ 児童福祉法第33条第1項又は第2項の規定により一時保護が行われていた者
 - ⑥ 児童福祉法第26条第1項第2号又は第27条第1項第2号に規定される指導が行われていた者
 - ⑦ 虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等であって、休日夜間緊急支援事業所において支援が必要と認める者

休日夜間緊急支援事業（その②）

【実施体制】

- 休日夜間緊急支援員を配置すること。

（※）休日夜間緊急支援員とは、**受入要否を判断するとともに、他の必要な支援につなぐまでの支援を実施する者**であり、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者
- イ 児童福祉事業又は社会福祉事業に通算5年以上従事した者
- ウ 都道府県等が、ア又はイに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

【事業内容】

- 対象者から支援の申出があった場合、**その相談に応じ、対象者の心身の状況や生活状況などに基づき、受入要否を判断**する。
- 対象者が休日夜間に緊急で一時避難が必要と判断した場合は、**他の必要な支援につなぐまでの間、居場所や食事の提供を行うとともに、衣類等の日用品を支給又は貸与するなど日常生活上必要な支援を行う**こと。
- 一時的な避難（1日から2日程度）を原則。
- 対象者の安全及び衛生の確保並びにプライバシーの保護に配慮するとともに、**利用における遵守事項**をあらかじめ定める。
- 事業所内において、居場所を提供することが困難である場合、**民間賃貸住宅等を活用することや、都道府県等が設置した公営住宅などの賃貸住宅に一定枠を設けること等により居場所を提供**。

【設備】

- 事務室
- 相談室
- 対象者が一時的に生活するために必要な設備
- その他、事業を実施するために必要な設備

休日夜間緊急支援事業（その③）

【留意事項】

- 運営方針、職員の職務内容、支援内容、金銭及び物品管理の方法、対象者の権利擁護に関する事項等、**運営規程を定める**こと。
- **対象者が未成年者の場合は、原則、親権者へ連絡した上で実施することが望ましいが、親権者に連絡することにより、対象者の生命及び身体等に危険が生じるおそれがある場合や、親権者に連絡することを当該対象者が強く拒否している場合等においては、対象者の安全・安心の確保に最善の対応を決定するため、児童相談所等の関係機関と十分連携・協議**すること。
- 対象者が**都道府県等の管内に居住していない場合であっても、緊急を要する場合には支援を行う**こと。
- 都道府県等は、対象者の状況に応じて、適切な支援につなげることができるよう、**社会的養護自立支援拠点事業と併せて実施**すること。等

2. 今後のスケジュールについて

- 実施要綱については、令和5年度末を目途に確定版を通知する予定。
- 併せて、「社会的養護経験者等への支援に関するガイドライン」（仮称）についても、令和5年度末を目途に通知する予定。
なお、同ガイドラインにおいては、以下の内容についてお示しする予定。
 - ・ 休日夜間緊急支援事業の業務内容について（事業の概要、事業の対象者、支援内容 等）
 - ・ 休日夜間緊急支援事業の実施体制について（実施主体、支援体制、支援者の要件 等）
 - ・ その他（施設設備、留意事項 等）

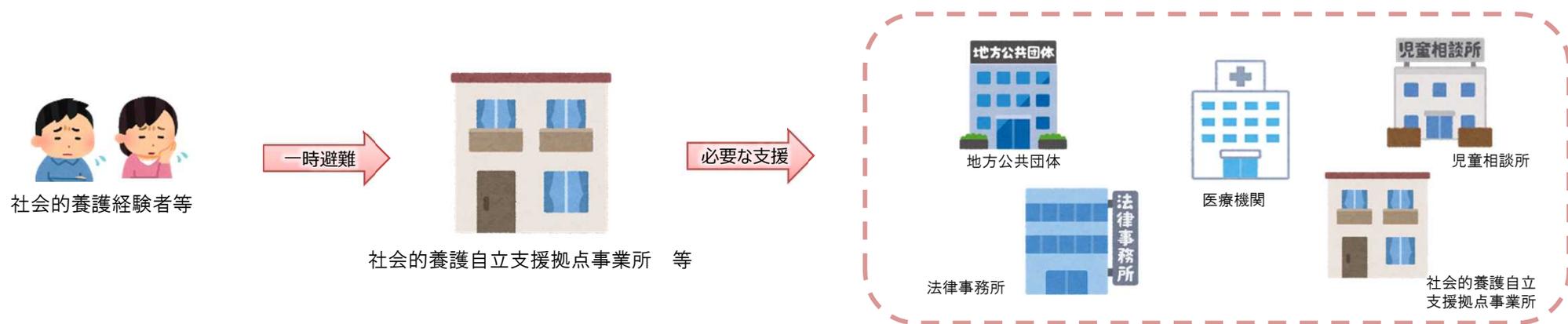
＜児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金＞ 令和6年度予算案 177 億円の内数 (208 億円の内数) ※ ()内は前年度当初予算
 (※) R5 予算 (208億円) の一部について、制度改正に伴い、R6予算案では、他の予算科目に移管を行っている。

1 事業の目的

社会的養護自立支援拠点事業所等において、休日夜間に緊急で一時避難が必要な者に対して、他の必要な支援につなぐまでの一時避難場所の提供に要する経費を補助する。

2 事業の概要

休日夜間に緊急で一時避難が必要な社会的養護経験者や虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった者等を、社会的養護自立支援拠点事業所等で受け入れ、受け入れた施設内において一時避難場所を提供するとともに、他の必要な支援につなぐ。



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】 1 か所当たり 6,995千円

【補助割合】 国：1 / 2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1 / 2

妊産婦等生活援助事業

1. 実施要綱（案）について

注）本通知発出までの過程において変更する可能性があるため、ご留意いただきたい。

【目的】

- 家庭生活に支障が生じている特定妊婦と出産後の母子等に対する支援の強化を図るため、一時的な住まいや食事の提供、養育等に係る相談・助言や、母子生活支援施設や医療機関等の関係機関との連携、特別養子縁組に係る情報提供等その他必要な支援を行うことで、支援が必要な妊産婦等が安心した生活を行うことができるよう支援する。

【実施主体】

- 都道府県、市及び福祉事務所設置町村（以下「都道府県等」という。）
- 事業内容の全部または一部について、当該事業を適切に実施することができる者と認められた者に委託して実施することも可能。

【対象者】

- 次のいずれかに該当する者及びその者の監護すべき児童
 - ① 児童福祉法第6条の3第5項に規定する**特定妊婦**
 - ② 特定妊婦が出産した場合など、**出産後においても引き続き支援を行うことが特に必要と認められる産婦**
 - ③ その他、**都道府県等が必要と認めた者**

【実施体制】

- 以下に掲げる者を配置すること。
 - ① **支援コーディネーター（管理者）**
 - ② **保健師、助産師又は看護師**の資格を有する者
 - ③ **母子支援員**

（※）支援コーディネーター（管理者）とは、**妊産婦等生活援助事業所の適切な運営を管理**するほか、**支援計画の策定や関係機関との連絡調整**を適切に行うことができる者であることが必要。

【事業内容】

① 支援計画の策定【必須】

- 支援計画は、**③を実施する場合のほか、必要があると判断する場合**には策定。
- 対象者の意向を十分に踏まえるとともに、対象者の心身の状況や生活状況など必要な情報を収集した上でアセスメントを行い、**支援上の課題、課題解決のための支援目標、目標達成のための具体的な支援内容・方法などを定め**、事前に内容を十分に説明し、対象者本人が主体的に取り組めるよう配慮。

② 相談支援【必須】

- **妊娠葛藤相談やこどもの養育相談、自立に向けた相談等に対応するための体制**を整備。
- 単に情報提供や助言を行うだけでなく、医療機関受診、就労支援機関の利用、行政手続き等への同行支援など、**対象者のニーズに応じた適切な支援**を行う。

③ 生活支援【必須】

- 入居又は通いにより、**居場所や食事を提供し、家事・育児等の日常生活上の援助**を行う。
- 対象者の安全及び衛生の確保並びにプライバシーの保護に配慮するとともに、**利用における遵守事項**をあらかじめ定める。
- 事業所内において、入居により生活する場を提供することが困難である場合、**民間賃貸住宅等を活用することや、都道府県等が設置した公営住宅などの賃貸住宅に一定枠を設けること等により生活する場を提供**。
- 対象者が自立した生活を営むことができるよう、当該対象者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて**適切な援助及び生活指導**等を行う。

④ 休日・夜間相談対応【必要に応じて実施】

- 事業所の**開所日又は開所時間以外に適切に相談支援を行うための体制**を整備。

⑤ 心理療法連携支援【必要に応じて実施】

- 対象者に心理療法が必要な場合に適切に支援できるよう、**公認心理師等を嘱託契約等により配置**。

⑥ 法律相談連携支援【必要に応じて実施】

- 法律相談が必要な場合に適切に支援できるよう、**弁護士等を嘱託契約等により配置**。

【設備】

- 事務室
- 相談室
- 生活する場を提供する場合、対象者が一般的な生活をするために必要な設備
- その他、事業を実施するために必要な設備

【留意事項】

- 報告又は通知を受けた妊産婦又はその者の監護すべき児童について、**必要があると認めるときは、本事業の利用勧奨を行う**こと。
- 対象者の状況を踏まえ、**出産後1年を超えても支援が必要な場合には、継続して支援を行う**こと。
- 運営方針、職員の職務内容、支援内容、金銭及び物品管理の方法、対象者の権利擁護に関する事項等、**運営規程を定める**こと。
- 生活する場を提供するに当たって、**対象者が未成年者の場合は、原則、親権者へ連絡した上で実施することが望ましいが、親権者に連絡することにより、対象者の生命及び身体等に危険が生じるおそれがある場合や、親権者に連絡することを当該対象者が強く拒否している場合等においては、対象者の安全・安心の確保に最善の対応を決定するため、児童相談所等の関係機関と十分連携・協議**すること。
- 乳児院や母子生活支援施設等の入所施設においては、**定員外に枠を設けて実施**すること。
- 対象者が**都道府県等の管内に居住していない場合であっても、緊急を要する場合には支援を行う**こと。等

2. 今後のスケジュールについて

- 実施要綱については、令和5年度末を目途に確定版を通知する予定。
- 併せて、「妊産婦等生活援助事業ガイドライン」（仮称）についても、令和5年度末を目途に通知する予定。
なお、同ガイドラインにおいては、以下の内容についてお示しする予定。
 - ・ 妊産婦等生活援助事業の業務内容について（事業の対象者、支援内容、支援の流れ 等）
 - ・ 妊産婦等生活援助事業の実施体制について（実施主体、支援体制、支援者の要件 等）
 - ・ その他（施設設備、届出 等）

<安心こども基金を活用して実施>

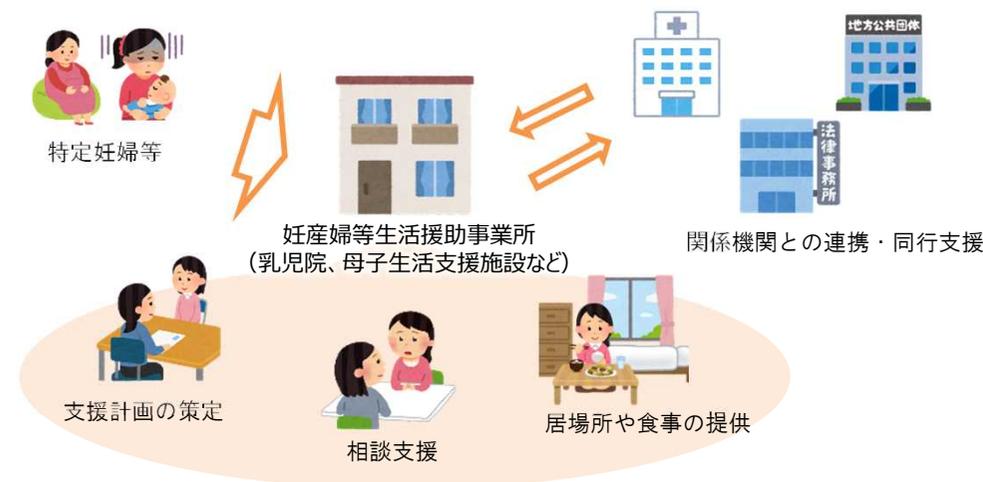
1 事業の目的

家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母子等に対する支援の強化を図るため、一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携を行う。

2 事業の概要

家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母と子等を支援するため、下記の業務を行う。

- 利用者の状態に応じた支援計画の策定
 - 妊娠葛藤相談やこどもの養育相談、自立に向けた相談等の相談支援
 - 入居または通いによる居場所や食事の提供等の生活支援
 - 児童相談所や市町村（こども家庭センター含む）、児童福祉施設、医療機関等の関係機関との連携
 - 医療機関受診、就労支援機関の利用、行政手続き等の同行支援
- ⇒ 現行の産前・産後母子支援事業は、本事業創設に伴い廃止する。



3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村

【補助基準額】

ア 基本分	1 か所当たり	30,250千円	イ 入居機能加算		
・ 支援コーディネーター	1人		・ 宿直手当加算	1 か所当たり	1,606千円
・ 保健師、助産師、看護師	1人		・ 居室稼働加算		
・ 母子支援員	1人		居室稼働450人日～900人日の場合	1 か所当たり	6,205千円
・ 個別ケース会議開催経費			居室稼働901人日以上の場合	1 か所当たり	12,278千円
・ 医療機関連携費用			・ 居室確保加算	1 か所当たり	10,000千円
・ 生活支援費			ウ 休日相談対応体制加算	1 か所当たり	1,300千円
・ デイケア対応費			エ 心理療法連携支援加算	1 か所当たり	887千円
			オ 法律相談連携支援加算	1 か所当たり	887千円

【補助割合】 国：1／2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1／2

国：1／2、都道府県：1／4、市・福祉事務所設置町村：1／4

在宅指導措置委託

1. 事業概要について

【目的】

- 令和4年改正児童福祉法において、児童福祉法第26条第1項第2号又は法第27条第1項第2号に規定する在宅指導措置を児童家庭支援センター等の民間施設に委託する際にかかる経費について義務的経費とし、民間施設を活用した在宅指導の実施が適当である家庭に対し、より早期かつ着実に在宅指導措置が行われるよう努める。

【改正内容】

- 在宅指導措置の委託については、業務内容に変更はなく、従来「児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金」の中の、「児童家庭支援センター運営事業等」及び「官・民連携強化事業」にて実施していた補助を、令和6年度より「児童入所施設措置費等国庫負担金」での補助に代わり、**国及び自治体は当該事業により発生した費用の負担が義務付けられる**こととなる。

2. 財政支援の考え方について

注) 交付要綱等発出までの過程において変更する可能性があるため、ご留意いただきたい。

補助単価（年額）

「児童家庭支援センター運営事業等」に準じる。 1件当たり（月額） **109千円**

補助率

国：1 / 2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1 / 2

都道府県社会的養育推進計画について

次期都道府県社会的養育推進計画策定要領（案）

＜現行策定要領＞

- 国は、平成28年改正児童福祉法の理念のもと、「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組を通じて、こどもの最善の利益を実現していくため、各都道府県に、都道府県社会的養育推進計画の策定を求めた。（平成30年7月）
- 各都道府県が計画を策定するに当たって踏まえるべき**基本的考え方**や**留意事項**をまとめて策定要領として示したものの。
- 各都道府県は、令和11年度を終期とし「**令和2～6年度**」「**令和7～11年度**」の各期に区分して計画を策定。

【見直しの背景】

- 令和4年改正児童福祉法**において、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するための改正が行われた。
- また、これに先立つ「令和3年度社会保障審議会児童部会**社会的養育専門委員会**」報告書（令和4年2月）においては、都道府県社会的養育推進計画について、**資源の計画的な整備方針のための計画とすべきこと**等が指摘されているところ。
→これらを受けて既存の計画の見直しを行う必要がある。



＜主な見直しのポイント＞

計 画 期 間	●令和6年度に今期の期末を迎えるに当たり、 次期計画は令和7～11年度の5年を1期 として策定。
項 目	●令和4年改正児童福祉法の内容等を踏まえ体系を見直すとともに、現行の11項目を 13項目 とする。 ※「支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組」「障害児入所施設における支援」を新設。 ● 家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念 に基づく支援の在り方を中心に据えた構成に。
計 画 記 載 事 項	●現行計画との継続性を踏まえつつ、適切にPDCAサイクルを運用する観点から、各項目ごとに、「 現行計画の達成見込・要因分析等 」の記載を求める。 ●「 資源の必要量等 」「 現在の整備・取組状況等 」「 整備すべき見込量等 」の記載を求める。 ●さらに、「 整備すべき見込量等 」について、「 整備・取組方針等 」（指定するものについては定量的な整備目標も設定）として具体的に記載することを求める。
評 価 の た め の 指 標	●現行の策定要領においては、評価のための指標は例示となっているところ、次期計画では、各項目ごとに 統一的な「評価のための指標」 を設定する。 ●各都道府県において、当該指標により取組の 進捗状況の把握 を求める。 ●国は、各都道府県の取組の進捗について、 毎年度調査を実施し、分析・評価 して公表。

1. 基本的考え方（計画記載事項）

(1) 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

- ・国・地方公共団体においては、**家庭養育優先原則**と**パーマネンシー保障の理念**に基づくケースマネジメントの徹底が必要。
- ・こどものニーズの適切な把握と支援への反映が必要。なお、こどもに対して行われたソーシャルワークが**こどもに還元**されることが重要。
- ・計画策定に当たっては、**当事者であるこどもや市区町村の意見**の反映、子ども・子育て支援事業計画等との整合性が必要。
- ・計画策定の際は、都道府県児童福祉審議会等の合議制の会議への**意見聴取**を行うこととし、計画の進捗についても、毎年度、評価のための指標等により**自己点検・評価**を実施して、その結果を当該会議へ報告するなど、適切にPDCAサイクルを運用することが必要。

(2) 当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）

- ・令和4年改正児童福祉法においては、**こどもの権利擁護に係る環境を整備**することを都道府県の業務に位置づけるとともに、措置や一時保護決定時等の**意見聴取等措置**、さらにはこどもの**意見表明等支援事業**の創設等、こどもの権利擁護に関する取組について拡充が図られたことを踏まえ、都道府県においては、これらの内容を適切かつ積極的に推進するための具体的な取組を行うことが必要。

(3) 市区町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

- ・全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機関である市区町村の**こども家庭センター**を通じて、支援が必要な家庭等が家庭支援事業など必要な支援メニューに切れ目なく繋がることで、虐待等に至る前に家庭維持に向けた**予防的支援**や、虐待等により親子関係の修復が必要な家庭に対しては**親子関係の再構築**に向けた支援が効果的に行われることが必要。

(4) 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

- ・支援を必要とする妊産婦等に対しては、支援の入り口から妊産婦等との関係性をつくりながら、ニーズに応じた**多機能な支援を包括的に**提供することが必要。

(5) 一時保護改革に向けた取組

- ・一時保護を行う場合は、家庭における養育環境と同様の養育環境あるいはできる限り良好な家庭的環境にあって、個別性が尊重されるべきものであり、こどもの年齢等に配慮しつつ、**原則として個別対応**を基本とする必要があることから、都道府県においては、国において策定する**一時保護施設の設備・運営基準**を踏まえて、条例で基準を定めるとともに、必要な環境整備を行うことが必要。

(6) 各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み

- ・予防的支援や家庭復帰、親族養育等への移行、養子縁組の成立見込み数を踏まえて、代替養育を必要とするこども数の見込みを時点修正することが必要。

1. 基本的考え方（計画記載事項）

(7) 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

- ・家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念の徹底が必要。すなわち、予防的支援により**家庭維持**を目指すとともに、代替養育を必要とするこどもに対しては、まずは**家庭復帰**に向けた努力を最大限に行い、それが困難と判断された場合は、**親族・知人による養育**、さらには**特別養子縁組**を検討する。その上で、これらの対応がこどもにとって**適当でない又はその実現までに期間を要する**と判断された場合には、**里親・ファミリーホーム**への委託や**児童養護施設等**への入所の措置を検討するとともに、既に代替養育されているこどもに対しても、**継続して**家庭復帰に向けた努力や親族・知人による養育、特別養子縁組、里親・ファミリーホームへの委託を検討することが必要。

(8) 里親等への委託の推進に向けた取組

- ・家庭復帰や親族・知人による養育、特別養子縁組を検討した上で、これらがこどもにとって**適当でない又は実現までに期間を要する**と判断された場合には、「家庭と同様の養育環境」である里親・ファミリーホームへの委託を検討することが必要。
- ・児童福祉施設として新たに位置づけられた**里親支援センター**において、里親のリクルートから里親委託措置解除後における支援に至るまでの**一貫した里親支援**が効果的に実施されるよう、その設置を促進することが必要。

(9) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

- ・家庭では困難な**専門的ケア**を要する、又は年長児で家庭養育に対する**拒否感が強い**などという理由で施設養育が必要とされるこどもに対しては、地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアで養育されるよう、必要な措置を講ずることが必要。
- ・児童家庭支援センター等の設置の検討や家庭支援事業の実施等、その専門性を多機能化・機能転換を図る中で発揮することが必要。

(10) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

- ・令和4年改正児童福祉法により社会的養護経験者等に対し必要な援助を行うことが都道府県の業務とされたことから、児童自立生活援助の**年齢要件等の弾力化**や社会的養護経験者等を支援する**拠点の設置**等、自立支援を推進していくことが必要。

(11) 児童相談所の強化等に向けた取組

- ・児童相談所の設置を検討している中核市・特別区に対しては、その円滑な設置に向け、人材育成等の必要な支援を行うことが必要。
- ・児童相談所においては、「**新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン**」に沿って、児童福祉司等の増員や弁護士等の配置等による法的対応体制の強化、研修の実施等による専門性の向上のほか、**こども家庭ソーシャルワーカー**資格の取得促進を図ることが必要。

(12) 障害児入所施設における支援

- ・障害児入所施設においても、被虐待児童が一定割合生活している。障害児入所施設においては、障害に対する正確な理解と障害特性に応じた環境の提供に加え、**できる限り良好な家庭的環境**の下で支援を行うことが必要。

○ 次期計画策定上の留意事項

- ・各都道府県においては、**令和6年度末までに**新たな計画の策定を行うことが必要。
- ・計画の策定を待つことなく、令和5年度から、現行計画の達成見込・要因分析等、**可能なものから順次速やかに**取組を進めることが必要。

2.項目ごとの策定要領※以下、各項目について、現行策定要領からの変更等を中心に記載 (1)都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

事項

家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念

各項目に係る基本的考え方

計画策定等における当事者であるこどもの意見の反映等

市区町村との連携体制等

P D C Aサイクルの運用

計画策定に当たっての留意事項

- 家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントの徹底が必要。すなわち、市区町村の家庭支援事業等を活用した予防的支援により家庭維持を目指すとともに、代替養育を必要とするこどもに対しては、児童相談所において、まずは家庭復帰に向けた努力を最大限に行い、それが困難な場合は、親族・知人による養育を検討し、さらには特別養子縁組を検討。その上で、これらの対応がこどもにとって適当でない又は実現までに期間を要すると判断された場合、里親・ファミリーホームへの委託や児童養護施設等への入所措置の検討とともに、既に代替養育されているこどもにも、継続して家庭復帰に向けた努力や親族・知人による養育、特別養子縁組、里親・ファミリーホームへの委託を検討することが必要

- 現行計画の達成見込や達成・未達成（見込）の要因分析等を行う
- 資源等に関し、地域の現状（資源の必要量等、現在の整備・取組状況等、整備すべき見込量等）を明らかにした上で、整備すべき見込み量等について整備・取組方針等を具体的に記載

- 里親・ファミリーホームや施設をはじめとした関係者の幅広い参画の下に行う
- 当事者であるこども（社会的養護経験者を含む。）を計画策定委員会等の委員に複数名選任して意見聴取
- 里親等や施設等に在籍しているこどもに対してヒアリングやアンケートによる意見聴取
- 意見聴取した内容の十分な反映。なお、意見聴取に当たっては、当事者であるこども（社会的養護経験者を含む。）の置かれた状況等に十分に配慮し、意見を表明する上で利用しやすいよう工夫した手段を用意

- 計画策定時に市区町村の意見を反映
- 各都道府県においては、子ども・子育て支援担当部局等との緊密な連携により、計画の内容について、子ども・子育て支援事業計画等との整合を図る
- 市区町村は、社会的養護の地域資源を子ども・子育て支援に活用するための連携が必要。この連携に当たっては、推進計画に基づく都道府県の施策についても考慮することが必要

- 計画策定時に都道府県児童福祉審議会等へ意見聴取
- 毎年度、評価のための指標等により計画の進捗を自己点検・評価し、その結果を都道府県児童福祉審議会等へ報告。自己点検・評価によって明らかになった課題等は、速やかに取組の見直し
- P D C Aサイクルの運用の際には、当事者であるこども（社会的養護経験者を含む。）の意見を反映
- 国は、各都道府県の取組の進捗について、毎年度調査を実施し、分析・評価して公表

2.項目ごとの策定要領

(2)当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援等）

事項

こどもへの意見聴取等措置

意見表明等支援事業

こどもの権利擁護に係る環境整備

計画策定に当たっての留意事項

- 措置をとる理由等を事前に丁寧に説明し、こどもが理解できたことを確認した上で措置等を実施
- 聴取した意見・意向は、十分勘案した上でこどもの最善の利益を考慮して組織として支援の方法等を検討
- 措置の決定等ののち速やかに決定内容と理由を丁寧に説明
- こども等への十分な説明、アクセシビリティへの十分な配慮、外部団体への委託等による実践環境の整備
- 多様な属性・強みを持つ意見表明等支援員の養成・確保、こどものニーズに合わせた体制整備に努める
- こどもの意見等を最善の利益を考慮して組織的に検討し、結論と理由をこどもに十分説明する環境整備
- 児童福祉審議会にこどもの権利擁護に関する専門部会を設置する等、具体的に取り組を進める
- こども自身に対してその権利や権利擁護の仕組みについて丁寧かつわかりやすい周知啓発を図ることが必要
- 社会的養育に関わる関係職員に対する研修の定期的実施
- 社会的養護施策検討の際の、当事者であるこども（社会的養護経験者を含む。）の委員としての複数参画等

2.項目ごとの策定要領

(3)市区町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

①市区町村の相談支援体制の整備に向けた都道府県の支援・取組

事項

こども家庭センターの普及、連携体制、人材育成等

ヤングケアラーに対する支援

計画策定に当たっての留意事項

- 市区町村は、令和4年改正児童福祉法を踏まえ、こども家庭センターの設置に努めることが必要
- 計画にはこども家庭センターの設置、支援体制の充実等に向けた都道府県の支援・取組を記載（とりわけ、小規模市町村においても設置が促進されるよう支援策を記載）
- こども家庭センターに関する指針等を参考に、人材育成、関係機関との連携等の支援体制等を検討
- 市区町村への送致のほか、こどもや保護者の置かれた状況や地理的要因等から、適当と考えられる事例については、市区町村に対して在宅指導措置の委託を行い、市区町村との連携を図りながら支援を実施すること
- 市区町村送致等の際の事前の十分な協議など、情報共有等が適切に行われるよう仕組みやルールを整備
- 市区町村職員への研修を、児童相談所職員と一緒に行うこと等によりお互いの専門性について理解を深める
- 関係する市区町村職員に児童相談所援助方針会議への参加を促してアセスメントのポイントを共有することなども検討
- こども家庭福祉分野だけでなく、教育分野や関係機関との連携体制を構築

2. 項目ごとの策定

(3) 市区町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

② 市区町村の家庭支援事業等の整備に向けた都道府県の支援・取組

事項

市区町村の家庭支援事業等の整備・充実

母子生活支援施設の体制整備・活用促進

計画策定に当たっての留意事項

- 市区町村は十分な家庭支援事業の事業量を見込み、支援が必要なこども等を積極的に支援することが必要
 - 市区町村における、支援メニューの必要な事業量の確保・充実や利用促進等に向けた取組状況を把握し、必要な支援を検討
 - 子ども・子育て支援担当部局等と連携を図り、子ども・子育て支援事業計画の見直し内容等を順次反映
 - 子ども・子育て支援担当部局等は市区町村の子ども・子育て支援担当部局等と連携
 - 市区町村が子育て短期支援事業の委託先として里親・ファミリーホームや児童家庭支援センターを積極的に活用できるよう、里親・ファミリーホーム等の把握及び名簿の作成、提供、委託の際の連携・協力
- 市区町村に対して幅広く活用を促すとともに、母子生活支援施設における人材育成の支援など体制整備についても検討

2. 項目ごとの策定要領

(3) 市区町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

③ 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組

事項

児童家庭支援センターの機能強化に向けた都道府県の支援・取組

市区町村との連携体制

計画策定に当たっての留意事項

- こども家庭センターに対する専門的な助言・援助の実施、里親支援センター等の一部機能を担うこと、子育て短期支援事業の実施、在宅指導措置委託の積極的な活用などを念頭に置き機能強化を図る
- 児童家庭支援センター及び市区町村との連携を密にし、児童家庭支援センターにおける具体的な支援メニューの在り方などについて十分に協議
- 市区町村は、児童家庭支援センターに対して、家庭等からの相談対応について積極的に技術的助言等を求めるとともに、子育て短期支援事業をはじめとした家庭支援事業の委託など、児童家庭支援センターと密接に連携して地域のこども家庭支援を実施

2.項目ごとの策定要領

(4)支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

事項

妊産婦等生活援助事業の整備

助産施設・助産制度の体制整備と周知

市区町村等との連携等

その他事業による支援体制の充実

計画策定に当たっての留意事項

●国において策定する実施要綱等をもとに、同事業の整備が着実に進められるよう、乳児院や母子生活支援施設等の活用を含め、必要な内容を盛り込むこと

●助産施設の確保に取り組むこと
●制度の周知にも取り組むこと

●都道府県の児童福祉担当部局と母子保健担当部局等との連携、市区町村等の関係機関との連絡会議の開催、要保護児童対策地域協議会等との連携体制の構築
●児童福祉及び母子保健担当部局等の関係機関の職員等への研修
●市区町村は、こども家庭センター等を通じて把握した特定妊婦等について、妊産婦等生活援助事業による支援が必要と認められる場合は速やかに都道府県に報告等を行い、当該特定妊婦等の自立に向けて積極的な支援が必要。その際、家庭支援事業の活用も含めて検討が必要

●市区町村が実施する妊婦訪問事業、産後ケア事業等についても取組状況を把握するとともに、その充実に向けた支援等について検討

2.項目ごとの策定要領

(5)各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み

事項

代替養育を必要とするこども数の見込み

計画策定に当たっての留意事項

●保護者のないこども又は保護者に監護させることが不相当であると認められるこどもであって、里親・ファミリーホームに委託し、又は施設に入所させて養育することが必要とされる者の数（代替養育を必要とするこども数）を時点修正する際、予防的支援や家庭復帰、親族養育等への移行、養子縁組の成立の見込み数を踏まえて算出
（参考例）こどもの人口（推計・各歳ごと）× 代替養育が必要となる割合（潜在的需要を含む。）
＝ 代替養育を必要とするこども数

2. 項目ごとの策定要領

(6) 一時保護改革に向けた取組

事項

一時保護の体制整備

一時保護におけるこどもの最善の利益

計画策定に当たっての留意事項

- 国において策定する**一時保護施設の設備・運営基準**等を踏まえて、既存の一時保護施設の見直し項目及び見直し時期、一時保護施設の必要定員数、一時保護専用施設等の確保数、一時保護に関わる職員の育成方法、実施する時期等を計画に記載
- こどもの年齢等に配慮しつつ、**原則として個別対応**を基本とする
- こどもの適切なケアの確保に課題がある場合や、こどもの様々な事情や態様に応じた個別ケアを推進する観点からは、**一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホーム、児童福祉施設等の確保**に努めることが必要
- こどもの意見を聞きながら、可能な限り原籍校への通学が可能となる環境を確保するため、**一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親・ファミリーホームの確保を進める**
- 一時保護施設内の学習支援の充実に努める
- 一時保護施設内の**管理を目的とした規則は最低限にとどめ**、一時保護施設内のルールが適切か、定期的に見直す

2. 項目ごとの策定要領

(7) 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

① 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組

事項

家庭養育優先原則及びパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメント

計画策定に当たっての留意事項

- **家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメント**を徹底することが必要。児童相談所においては、こうしたケースマネジメントを実施するための体制を検討すること
- 代替養育下における長期措置を防ぐためのケースマネジメントを行うために、**児童相談所における専門チーム等の配置などの体制整備**を検討することが望ましい

2. 項目ごとの策定要領

(7) 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

② 親子関係再構築に向けた取組

事項

児童相談所における体制強化

民間との協働による支援の充実

市区町村における支援体制の強化と連携等

里親等や施設との協働による支援

計画策定に当たっての留意事項

- 専任職員の配置や専門チームの設置など、連続性のある支援が実施できるような体制の整備
- 親への相談支援に関する児童相談所職員への研修の実施
- 保護者支援プログラム実施団体等との協働が考えられる
- その際、民間団体等との協働による支援であることを十分意識した上で、コーディネート業務を適切に行う
- 市区町村が親子関係再構築支援の意義を理解し、児童相談所と連携して支援を実践していくことが不可欠
- 親子の課題等をこども家庭センターと適切に共有し、サポートプランの策定に反映
- 都道府県全体として、親子関係再構築支援の役割分担、連携体制を検討し、市区町村をバックアップ
- 都道府県は親子関係再構築の重要性の啓発、市区町村への支援方策を講じる等の主導的役割を發揮
- 里親・ファミリーホームや施設からも情報収集等を行うなど、協働しながら親子関係再構築支援を実施する体制づくりを行う

2. 項目ごとの策定要領

(7) 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

③ 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

事項

特別養子縁組等に向けた具体的なケースマネジメントの在り方

民間あっせん機関等との連携等

縁組成立後の支援

計画策定に当たっての留意事項

- 家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを徹底する必要がある
- 支援の実施に当たっては、児童相談所における専門チーム等の配置などの体制整備について検討
- 養子縁組里親が見つからない場合や縁組成立後の支援に際し、民間あっせん機関等の協力を得ることも有効
- 児童相談所長による特別養子適格の確認の申立等について積極的に検討
- 縁組成立後少なくとも半年間は、児童福祉司指導等による援助を継続するとともに、養親からの相談に応じるなどの援助を行う

2. 項目ごとの策定要領

(8) 里親等への委託の推進に向けた取組

① 里親等への委託こども数の見込み等

事項

パーマネンシー保障の理念に基づく支援の在り方

里親等委託が必要なこども数の見込み

新たに確保が必要な里親等数の算出、里親等委託率の目標設定等

十分な受け皿の確保等

里親のリクルートに係る市区町村との連携体制等

やむを得ず委託解除に至った要因分析

計画策定に当たっての留意事項

- 里親等委託率は、家庭養育優先原則とパーマネンシー保障の理念に基づくケースマネジメントを優先した上で、**なお代替養育を必要とするこどもの見込数**に対して設定されるものであること
- 里親等委託が必要なこども数の算出に用いる算式

$$(\text{代替養育を必要とするこども数} - (\text{行動上の課題が重篤なこども等に対して必要な治療や指導等を行うことを目的とする施設の入所こども数})) \times \text{里親等委託が必要なこどもの割合} = \text{里親等委託が必要なこども数}$$
- 養子縁組里親を含む里親等委託を原則として検討。特に就学前の乳幼児期は、**愛着関係の基礎を作る時期**であり、養子縁組や里親・ファミリーホームへの委託が原則
- 施設入所が長期化しているこどもについては、こどもの課題に応じて里親等委託を検討する必要がある。特に乳児院に入所しているこどもについては、**原則として里親等委託への措置変更を検討**
- 乳幼児75%以上、学童期以降50%以上の里親等委託率の実現に向けて、令和11年度時点における年齢区分別（3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降）の里親等委託率の目標を設定。国の数値目標を既に**達成している又は達成する見込みのある都道府県**は、養子縁組里親を含む里親等委託を原則として検討し、国の数値目標を**超えた目標**を設定
- 国においては、令和11年度までに、乳幼児の里親等委託率75%以上、学童期以降の里親等委託率50%以上の実現に向けて取組を推進
- 里親・ファミリーホームについての広報・啓発を積極的に行う必要があること。
- 実親等に、里親・ファミリーホームは、家庭と同様な養育環境の提供が目的であることや、**実親との親子関係を断つことなく、親子関係再構築や自立に向けた措置**であることを丁寧に説明して理解を得る
- ショートステイなどの短期受け入れ里親も含め、多様な里親の在り方を検討・周知することが重要
- 市区町村が持つ自治会や子育てボランティアなどとの**繋がり**を活用して制度周知や里親のリクルートを行うなど、**積極的に市区町村と連携**を図る。また、市区町村は協力体制を整備することが望ましい
- 市区町村が子育て短期支援事業に里親・ファミリーホームを活用できるようにするための**情報提供等**を検討
- やむを得ず委託解除された数・割合について把握し、**要因分析**を踏まえて対応方針を検討すること

2. 項目ごとの策定要領

(8) 里親等への委託の推進に向けた取組

② 里親支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組

事項

包括的な里親等支援体制の整備

里親支援センターの設置等に当たっての留意事項

計画策定に当たっての留意事項

- 里親支援センターにおいて、里親のリクルートから里親委託措置解除後における支援に至るまでの一貫した里親支援体制を構築することが必要
- 里親支援センターによる里親支援体制の構築等に当たっては、国が策定するガイドライン等を参照
- 児童相談所の職員体制や管轄する地域の人口規模等を踏まえて、児童相談所の体制強化や民間機関の積極的活用を含め、里親支援センターの設置を検討。設置にあたっては、NPO法人等の民間機関、多機能化等に向けた取組を行う乳児院や児童養護施設等、児童家庭支援センター、里親会の活用なども考えられる
- 里親支援センターのみで対応することが困難である場合は、フォスタリング機関の活用についても検討

2. 項目ごとの策定要領

(9) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

① 施設で養育が必要なこども数の見込み

事項

施設で養育が必要なこども数の見込み

計画策定に当たっての留意事項

- (5)の項目で算出した「代替養育を必要とするこども数の見込み」から、(8)の①の項目において算出された「里親等委託が必要なこども数」を減じて、施設で養育が必要なこども数の見込みを算出
- 各施設においては、ケアの個別化、里親等委託、親子関係再構築に向けた支援などに加え、こどもの呈する情緒、行動上の問題の解消や軽減を図りながら生活支援を行う専門的な養育に取り組むこと。また、支援方針をこどもや親に明確に提示し、親への支援を行いながら、家庭復帰や里親・ファミリーホームへの委託などへとつなげられるよう取り組むこと。

2. 項目ごとの策定要領

(9) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

② 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

事項

乳児院、児童養護施設

母子生活支援施設

地域支援・在宅支援の充実

施設等における人材確保・人材育成等

計画策定に当たっての留意事項

- 概ね5年程度で地域分散化及び多機能化・機能転換を図る計画を、人材育成も含めて策定
- 乳児院について、こども家庭センターや市区町村の母子保健担当部局、児童相談所等との連携・協働先として位置付けることを働きかけるとともに、妊産婦等支援や親子関係再構築支援、里親等支援などへの積極的な活用を検討。また、一時保護専用施設の整備についても、地域の実情に応じて検討
- 妊産婦等生活援助事業が、母子生活支援施設において、そのニーズに応じて利用されるよう改めて周知
- 家庭支援事業を施設にどの程度委託しているかが施設の多機能化・機能転換の取組を評価する重要な指標となるため、市区町村に対しては積極的な施設の活用を、施設に対しては積極的な事業実施を促すとともに、事業や財政支援の説明を十分に行う
- 児童家庭支援センターの設置の促進を検討
- 施設等における人材確保
 - ・施設等で働くことの魅力等を施設等のWEBサイトやSNS等を活用し広報啓発することや、職場体験等、施設等や業務内容を理解してもらう機会を積極的に設けることなど、人材確保に向けた取組への支援が必要
 - ・在職中の職員の定着のため、職員が意欲的に学べる場の提供やキャリアパス整備等の取組にも支援が必要
- 施設等における人材育成
 - 研修の受講機会の提供、スーパービジョンのシステムの確立等の取組みが重要。また、職員が課題を一人で抱え込まない組織運営が重要であり、これら人材育成等の取組への支援が必要

2. 項目ごとの策定要領

(10) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

① 自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み及び実情把握

事項

実情把握の対象者及び把握すべき内容、手段

計画策定に当たっての留意事項

- 国において策定する実施要綱等を踏まえること
- 児童養護施設等職員、里親等を通じて電話やメール、SNS等の手段により実情を把握
- 社会的養護経験者等同士の繋がりを活かした実情把握

2.項目ごとの策定要領

(10)社会的養護自立支援の推進に向けた取組

②社会的養護経験者等の自立に向けた取組

事項

児童自立生活援助事業

社会的養護自立支援拠点事業

社会的養護経験者等への自立に向けた支援体制の強化と連携等

計画策定に当たっての留意事項

- (10)の①の項目で算出した自立支援を必要とする社会的養護経験者等数を踏まえ、児童自立生活援助事業の**実施箇所数の計画**を策定
- なお、令和4年改正児童福祉法により自立援助ホーム以外の場所でも児童自立生活援助事業が実施できるようになったことから、**管内の施設等の状況**を踏まえつつ、**事業の種類ごとに事業実施箇所数の計画**を策定
- (10)の④の項目の**実情把握**を参考とすることに加え、**現に支援している関係者等からの情報等**を収集しながら、**社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数の計画**を策定
- 関係機関への円滑な連携を行うための体制づくりについて検討
- 一時避難的かつ短期間の**居場所の提供**を伴う支援の実施を検討
- 国において策定する実施要綱等を参考として、関係機関との連携等について、支援体制等を検討
- 社会的養護経験者等を含む関係者が構成員となって組織される**社会的養護自立支援協議会**の設置を積極的に検討

2.項目ごとの策定要領

(11)児童相談所の強化等に向けた取組

①中核市・特別区の児童相談所設置に向けた取組

事項

中核市・特別区の児童相談所設置に向けた計画

計画策定に当たっての留意事項

- 令和元年改正児童福祉法附則第7条第6項の趣旨は、設置意向のある全ての中核市・特別区が児童相談所を設置できるようにすることであることから、できるだけ設置を促す
- 中核市・特別区における設置に向けた**具体的な懸案・課題等**を適切に把握した上で、各都道府県における支援策等の具体的な計画を策定

2.項目ごとの策定要領

(11) 児童相談所の強化等に向けた取組

② 都道府県（児童相談所）における児童相談所設置・人材確保・育成等に向けた取組

事項

児童相談所における
人材確保・育成

児童相談所の管轄人
口

市区町村との連携

計画策定に当たっての留意事項

- 「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」に沿った都道府県（児童相談所）の職員の配置、研修の実施方法・時期等を計画に記載
- 都道府県内に管轄人口が100万人を超える児童相談所を有する場合には、新たな児童相談所の設置等具体的な改善方策を計画に記載
- 市町村支援児童福祉司の役割が重要であり、配置基準に基づき適正に配置した上で、市区町村と連携体制の整備を図る

2.項目ごとの策定要領

(12) 障害児入所施設における支援

事項

障害児入所施設にお
ける支援

計画策定に当たっての留意事項

- 「良好な家庭的環境」において養育されるようユニット化等によりケア単位の小規模化を推進

3. 次期計画策定上の留意事項

事項

次期計画の計画期間、
計画の見直し等

計画策定に当たっての留意事項

- 計画策定要領を基に、計画の全面的な見直しに向けた準備や検討を進め、令和6年度末までに新たな計画の策定を行うこと。なお、計画の策定を待つことなく、以下について可能なものから順次速やかに取組む
 - ・ 現行計画の達成見込・要因分析等
 - ・ 資源等に関する地域の現状把握
 - ・ 市区町村におけるこども家庭センターの整備等に向けた支援
 - ・ 里親支援センターによる一貫した里親支援体制の構築に向けた調整・検討
 - ・ 施設の多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化等に向けた各施設の意向の確認等、計画策定に向けた調整・検討
 - ・ これらに従事する人材の専門性の向上に向けた、人材育成の機会の確保のための取組 等
- 第3期子ども・子育て支援事業計画に合わせて令和7年度から令和11年度までの5年を1期として策定
- 計画の進捗状況について毎年度自己点検・評価を行うとともに、計画期間の中間年を目安として、進捗状況の自己点検・評価の結果を踏まえ、必要な場合には、計画の見直しを行って取組の促進を図ること
- 都道府県こども計画、都道府県障害児福祉計画など、こども施策、障害児施策等との連携や関連する計画と整合性が取れた計画となるよう留意